平成 28 年度 包括外部監査結果報告書

「県の特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について」

平成 29 年 3 月 熊本県包括外部監査人 樋口信夫

目 次

テーマ「県の特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について」

第1. 外部監査の概要
2. 選定した特定の事件 (テーマ) 1 (1) 監査対象 1 (2) 監査対象部署等 1 (3) 監査対象期間 1
3. 事件選定の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 外部監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5.外部監査補助者の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6.外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
7.利害関係の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2. 熊本県の歳入歳出決算の概要
1. 熊本県の歳入歳出決算の概要について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(1) 予算・決算事務について
(2) 財政の硬直化を示す指標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 熊本県の財政再建戦略について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第3. 外部監査の結果
1) 当県・他県における特別会計の概要15(1) 熊本県の特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2)特別会計に関する監査結果総括 22 (1)監査対象とした特別会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「港湾整備事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 港湾整備事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「富海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事実内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「港湾整備事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 下港湾整備事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 下港湾整備事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移	
(6) 意見 (7) 「高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「港湾整備事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 事業内容の概要 (8) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (9) 事業内容の概要 (9) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (9) 事業内容の概要 (9) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (9) 指摘事項 (9) 意見 (1) 目的 (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (1) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (7) 「港湾整備事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見	
(1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (7) 「港湾整備事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見	
(3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「港湾整備事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「港湾整備事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「港湾整備事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(6) 意見 (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見	
(1)目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見	
(4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (7) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (6)意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果	
(5) 指摘事項 (6) 意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6) 意見 (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 生活ないで	
 ・) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (6)意見 (7)「流域下水道事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 	
 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 	
 (4)監査結果 (5)指摘事項 (6)意見 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1)目的 (2)事業内容の概要 (3)直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4)監査結果 	
 (5) 指摘事項 (6) 意見 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 	
 (6) 意見 (7) 「流域下水道事業特別会計」について (1) 目的 (2) 事業内容の概要 (3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移 (4) 監査結果 	
 (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •
	• •
(5) 指摘事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(6) 意見 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• •
う)「林業改善資金特別会計」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2) 事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 監査結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(5) 指摘事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(6) 意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
)) 「沿岸漁業改善資金特別会計」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 目的·······	
(2) 事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

(5) (6)	指摘事項······ 意見·····	95 95
8) [j	就農支援資金貸付特別会計」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
(1)	目的	98
(2)	事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
(3)	直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
(4)	監査結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99
(5)	指摘事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99
(6)	意見	99
	母子父子寡婦福祉資金特別会計」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
(2)	事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
(3)	直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
(4)	監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
(6)	疳摘 ず 頃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
10) 「!	県立高等学校実習資金特別会計」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
(1)	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	110
(2)	事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
(3)	直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
(4)	監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
(5)	指摘事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
	意見	
	育英資金等貸与特別会計」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
(4)	監査結果····································	121
(5)		122
	市町村振興資金貸付事業特別会計」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2)	事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
(3)	直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
(4)	監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
(6)	指摘事項······ 意見·····	135
13) Гл	収入証紙特別会計」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
(1)	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	141
(2)	事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
(3)	直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
(4)	監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
(5)		143
14) Γ	公債管理特別会計」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	148
	事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)	直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151

	監査結果1	
	指摘事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
(6)	意見······ 1-	52
15) Γ ·	ッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」について・・・・・・ 1	54
(1)	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	54
(– /	事業内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
` '	直近5ヶ年の歳入歳出推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
` '	指摘事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
(6)	意見	61

(注)報告書中における合計数値等の表示において、原則単位未満切り捨てて端数処理している。よって、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。

第1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 監査対象

県の特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

(2) 監查対象部署等

特別会計に係る事務の執行及び事業の管理を行っている部局を対象

(3) 監査対象期間

原則として平成27年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) (但し、必要に応じて過年度及び28年度についても監査対象期間とする。)

3. 事件選定の理由

熊本県が公表している『財政事情 -熊本県財政のあらまし-』(平成 27 年 12 月公表)によれば、熊本県歳出構造の特徴として、高齢化の進展等により社会保障関係経費が年々増加(平成元年を 100 としたとき平成 26 年度 274)しているとしている。人件費は、職員定数の計画的削減等により抑制基調(平成元年を 100 としたとき平成 26 年度 106)であり、投資的経費は、公共事業の見直し等により減少基調(平成元年を 100 としたとき平成 26 年度 72)であるとしている。但し、投資的経費については、平成 24 年 7 月に発生した「熊本広域大水害」に加え、平成 28 年 4 月に発生した「熊本地震」の復旧・復興のために支出増加が見込まれる。

また、経常収支比率を用いた分析で「財政の硬直化」状態にあるとしている。その原因として、

- ▶ 三位一体の改革に伴う一般財源の減少
- ▶扶助費の増大など、容易に縮減できない義務的経費の増加
- ▶公債費(県債(借金)の返済)の高止まり

を挙げている。

熊本県の平成27年度一般会計及び特別会計の平成27年9月30日現在の予算現額は次表のとおりである。 (単位:百万円)

	歳入	歳出
一般会計 合計	806, 272	806, 272
特別会計 合計	119, 950	119, 950
一般・特別会計合計	926, 223	926, 223

地方自治法第 209 条第 2 項において「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う 場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要が ある場合において、条例でこれを設置することができる」としている。

熊本県は、平成27年度14の特別会計を予算化しており、その予算割合は13%弱を占めている。特別会計は、独立採算が原則とされるが、一般会計からの繰入があり、「財政の硬直化」の視点から特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について監査を実施することは意義のあることであると判断し、本テーマを選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ① 県の特別会計に係る事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則及び要綱等に 基づき適切に行われているか。また、これらの支出は、有効的、効率的且つ経済的 に行われているか。
- ② 恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されていないか。
- ③ 長年の特別会計において硬直的且つ過大な資源配分に陥っていないか。
- ④ 適正な受益者の負担、事業収入の確保や歳出削減努力がおろそかになっていないか。
- ⑤ 一般会計からの繰入れや借入れの存在等により、事業収支における受益と負担の関係が不明確になっていないか。
- ⑥ 特別会計に係る事業経費や事務経費等は、適切に計上されているか。
- ⑦ 特別会計により取得された財産の維持管理は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関連法規確認
- ② ヒアリング
- ③ 比較分析
- ④ 関係書類の閲覧
- ⑤ 現地視察
- ⑥ 証憑突合

5. 外部監査補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として、飯村光敏、星野誠之、入江佳隆、本吉幸雄、 久峨ゆりか、村中剛士(以上、公認会計士6名)を選任し、監査チームを編成した。

6. 外部監査の実施期間

平成28年8月1日から平成29年3月3日まで

実地調査期間:平成28年8月25日から平成28年12月6日まで

7. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 熊本県の歳入歳出決算の概要

1. 熊本県の歳入歳出決算の概要について

(1) 予算・決算事務について

平成27年度決算については平成28年9月県議会定例会に議案が提出され、特別決算委員会での審議を経て平成28年12月県議会定例会で決算認定の決議がなされ、その内容が公表されている。平成27年度熊本県の決算の状況は以下のとおりである。

平成27年度一般会計歳入決算額の状況(単位:百万円、%)

	当初予算额	í	決算物	頂		対予算比率	収入済額
区分	(A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未 済額	不納欠 損額	(B/A)	合計に占める割合
県税	☆ 150, 35	7 162, 404	158, 958	3,052	394	108.01%	20. 58%
地方消費税清算金	☆ 62, 29	0 68, 967	68, 967	-	-	110.72%	8. 93%
地 方 贈 与 税	★ 30, 29	7 31, 171	31, 171	-	-	102.88%	4. 03%
地方特例交付金	★ 50	6 543	543	_	-	107.31%	0. 07%
地方交付税	★ 213, 57	3 217, 588	217, 588	_	-	101.88%	28. 17%
交通安全対策特別交付金	★ 37	0 419	419	_	-	113. 24%	0. 05%
分担金及び負担金	\$ 3,92	9 4, 124	3, 960	160	4	104.96%	0. 51%
使用料及び手数料	\$ 9,16	3 9, 184	9, 132	42	10	100. 23%	1. 18%
国 庫 支 出 金	★ 109, 88	2 111, 595	111, 595	-	-	101.56%	14. 45%
財 産 収 入	☆ 1,49	3 2,749	2, 749	-	-	184. 13%	0. 36%
寄 附 金	☆ 15	6 137	137	-	-	87.82%	0. 02%
繰 入 金	☆ 41,57	8 16, 261	16, 261	_	-	39. 11%	2. 10%
繰 越 金	☆	0 21,672	21,672	_	-	-	2. 81%
諸 収 入	☆ 34,09	4 31, 565	30, 995	532	38	92.58%	4. 01%
県債	★ 96, 10	8 98, 392	98, 392	-	-	102.38%	12. 74%
금 計	753, 79	6 776, 770	772, 538	3, 785	446	103.05%	100.00%
自主財源(☆)合計	303, 06	0 317, 063	312, 831	3, 785	446		
	ŕ	,	ŕ	5, 105	440		
依存財源(★)合計	450, 73	6 459, 708	459, 708	-	-		

注) 各項目についての計数は表示単位未満を四捨五入している。但し、自主財源及び依存財源の集計はこの表上で行った。

歳入調定額 776, 770 百万円に対し、歳入決算額 (収入済額) は 772, 538 百万円である。 この歳入決算額のうち、自主財源¹は 312, 831 百万円であり依存財源 ¹は 459, 708 百万円

-

¹ 地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源とがある。前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。自主財源の中心は言うまでもなく地方税であり、そのほか、条例や規則で徴収できる使用料や手数料なども自主財源である。依存財源の典型は国庫支出金(補助金)であり、地方交付税も国の一般会計を経由してくることもあって依存財源とされる。地方債については、原則的には起債自由(自治法二三○条)であるから自主財源であるはずだが、許可制度があるため(自治法二五○条)に依存財源に分類されている。(財政用語小辞典より引用)

と歳入決算額に占める割合はそれぞれ 40.5%、59.5%である。歳入決算額の 60%弱を依存財源が占めている。平成 23 年度と比較すると、歳入決算額(収入済額)は 763,291 百万円であり、自主財源と依存財源の歳入決算額に占める割合はそれぞれ 37.9%、62.1%と公表されている。平成 23 年度歳入決算額と比較すると歳入額も増加しているが自主財源の占める割合も増えている。

一方、歳出決算額は 754,636 百万円であり、最も多いのは教育費 167,881 百万円であり、次が公債費 112,982 百万円、民生費 93,498 百万円と続く。

平成27年度一般会計歳出決算額の状況(単位:百万円、%)

			決算	算額	支出済額			
	区分		(A)	予算現額 (B)	支出済額 (C)	合計に占める割合	初予算比率 (B/A)	執行割合 (C/B)
議	会	費	1, 319	1, 337	1, 324	0. 18%	101. 36%	99. 03%
総	務	費	33, 912	43, 823	40, 194	5. 33%	129. 23%	91.72%
民	生	費	94, 613	98, 250	93, 498	12. 39%	103.84%	95. 16%
衛	生	費	57, 910	63, 222	60, 690	8. 04%	109. 17%	96.00%
労	働	費	2,801	3, 043	2, 730	0. 36%	108.64%	89.71%
農	林 水 産 業	費	61, 405	76, 775	56, 220	7. 45%	125.03%	73. 23%
商	工	費	27, 674	25, 434	24, 283	3. 22%	91. 91%	95. 47%
土	木	費	78, 395	103, 002	77, 711	10. 30%	131. 39%	75. 45%
警	察	費	37, 975	38, 067	37, 642	4. 99%	100. 24%	98.88%
教	育	費	169, 295	170, 303	167, 881	22. 25%	100.60%	98. 58%
災	害 復 旧	費	4,699	7, 561	3, 825	0. 51%	160. 91%	50. 59%
公	債	費	115, 190	112, 986	112, 982	14. 97%	98.09%	100.00%
諸	支 出	金	68, 408	76, 375	75, 655	10. 03%	111.65%	99. 06%
予	備	費	200	54	_	-	27. 00%	-
合		計	753, 796	820, 225	754, 636	100.00%	108. 81%	92. 00%

注)各項目についての計数は表示単位未満を四捨五入している。

また、平成27年度特別会計は、中小企業振興資金特別会計など14会計が予算化されている。熊本県特別会計は、特別会計の設置が法律上義務づけられている中小企業振興資金特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計以外に条例をもって設定している高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計はか9会計がある。

熊本県の特別会計には、チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計が設置されている。本会計は、「熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計条例」に基づくものであり、チッソ株式会社に対する貸付金等の返済の猶予により、チッソ株式会社が原因者負担の原則に基づいて行う水俣病患者に対する補償金の支払に支障が生じないようにすることに伴い、チッソ株式会社に対して行った補償金

の支払に係る資金の貸付のために発行した県債等の償還等の円滑な運営と適正な経理 を行うことを目的として設置されている。熊本県特有である。

なお、就農支援資金貸付特別会計は、平成26年度で終了している。

平成27年度特別会計歳入歳出決算額の状況(単位:百万円、%)

		Ī	歳入		A	歳		
		調定額 収入液	¥額 収入未 済額	不納欠 損額	収入割合	予算現額		支出割合
1	中小企業振興資金	6, 545 3,	531 3,014	-	53.95%	1,857	1,850	99.62%
2	高度技術研究開発基盤整備 事 業 等	543	543 -	-	100.00%	409	385	94. 13%
3	港湾整備事業	3, 358 3,	335 23	0	99.32%	3, 267	2,824	86.44%
4	臨海工業用地造成事業	614	614 -	-	100.00%	79	73	92.41%
5	流域下水道事業	3, 861 3,	861 -	-	100.00%	3, 310	3, 257	98.40%
6	林 業 改 善 資 金	2, 360 2,	350 10	-	99. 58%	1, 552	1, 504	96.91%
7	沿岸漁業改善資金	443	428 15	-	96.61%	74	58	78.38%
8	就農支援資金貸付	-		-	-	-	-	-
9	母子父子寡婦福祉資金	255	212 43	0	83. 14%	133	72	54. 14%
10	県立高等学校実習資金	349	349 -	-	100.00%	287	244	85.02%
11	育 英 資 金 等 貸 与	2, 258 2,	140 118	-	94.77%	1, 312	1, 296	98.78%
12	市町村振興資金貸付事業	2, 968 2,	968 -	-	100.00%	389	334	85.86%
13	収 入 証 紙	2, 976 2,	976 -	-	100.00%	2,900	2, 743	94. 59%
14	公 債 管 理	93, 588 93,	588 -	-	100.00%	93, 588	93, 588	100.00%
15	チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等	9, 288 9,	288 -	-	100.00%	9, 288	9, 288	100.00%
	合 計	129, 407 126,	183 3, 224	0	97.51%	118, 444	117, 516	99. 22%

注) 各会計についての計数は表示単位未満を四捨五入している。

(2) 財政の硬直化を示す指標について

(ア) 財政の硬直化の弊害

熊本県財政課は、『財政事情-熊本県財政のあらましー』(平成28年12月公表)において現状を家計に例えて説明している。

貯金の取崩し収入と積立金・貸付金支出が 16,000 円と同額であり、貯金は増えない。それ以外の収入 400,000 円に対する県税などの収入は 155,000 円と 38.8%を占めるに過ぎず、あとは地方交付税、国庫支出金などや県債発行で賄っている。

一方で支出は、教育費、市町村補助など、道路整備など、公債費の返済が大きな割合を占めている。特に平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興のために、 今後インフラ整備にかかる支出が家計に大きな影響を及ぼすことが危惧される。

『財政事情―熊本県財政のあらまし―』 (平成28年12月公表) より抜粋

県の予算を家計(年収500万円) に例えると・・・

	りに例えると・・・			
【収入】(1月当たり)			【支出】(1月当たり)	
	円			円
【自前の収入】		1	食費 (職員の人件費)	37,000
1 給与(県税など)	155, 000	2	光熱水費、通信費(物件費)	13,000
2 貯金の取崩し	16,000	3	家・車の新築や修理(道路整備なと	76,000
		4	介護・医療費	55,000
【その他の収入】			(扶助費(市町村への補助金含む))	
3 実家(国)からの仕送り	213,000	5	教育費 (教職員の人件費)	78,000
(地方交付税、国庫支出金など)		6	家族への仕送り (市町村補助など)	79,000
4 銀行からの借入(通常県債) など	32,000	7	保険など (積立金、貸付金)	16,000
		8	ローンの返済(公債費)	62,000
合計	416, 000		合計 	416,000

※平成28年度骨格・肉付予算額(一般会計総額:7610億円)を基に作成

※通常県債とは、公共事業等の財源として発行する地方債のことを指します。地方交付税の代替措置として発行する臨時財政対策債、減税補てん債及び減収補てん債(交付税措置のある75%分に限る)や、熊本地震からの復旧・復興事業に係る県債は含みません。

収入は、自前の収入である給与が全体の約1/3で、残りは、実家からの仕送り、借金などで賄っています。給与は、景気低迷の中、家族(市町村など)とも協力して、増収を目指しています。実家からの仕送りは、必要額をきちんと送ってくれるよう常にお願いしています。借金は、返済する額以上に借りないよう抑えています。

支出は、家族の医療・介護費が増える中で、食費、光熱水費、家・車の購入・修理費などを切り詰めてきています。借金の返済は、少しでも楽になるよう、返済期間の延長を行っています。新たな出費や急な出費にもやりくりして対応しています。

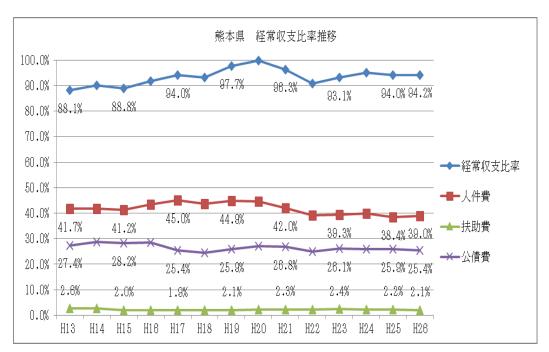
このように、収入・支出の改善に努力することによって、借金(通常県債)を減らし、少しずつ貯金も増やしながら、家計を維持しています。

税収入など県歳入が伸び悩む一方で、人件費、社会保障関係経費、公債費など増加 傾向にある歳出に歳入が向けられなければならず、政策的判断による歳出に予算を十 分に配分できない状況に陥っている。

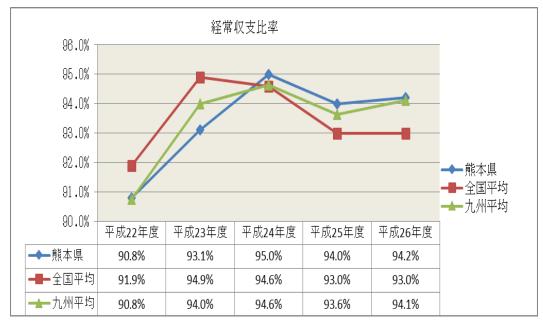
熊本県の経常収支比率²の推移は次表のとおりである。ちなみに平成元年の経常収支 比率は70%を割っている。

Life

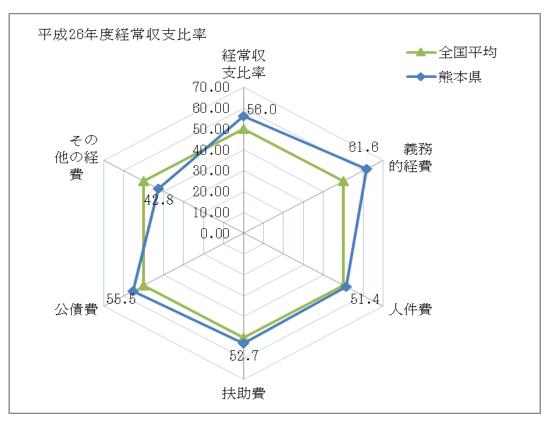
² 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度の経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に計上一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。(平成28年版地方財政白書(総務省編))



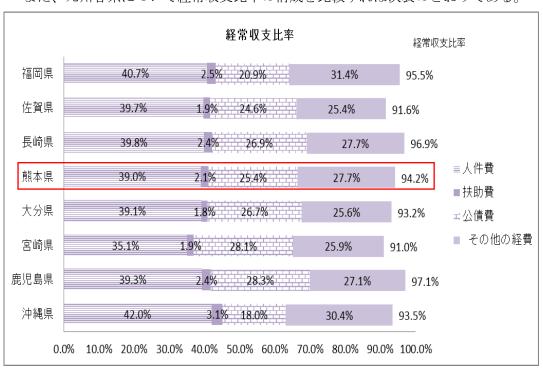
平成 16 年度以降 27 年度まで熊本県の経常収支比率は 90%を超えており、財政の硬直化がますます進んでいる。平成 24 年度は、職員給与カット復元に伴う人件費や社会保障関係経費等の経常経費の増等により、平成 23 年度より 1.9 ポイント上昇したと説明している。



総務省が公表する平成 26 年度財政データより全国平均と比較すると次表のとおりである。経常収支比率は、義務的経費特に公債費に引きずられ、全国を 50 とした時 56 と悪い値を示している。



また、九州各県について経常収支比率の構成を比較すれば次表のとおりである。

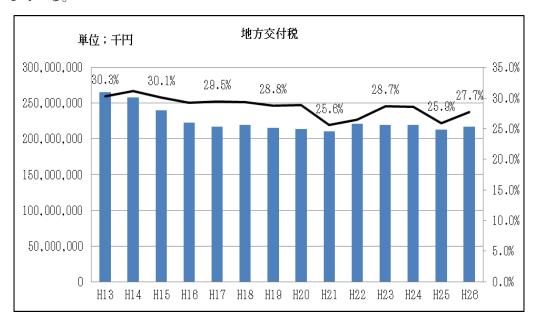


(イ) 一般財源3の減少

県は、財政の硬直化の原因として歳入の面からと歳出の面から説明している。

三位一体の改革⁴により税源移譲はあったものの国からの地方へ配分される地方交付税などが大幅に減少し、結果、地方公共団体が自由に使える使途制限のない財源が減少している。

熊本県に交付された地方交付税の推移は次のとおりである。棒グラフは、熊本県に交付された地方交付税の額の推移であり、線グラフは普通会計⁵歳入に占める地方交付税の推移である。地方交付税平成 26 年度の額は、平成 13 年度と比較し 485 億円弱減少している。



³ 地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油取引税(政令指定都市のみ)を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。(平成 28 年版地方財政白書(総務省編))

⁴「三位一体の改革」とは、「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革。

このうち、税源移譲とは、納税者(国民)が国へ納める税(国税)を減らし、都道府県や市町村に納める税(地方税)を増やすことで、国から地方へ税源を移すこと。

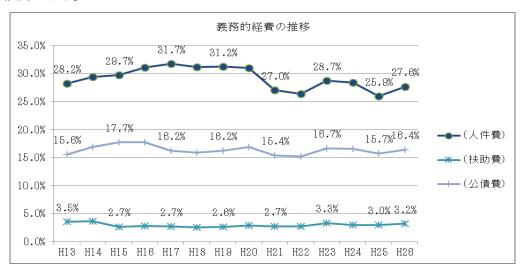
累次の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」や「三位一体の改革について」(平成 17 年 11 月 30 日政府・与党合意) などの決定を経て、平成 18 年度税制改正において、国から地方へ、3 兆円の税源 移譲が実現することとなった。(総務省 HP より)

⁵ 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公営事業会計とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学付属病院事業に係る会計の総称。(平成28年版地方財政白書(総務省編))

(ウ) 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の増加

一方、義務的経費各項目(人件費、扶助費、公債費)の普通会計歳出に占める割合の推移は次のとおりである。歳入歳出決算額が減少傾向にある中で、義務的経費は増加傾向にある。



2. 熊本県の財政再建戦略について

熊本県では危機的状況となっていた財政状況の再建に取り組むため、平成 21 年 2 月に「熊本県財政再建戦略」が公表されている。「熊本県財政再建戦略」では「持続可能な行財政システムの構築」を目標に掲げ、現行政の役割の再構築(市町村と民間等との役割分担の徹底的見直し)を行うとしている。具体的には、財政システム改革(歳入に応じた歳出構造への転換)と行政システム改革(簡素で効率的な行政システムの構築)を進めるとしている。

以下「熊本県財政再建戦略」に記載された財政システム改革及び行政システム改革 について取組みの基本的な考え方を抜粋する。

(1) 財政システム改革

	項目	基本的な考え方
【方	· 矮入】	
1	県税	将来の税源かん養につながる企業誘致や産業振興に重
		点的に取り組む。
		税収の確保、税負担の公平性の観点から、引き続き、適
		正課税や収税対策等を進める。
		県税の更なる徴収率アップに向けた体制強化を図る。
		法定外目的税については、事業効果を検証し、見直しを
		進める。

2	地方交付税	国に対し、地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の復元・充実について要請を行うとともに、現行制度の課題等を検証した上で、本県の実情を踏まえた具体的な改正要望を行う。
3	資産の有効活用	未利用資産(施設のあり方を見直した上で廃止や移転が可能なものも含む)については、中長期的な利活用の方向性を見定めた上で、原則として、売却あるいは有償貸付を行う。
4	特別会計・基金	特別会計については、事業の見直しにより生じた剰余金を一般会計での活用や、一般会計からの繰出金の縮小などの見直しを積極的に進める。基金についても、積極的な活用を図る。
5	使用料及び手数料	利用者の受益に対する適正な負担の観点から、使用料・ 手数料について、適切な見直しを行う。
6	出資金・貸付金の 有効活用	県の出資に伴う株券や貸付金については、県が保有し続ける意義等について検証を行い、その意義が薄れてきているものについては、原則として、引き上げあるいは有効活用する。
7	新たな歳入確保に 向けた取組み	県の様々な広報媒体を活用した広報収入の確保や、公の施設のネーミングライツ売却、さらには「ふるさと納税制度」による県外居住者からの寄附の受入れなど、新たな歳入確保策に幅広く取り組む。
8	県の未収金	未収金の早期回収を目指した、実効性・効率性のある新 たな対策を検討する。
9	県債の臨時的活用	財源不足額の解消に向け、臨時的な措置として行政改革 推進債等を活用する。
【方	· 轰出】	
10	人件費	これまでも職員数や給与の削減、各種手当の見直し等に 取り組み、総額の抑制を図ってきている。 しかし、今後も厳しい財政状況が見込まれるため、歳入 歳出の両面において抜本的な見直しを行う中で、一時

		的・臨時的な措置として職員給与の削減も行う。
11	扶助費	扶助費については、その多くが国の社会保障制度に則った義務的な経費であり、県独自の制度についても、すべての都道府県において取り組んでいるものであり、また、自己負担額も妥当な水準にあることなどから、早急な見直しは困難。
12	公債費	総額抑制、単年度の負担軽減の両面から、そのあり方に ついて見直しを行う。
13	一般行政経費	一般行政経費については、県財政の構造的な見直しにつなげるため、 ① 法令・条例等で規定され県が義務的に、あるいは県民生活を支える基礎的なサービスとして県が当然に行わなければならない事業・・・(基礎的なもの)② ①を除く任意的な事業・・・(任意的なもの)に区分し、それぞれの性質に応じた見直しを行う。また、②の任意的なものは、優先順位づけを行い、各種補助金等についても見直方針に沿って見直しを行う。
14	投資的経費	投資的経費については、総額抑制に向けて下記の目標で見直しを行う。 ※ 削減目標 (1)補助投資 H21~H23の毎年度 対前年度▲5% (2)単独投資 H21▲20% H22▲10% H23▲10% (いずれも対前年度比) ・見直しに際しては、これまでの部局ごとのシェアにとらわれず、真に必要な事業に重点化する。 ・大規模事業(平成21年度以降の新規事業及び残事業費が5億円以上の継続事業)については、個別の路線・箇所ごとに、今後の重点化、進度調整、廃止・休止を含めた事業のあり方について見直しを行う。 ・新規着工については、緊急に実施する必要がある防災対策や維持・補修等を除き、財政再建期間内は原則凍結とする。 ・現在の世界同時不況の影響等に伴い、県として景気対

策が必要と判断した場合は、財政規律の維持に努めつつ、財源の有効活用を図りながら的確に対応する。

(2) 行政システム改革

, , ,	以ングチム以中 	甘木的ね老う士
	項目	基本的な考え方
1	業務の見直し	① 事務事業の見直し 「くまもとの夢 4 カ年戦略」の推進に当たって
		は、限られた財源を有効に活用するため、施策の
		選択と集中を図り、「県行政の役割と再構築」と
		送がて乗中を図り、「照行政の役割と再構案」と いう改革の共通理念の下、事務事業の見直しを更
		に進める。
		②業務の効率化等
		内部事務の更なる効率化に向けた取組みを進め
		るとともに、民間活力の活用等により、サービス の質の向上等を目指す。
		③ 県民との協働によるサービスの向上
		行政サービスに対する県民満足度の向上と、公益
		的な課題の解決に取り組む新たな主体の育成を
		図るため、県民との協働を推進する。
		国るため、宋氏との励働を推進する。 ④ 県出資団体等の見直し
		県出資団体等への人的・財政支援や団体そのもの
		のあり方等の見直しを図る。
		[県出資団体等の状況(見直し方針対象団体)]
		・ 団体数: 46 団体 (H20. 4. 1 現在)
		• 県職員派遣数:31人(同上)
		• 県費支出額:約32億円(H20年6月補正後)
2	組織体制等の見直	限られた職員で多様化・複雑化する行政ニーズに的確に
	L	対応し、最大の効果を発揮していくため組織機構のあり
		方等を見直し、簡素で効率的な組織体制を整備する。
3	職員数の削減等	組織体制の見直し等と併せ、引き続き計画的な定員管理
		を進め、職員数の更なる削減に取り組む。
4	地方分権の推進に	今後、更に加速する地方分権改革に的確に対応するた
	向けた取組み	め、国等に対する各種要望や本県の体制整備に向けた準
		備を進めるとともに、基礎自治体の体制整備に向け、市

町村合併の推進、政令指定都市の実現に向けた取組み及
び市町村への更なる事務・権限移譲を推進する。

この「熊本県財政再建戦略」の財政システム改革の歳入項目4に記載された特別会計への取り組みについて第3.外部監査の意見等として記載する。

第3. 外部監査の結果

1. 監査結果の概要

1) 当県・他県における特別会計の概要

- (1)熊本県の特別会計
 - (ア) 一般会計と特別会計

平成 27 年度熊本県は、一般会計とは別に 14 特別会計 (就農支援資金貸付特別会計 は平成 26 年度で終了) が予算化されている。

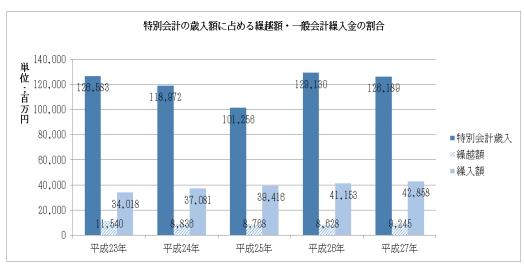
NO	特別会計名		担当部局課								
NO	村別云司名 	部	局	課	備考						
1	中小企業振興資金特別会計	商工観光労 働部	商工労働局	商工振興金 融課							
2	高度技術研究開発基盤整備 事業等特別会計	商工観光労 働部	新産業振興 局	企業立地課							
3	港湾整備事業特別会計	土木部	河川港湾局	港湾課							
4	臨海工業用地造成事業 特別会計	土木部	河川港湾局	港湾課							
5	流域下水道事業特別会計	土木部	道路都市局	下水環境課							
6	林業改善資金特別会計	農林水産部		団体支援課							
7	沿岸漁業改善資金特別会計	農林水産部		団体支援課							
8	就農支援資金貸付特別会計	農林水産部	生産経営局	農地・担い 手支援課	注1						
9	母子父子寡婦福祉資金 特別会計	健康福祉部	子ども・障 がい福祉局	子ども家庭 福祉課							
10	県立高等学校実習資金 特別会計	教育庁	教育指導局	高校教育課							
11	育英資金等貸与特別会計	教育庁	教育指導局	高校教育課							
12	市町村振興資金貸付事業 特別会計	総務部	市町村・税 務局	市町村課							
13	収入証紙特別会計	出納局		会計課							
14	公債管理特別会計	総務部		財政課							
15	チッソ株式会社に対する貸付 けに係る県債償還等特別会計	環境生活部		環境政策課	注2 熊本県 特有						

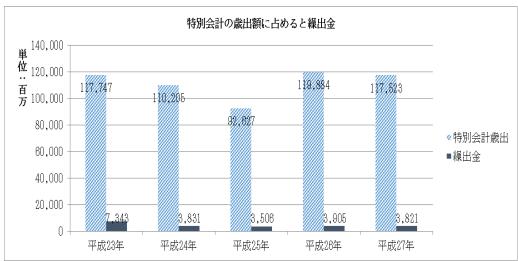
- 注1) 就農支援資金貸付特別会計は、平成26年度で終了している。
- 注2) この条例の施行により下記(1)から(4)の条例は廃止された。
 - (1) 熊本県水俣湾等堆積汚泥処理事業特別会計条例(昭和49年熊本県条例第35号)
 - (2) 熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計条例(昭和53年熊本県条例第53号)
 - (3) 熊本県の財団法人水俣・芦北地域振興基金に対する貸付資金特別会計条例(平成6年熊本県条例第60号)
 - (4) 熊本県の財団法人水俣病問題解決支援財団に対する出資金特別会計条例(平成7年熊本 県条例第76号)

上記全特別会計の直近5ヶ年の合計推移は次のとおりである。

特別会計					(単位:百万円)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入合計	126, 583	118, 972	101, 255	129, 129	126, 189
歳出合計	117, 747	110, 204	92, 627	119, 884	117, 522
歳入歳出 差引合計	8, 836	8, 767	8, 628	9, 245	8, 666

特別会計の歳入額に占める繰越額及び一般会計繰入金の割合及び特別会計の歳出額に占める繰出金をグラフに示せば次のとおりである。





この特別会計に毎年公表される『財政事情』に記載された一般会計を合計した金額及びその合計額に占める特別会計のパーセントは次のとおりである。

特別会計の歳入及び歳出の金額は、各年15%から10%の範囲内で推移しているが、 歳入歳出差額のそれは19%から33%の範囲にあり、特別会計の歳入歳出差引額に占 める金額は、前者に比較し高い水準にある。

一般会計と特別会計の合計

(単位:百万円)

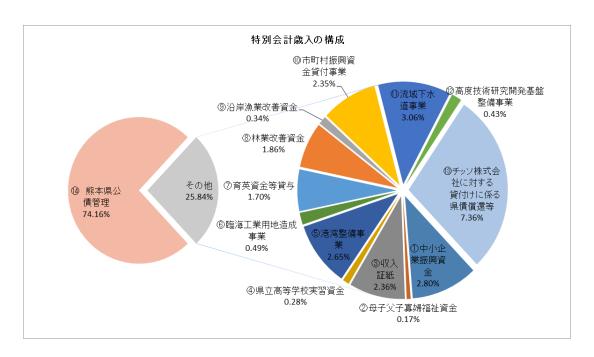
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入合計	889, 875	881, 820	921, 015	904, 713	898, 727
歳出合計	858, 663	850, 966	876, 822	873, 795	872, 158
歳入歳出 差引合計	31, 211	30, 853	44, 192	30, 917	26, 569

一般会計と特別会計の合計額に占める特別会計割合

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入合計	14. 22%	13. 49%	10.99%	14. 27%	14. 04%
歳出合計	13.71%	12.95%	10. 56%	13.72%	13. 47%
歳入歳出 差引合計	28. 31%	28. 42%	19. 52%	29. 90%	32. 62%

(イ) 特別会計の構成

平成27年度特別会計の会計毎歳入額の構成をグラフでみれば、次のとおりである。 特別会計歳入合計額の75%近くを「公債管理特別会計」が占め、次に「チッソ株式会 社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」が続いている。



(2) 特別会計に関する他県との比較

九州8県及び熊本県と同程度の県人口を有する群馬県、福島県、岡山県及び三重県のホームページより各県監査委員から出されている平成26年度歳入歳出決算審査意

見書を入手し、決算状況及び特別会計設置状況を比較した。

一般会計に対する特別会計の割合は、岡山県 40%台半ば、福岡県 30%台半ばと高いが、熊本県は 10%半ばの割合である。福島県の同割合が最も低い。福島県の場合、一般会計の規模が大きいため、一般会計に対する特別会計の割合は、3%台の値である。福島県監査委員の同審査意見書には「平成 26 年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入が 2 兆 865 億 7,703 万 7,584 円、歳出が 1 兆 9,649 億 6,628 万 8,090 円となり、前年に比較して、歳入で 7.5%、歳出で 9.5%それぞれ増加した。前年度に比較して一般会計歳入歳出決算額は増加し、東日本大震災及び原子力災害等の対応に係る事業費が極めて多額になったことなどにより、引き続き、県政史上最大規模の決算及び歳入・歳出の構造となっている。」と説明している。

平成26年度分各県歳入歳出決算比較

source: 各県歳入歳出決算審査意見書(単位:千人、百万円、%)

注) 平成26年10月1日人口は、総務省統計局の公表している数値を使用

都道府県	人口 平成26年 10月1日現在	一般会計	一般会計	特別会計 歳入	特別会計 歳出	(歳入) 特別/一般	(歳出) 特別/一般	
熊本県	1,794	775, 583	753, 911	129, 129	119, 884	16. 65%	15. 90%	
福岡県	5, 091	1, 724, 065	1, 689, 449	626, 393	616, 495	36. 33%	36. 49%	
鹿児島県	1,668	794, 259	774, 610	213, 106	211, 433	26.83%	27. 30%	
長崎県	1, 386	702, 521	683, 634	56, 394	53, 458	8. 03%	7.82%	
佐賀県	835	447, 338	432, 968	107, 892	104, 773	24. 12%	24. 20%	
大分県	1, 171	589, 787	574, 090	132, 904	131, 292	22. 53%	22.87%	
宮崎県	1, 114	585, 635	573, 926	118, 273	115, 877	20. 20%	20. 19%	
沖縄県	1, 421	749, 816	736, 294	110, 363	105, 575	14. 72%	14. 34%	
群馬県	1,976	699, 718	684, 743	156, 006	153, 516	22. 30%	22. 42%	
福島県	1, 935	2, 086, 577	1, 964, 966	81, 817	75, 950	3. 92%	3. 87%	
岡山県	1,924	677, 722	671, 519	315, 641	306, 564	46. 57%	45. 65%	
三重県	1,825	713, 156	701, 176	155, 950	152, 021	21.87%	21. 68%	

また、これを県民一人当たりとして表すと次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算額の規模に対して、県人口が多い県ほど、県民一人当たり歳 入及び歳出額は少ない結果となっている。但し、福島県については前述したように特 殊理由があるため、県民一人当たりは最も多額になっている。

特別会計歳入歳出決算額の規模に対しての県民一人当たり歳入額及び歳出額において熊本県は、概ね中位に位置している。

		県民1人当たり金額(単位:十万円)									
都道府県	人口 平成26年 10月1日現在	一般会計歳入 /県人口	一般会計歳出 /県人口	特別会計歳入 /県人口	特別会計歳出 /県人口						
熊本県	1, 794	432	420	72	67						
福岡県	5, 091	339	332	123	121						
鹿児島県	1, 668	476	464	128	127						
長崎県	1, 386	507	493	41	39						
佐賀県	835	536	519	129	125						
大分県	1, 171	504	490	113	112						
宮崎県	1, 114	526	515	106	104						
沖縄県	1, 421	528	518	78	74						
群馬県	1, 976	354	347	79	78						
福島県	1, 935	1,078	1,015	42	39						
岡山県	1, 924	352	349	164	159						
三重県	1, 825	391	384	85	83						

熊本県及び比較する各県の特別会計設置状況は、次のとおりである。

沖縄の特別会計数は 19 特別会計であるが、他は 11 から 15 の特別会計設置数である。特別会計の名称は多少異なるが、概ね各県特別会計の設置内容は同じであるように感じる。

沖縄県は県内開発事業を特別会計として設置し、また、鹿児島県は、各事業を事業 勘定と業務勘定と細かく分けているように読める。

「公債管理特別勘定」については、「地方債の総合的な管理について」(総財地第115号改正平成26年4月1日)において「発行単位の大型化、発行方式の標準化、借換債の発行等に伴い、公債管理の総合的な処理の必要性が高まっている団体にあっては、公債管理特別会計を設置することにより、適切に対応されたいこと。」とされており、熊本県は特別会計を設置しているが、他県においても名称こそ違いはあるが、同様に設置されている。

熊本県の場合、「熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計 条例」に基づく「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」が設置 されているが、他県にはない独特の特別会計である。

◎ 平成26年度分各県特別会計設置比較(source:各県歳入歳出決算審査意見書)

熊本県の特別会計設置を基として、九州圏及び熊本県人口と同程度に有る4県の特別会計設置状況を比較した。 なお、各県の特別会計名称で類推整理した(内容が全く一致するか否かまでの検討は行っていない)。

都道府県	特別会計の数	①中小企業	②高度技術	③港湾整備	④用地造成	⑤流域下水	⑥林業改善	⑦沿岸漁業	⑧就農支援	9母子父子	⑩高校実習	⑪育英資金	(2)市町村振興	13収入証紙	4 公債管理	®チッソ	その他
熊本県	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡県	15	導入資金貸付事業)				0	〇(林業改善資金助成事	〇 (沿岸漁業改善資金助	0	付事業) ○(母子寡婦福社資金貸					0		●財政調整基金 ●市町村振興基金 ●災害救助基金 ●災害救助基金 ●災害救助选志事業 ●公共用地先行取得事業 ●河川開発事業 ●両川開発事業 ●住宅管理
鹿児島県	14	〇(中小企業支援資金貸付事業)		0			〇 (林業·木材産業改善資金貸付	〇(沿岸漁業改善資金貸付事業)	0	0					0		●就農支援資金貸付事業 (業務勞定) ●就農支援資金貸付事業 (業務勞定) ●就農支援資金貸付事業 (農業改良資金貸付勘定) ●就農支援資金受貸負賣金業務勘定) ●公共土木用地取得先行事業等 (用地取得先行事業等 (和地開発是每期定) ●本土木用地開発是每期定) ●林業・木材産業改善資金貸付事業 (業務勘定) ●沿岸漁業改善資金貸付事業 (業務勘定)
長崎県	12	(小規模企業者等設		〇 (港湾施設整備)		0	0	0		0					0		●農業改良資金 ●県営林 ●原用管理 ●長崎魚市場 ●用地
佐賀県	14	〇(小規模事業者等設備導		0			0	0	0	0		〇 (育英資金)		〇 (証紙)	0		●災害救助基金 ●財政調整積立金 ●土地政督 ●主地政督 ●産業用地造成事業 ●地方独立行政法人 佐賀県医療セッター好生館貸付金
大分県	11	〇(中小企業設備導入資金)		〇 (港湾施設整備事業)	〇(臨海工業地帯建設事業)		〇 (林業・木材産業改善資金)	0	〇 (就農支援資金)	〇 (母子寡婦福祉資金)					0		●流通業務団地造成事業 ●県営林事業 ●用品調達
宮崎県	15	〇 (小規模企業者等設備導		0			0	0	0	〇 (母子寡婦福祉資金)	〇 (県立学校実習事業)	0			0		●山林基本財産 ●拡大造林事業 ●えびの高原スポーツ ●公共用地取得事業 ●県営国民宿舎 ●開発事業特別資金

都道府県	特別会計の数	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	D 中小企業	②高度技術	③港湾整備	④用地造成	⑤流域下水	⑥林業改善	⑦沿岸漁業	⑧就農支援	9 母子父子	⑩高校実習	⑪育英資金	(2)市町村振興	13 収入証紙	49公債管理	® チッソ	その他
沖縄県	19	(O .				〇 (下水道事業)	0	0	〇 (農業改良資金)	0					0		● 小規模企業者等設備導入資金 ● 下地島空港 ● 所有者不明土地管理 ● 中央前売市場事業 ・ 中東高速整備事業 ● 宜野湾港整備事業 ● 国際物流拠点産業集積地域 ・ 正業振興基金 ● 中城湾港整備事業 ● 中城湾港整備事業 ● 中城湾港事業 ● 中城湾港職等
群馬県	11	(O				0	0		〇 (農業改良資金)	0				0	0		●県有模範林施設費 ●小規模企業者等設備導入資金助成費 ●用地先行取得 ●新エネルギー
福島県	11	導入資金貸付金等	〇(小規模企業者等設		0		0	○ (林業・木材産業改	0	0	0				〇 (証紙収入)	0		●土地取得事業●奨学資金貸付金
岡山県	14	金)	〇 (中小企業支援基金貸付		0		0	0	0		0				0	0		● 県営食内地方卸売市場 ● 造林事業等 ●内陸工業団地及び 本通業務団地造成事業 ● 公共用地等取得事業 ● 用品調達
三重県	12	貸	小企業者等支		0		0	0	0	0	0					〇(県債管理)		 地方独立行政法人三重県立 総合医療センター資金貸付 小児心療センター あすなる学園事業 世方郎売市場事業 公共用地先行取得事業
	支																	

- 注)

2)特別会計に関する監査結果総括

(1) 監査対象とした特別会計

NO	特別会計名	条例名	施行日	備考
1	中小企業振興資金特別会計	_		国/法律 貸付事業
2	高度技術研究開発基盤整備 事業等特別会計	熊本県高度技術研究開発基盤 整備事業等特別会計条例	昭和 59 年 4月1日	
3	港湾整備事業特別会計	熊本県港湾整備事業特別会計 条例	昭和 43 年 4 月 1 日	
4	臨海工業用地造成事業特別 会計	熊本県臨海工業用地造成事業 特別会計条例	昭和 43 年 4 月 1 日	
5	流域下水道事業特別会計	熊本県流域下水道事業特別会 計条例	昭和 57 年 4月1日	
6	林業改善資金特別会計	_		国/法律 貸付事業
7	沿岸漁業改善資金特別会計	_		国/法律 貸付事業
8	就農支援資金貸付特別会計	熊本県就農支援資金貸付特別 会計条例	平成 23 年 4月1日	貸付事業
9	母子父子寡婦福祉資金特別 会計	_		国/法律 貸付事業
10	県立高等学校実習資金特別 会計	熊本県立高等学校実習資金特 別会計条例	昭和 39 年 4月1日	
11	育英資金等貸与特別会計	熊本県育英資金等貸与特別会 計条例	昭和 47 年 4月1日	貸付事業
12	市町村振興資金貸付事業特 別会計	熊本県市町村振興資金貸付事 業特別会計条例	昭和 57 年 4月1日	貸付事業
13	収入証紙特別会計	熊本県収入証紙特別会計条例	昭和 39 年 4月1日	
14	公債管理特別会計	熊本県公債管理特別会計条例	平成 16 年 4月1日	
15	チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別 会計	熊本県のチッソ株式会社に対 する貸付けに係る県債償還等 特別会計条例	平成 12 年 4月1日 (注1)	熊本特有 貸付事業
16	_	熊本県用地先行取得事業特別 会計条例	昭和 43 年 6 月 13 日	注

注)上記のとおり熊本県用地先行取得事業特別会計条例が存在する。しかし、現在、用地先行取得案件がなく特別会計は予算化されていない。

(2) 特別会計全般に関する意見

- (ア) 特別会計に関する県議会審議について
 - ① 県議会の開催状況

平成 26 年度及び平成 27 年度中の県議会の開催状況は、熊本県議会ホームページで開示されており、次のとおりである。

開催月	開催期間	会期 (日間)	定例、臨時 の区別	日程	備考
平成26年6月	6月12日~6月30日	19	定例議会	本会議、常任委員会、特別委員会 他	
平成26年9月	9月11日~10月6日	26	定例議会	本会議、常任委員会、特別委員会 他	
平成26年12月	12月2日~12月18日	17	定例議会	本会議、常任委員会、特別委員会 他	
平成27年2月	2月17日~3月13日	25	定例議会	本会議、常任委員会、特別委員会 他	
平成27年5月	5月11日~5月14日	4	臨時議会	本会議	
平成27年6月	6月16日~7月6日	21	定例議会	本会議、常任委員会、特別委員会 他	
平成27年9月	9月10日~10月6日	27	定例議会	本会議、常任委員会、特別委員会 他	
平成27年12月	12月1日~12月17日	17	定例議会	本会議、常任委員会、特別委員会 他	
平成28年2月	2月10日~2月29日	20	定例議会	本会議、常任委員会、特別委員会 他	

各委員会設置状況 (平成28年3月30日現在)

議会運営委員会

議会運営委員会

常任委員会

総務常任委員会

厚生常任委員会

経済環境常任委員会

農林水産常任委員会

建設常任委員会

教育警察常任委員会

特別委員会

TPP対策特別委員会

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

有明海・八代海再生及び地球温暖化対策特別委員会

国際スポーツ大会推進特別委員会

② 議事録の開示

県議会の議事録については、インターネット上で公表されており、「熊本県議会 会議録の検索 - 会議録検索システム」で誰でも閲覧できるようになっている。

< http://www.kaigiroku.net/kensaku/pref_kumamoto/gikai.html >

③ 結論

特別会計に関する県議会の審議状況を常任委員会議事録で確認した。 担当課から説明がなされ、各特別会計に関する審議がなされているが、特段に時間を割いての審議はなく、特別会計に大きな問題はないと判断した。

(イ) 特別会計の繰越金の水準について

平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興に向けて、今後、多額の予算を必要とすることになる。この資金をどのように調達するかが大きな課題である。国からの支援、県債の発行によるところが大きいであろうが、各特別会計における事業計画を見直し、そして必要額以上の繰越金を一般会計へ繰り出すことによって一部資金を捻出することも検討する価値がある。

< -案- 適正な繰越額の考え方 >

各々の事業に特徴があり、一律に繰越額を定めることは困難であるが、次のような視点で繰越額に対する考え方を共有することが有用である。

- ① 見直すべき時期にある事業については、事業の見直しを行い、適正な事業 規模(繰越金)を維持しながら、超過分は、一般会計へ繰り出す。
 - 中小企業振興資金特別会計
 - ・臨海工業用地造成事業特別会計
 - · 県立高等学校実習資金特別会計
 - 市町村振興資金貸付事業特別会計
 - 収入証紙特別会計
- ② 関係する基金をもつ特別会計は、基金残高も考慮して、適正な事業規模(繰越金)を維持しながら、超過分は、一般会計へ繰り出す。
 - ・熊本港周辺海域漁業振興基金 ⇔ 臨海工業用地造成事業特別会計
 - · 県立高等学校実習基金 ⇔ 県立高等学校実習資金特別会計
 - · 育英資金貸与基金 ⇔ 育英資金等貸与特別会計
- ③ 毎期の繰越金が概ね一定額にある特別会計にあっては、事業費額と比較して妥当な繰越額、例えば年間事業費額の半年分を認めるとし、超過部分は、一般会計へ繰り出す。
- ④ 貸付事業については貸付残高から回収される見込み額も考慮して事業に 必要な事業費額及び繰越金を計画し、超過部分は、一般会計へ繰り出す。
 - 中小企業振興資金特別会計
 - 林業改善資金特別会計
 - · 沿岸漁業改善資金特別会計
 - 母子父子寡婦福祉資金特別会計
 - 育英資金等貸与特別会計
 - · 市町村振興資金貸付事業特別会計

平成27年度歳入額、歳出額及び繰越額

		歳入	額		備考	
N O	特別会計名		内前年度 繰越額	歳出額	翌年度繰越額	-案- 適 正な繰越額 の考え方
1	中小企業振 興資金特別 会計	3, 531, 442	1, 623, 356	1, 850, 142	1, 681, 300	1 4
2	高度技術研究開発基盤 整備事業等 特別会計	543, 376	413, 405	385, 280	158, 096	
3	港湾整備事 業特別会計	3, 341, 399	541, 850	2, 830, 834	510, 564	
4	臨海工業用 地造成事業 特別会計	614, 191	529, 058	72, 816	541, 375	① ②
5	流域下水道 事業特別会 計	3, 861, 103	713, 398	3, 256, 838	604, 265	
6	林業改善資 金特別会計	2, 349, 916	785, 757	1, 504, 497	845, 419	4
7	沿岸漁業改 善資金特別 会計	427, 853	326, 039	58, 321	369, 532	4
8	就農支援資 金貸付特別 会計	-	1	-	-	
9	母子父子寡 婦福祉資金 特別会計	211, 744	121, 364	71, 828	139, 915	4
10	県立高等学 校実習資金 特別会計	348, 525	89, 001	244, 330	104, 195	① ②
11	育英資金等 貸与特別会 計	2, 139, 874	1, 157, 565	1, 295, 622	844, 252	1 4
12	市町村振興 資金貸付事 業特別会計	2, 967, 723	2, 715, 239	333, 909	2, 633, 814	1 4
13	収入証紙特 別会計	2, 976, 401	229, 287	2, 742, 903	233, 497	1)
14	公債管理特 別会計	93, 588, 010		93, 588, 010		
15	チ会な (で で で で で で で で で で で で で で で で で で	9, 287, 500	-	9, 287, 500	-	
	合計	126, 189, 065	9, 245, 322	117, 522, 836	8, 666, 228	

(ウ) 大型施設開発について

大型施設の整備については課題が多く、自治体としても慎重な検討と事後的な評価が必要である。

- a. 公共性を伴なう大型施設開発は自治体主導で行うことが望ましいこと
- b. 大型施設は、その開発に比較的長い期間を要すること
- c. 大型施設開発は、多額の予算を必要とすること
- d. 開発事業が始まれば、その途中で事業の中止或いは見直しが行いづらいこと 今回の外部監査対象にした「臨海工業用地造成事業特別会計」の事業の中に熊本港 の整備事業があった。事業の詳細については、「臨海工業用地造成事業特別会計」に 関する記述を見ていただきたい。

今後、もし同様の大型施設の開発が進行した場合、過去の事例の検討結果を生かし、 計画の途中であっても事業の見直しができる柔軟性が必要である。

熊本県は、平成20年度に長期化していた「川辺川ダム建設問題」について、白紙撤回するという重大な決断をした経験があり、この時「現在の民意」に立ったうえで慎重な判断を下している。

現在熊本県では、事業開始から 10 年を経過しても終わらない場合、「公共事業再評価制度」によって、その事業の継続について検討しているが、熊本港の整備事業も平成 24 年度に評価を受けている。このときは「継続することに問題はない」との評価を受けているようであるが、将来に負の財産を残さないよう、大型施設開発については今後も慎重な対応が望まれる。

<公共事業再評価制度について>

1. 概要

熊本県では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年度に「熊本県公共事業再評価実施要領」を策定し、公共事業の再評価を実施しています。

評価にあたっては、透明性や客観性を高めるため、第三者からなる「熊本県公 共事業再評価監視委員会」で意見を頂き、県の対応方針を決定します。また、そ の結果については公表しています。

2. 対象事業

再評価の対象となる事業は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共事業のうち、熊本県が事業主体となって実施する事業及びそれらの事業に類する県 単独事業のうち、次に掲げるものとします。

- (1) 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業。
- (2) 事業採択後 10 年間が経過した時点で、一部供用されている事業を含め、 継続中の事業。
- (3) 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業。

- (4) 再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。
- (5) 国庫補助事業等を所管する省庁において、上記(1)から(4)以外の要件が示され、対象となる事業。
- (6) その他、社会経済情勢の急激な変化等により、再評価を実施する必要があると判断される事業。
- 3. 再評価の基本的な視点 次の視点から評価を行っています。
- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢及びその変化の状況
- (3) 費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性

(熊本県ホームページより)

(エ) 未収金の管理について

① 未収金対策強化について

熊本県が実施する貸付事業は複数存在しており、各事業において未収金対策が課題となっている。

熊本県では、未収金対策連絡会議(平成15年設置)において、未収金対策強化に向けた取組みを推進している。未収金の未然防止や回収に向けた取組み等のノウハウを共有するなど、全庁的に債権管理事務の適正化を図っている。

その結果、県全体の未収金は4年連続で減少し、過去10年間で最も少ない額となるなどの成果が認められるが、依然として約70億円強の未収金があることから、引き続き、解消に当たって、一層の努力が求められている。

解消策の一つとして専門部署の設置があることから、熊本県では、平成 27 年度に 債権回収を専門的に行う部署の設置について、検討を行っている。

その検討の結果、

- 1. 未収金案件によっては、債権回収も含めて県が債務者の生活支援を総合的に 行っているケースがあり、債権回収のみを切りはなすことが適当かどうか疑 義があること。
- 2. 現状では、専門部署を設置するほどの効率性や費用対効果が認められないこと

などから、専門部署の設置は見送っている。現在の未収金対策連絡会議が一定の成果を出しており、未収金対策連絡会議の今後の取り組みを見守りたい。

なお、現在の未収金に対する熊本県の取り組みを記述する。

平成15年度に「未収金対策連絡会議」が設置され、毎年2~3回実施。これまで の各部局単位の対応から全庁一体となった未収金対策に取り組んでいる。

平成27年度末未収金額は7,008百万円(うち県税未収金額3,051百万円、税外未

収金額3,956百万円)である。

- → 未収金が発生しないようにする対策
 - コンビニエンス収納
 - ・個人住民税の特別徴収実施 等
- → 未収金が発生した場合の対策
 - ・取組みマニュアルの策定・改定
 - 一部未収金に電話催告実施
 - ・法的対応 (差押処分、支払督促、訴訟、許可取消等) の実施 等

未収金の推移

	年度末未収金額	前年対比増減額	同増減率
平成21年度	8,811,818 千円	_	_
平成22年度	8,829,231 千円	17,413 千円	0.20%
平成23年度	9,300,737 千円	471,506 千円	5.34%
平成24年度	8,709,309 千円	▲ 591,428 千円	-6.36%
平成25年度	8, 166, 472 千円	▲ 542,837 千円	-6. 23%
平成26年度	7,557,341 千円	▲ 609,131 千円	-7.46%
平成27年度	7,008,613 千円	▲ 548,728 千円	-7. 26%

平成27年度未収金残高内訳

	• •	
未収金名	管理課	残高
県税	税務課	3,051,942 千円
中小企業高度化資金等	商工振興金融課	3,014,030 千円
育英資金	高校教育課	117,750 千円
生活保護費返還金徵収金	社会福祉課	54,453 千円
国営土地改良事業直轄 負担金	農村計画課	44,477 千円
その他	_	725,961 千円
合計	7,008,613 千円	

平成28年度未収金対策強化に向けた取組みとして取組方針も文書化され、平成29年1月には徴収停止の実務を具体化するなどマニュアルの見直しも行われている。

今後は、弁護士、債権回収実務経験者等を活用し、更に未収金対策を全庁的に取組 強化していくことが期待される。

② 違約金の調定のタイミングについて

違約金の調定については「熊本県会計規則」に明示されておらず、現在の取扱い も誤りではなく、各課にその管理処理は任されている。

「熊本県会計規則」に明示されていないために、取扱いがまちまちになったり、 違約金が調定されないリスクが存在する。例えば、最終元金償還後に違約金を調定す るにしても、途中の違約金に関する情報を元金残高情報と一緒に作成し、管理簿を 「見える」形にしていくことが大事である。

また、事務の取り扱いを各債権について統一することによって公平性が保たれる。

③ 不納欠損処理の実務上の手続きについて

現状、不納欠損処理については、金額にかかわらず会計管理者の合議後の知事決裁となっている。この不納欠損処理までの一連の作業として、担当者が調書を作成し、管理事務所所長、課長、監理課長、部長、会計課長、出納局長、副知事、県知事の決裁を得ている状況である。

手続きとしては熊本県会計規則第5条及び第27条1項に従ったものである。

熊本県会計規則第5条

課局の長又は地方支出機関の長は、次に掲げる事項については、あらかじめ会計管理者又は委任出納員に合議しなければならない。

- (1) 会計に関する事務に関係のある条例、規則、告示又は訓令の制定又は改廃 に関する事項
- (2) 不納欠損処分に関する事項
- (3) その他会計に関する事務に関係のある重要な事項

熊本県会計規則第27条

歳入徴収者は、収入未済金について時効その他の理由により不納欠損処分を しようとするときは、不納欠損処分調書を作成し、関係書類を添えて知事の決裁 を受けなければならない。

確かに未収債権を、徴収できないものとして処理することから、厳密な手続が求められ、安易な不納欠損処理があってはならない。

しかし一方、数千円の債権の不納欠損処理を実施するために、現状では各課の長 および担当者含め 20 人以上の職員が閲覧して決裁しているという一連の流れは、費 用対効果の面で非効率であるとも考えられる。

業務の効率性を勘案して、不納欠損処理の知事決裁を受けるまでの一連の決裁について、数値基準を設けるなどの運用方法の検討が必要であると考える。

(オ) 県債管理について

① 財政課と会計課の情報の共有について

現在、県債の発行管理については総務部財政課が担当している。また、熊本県の 余剰資金については、出納局会計課が一括して運用を行っており、財産運用収入を 各課に分配している。

現在及び将来の資金市場の動向について財政課も会計課も多くの情報を収集する 必要があり、また、事実行っている。長期的な資金計画による県債発行については、 長期的な市場の動向を見据えたうえで確保すべき資金量を決定する必要があり、資 金運用についても市場の動向を見据えたうえで運用ポジションを決定する必要があ る。ここにおいて将来の市場の動向をどう読むかは非常に重要な意思決定要素とな

ると考える。

財政課と会計課の情報交換は、予算を立案するための資金運用収入の予測について意見交換に留まっている。運用のスパンと、資金調達のスパンには違いはあるが、 定期的に情報を交換する機会を設け、情報を共有することで、資金の調達・運用面により適切な意思決定に資するものと考える。

② より幅広い民間資金の活用について

現在熊本県が銀行等引受債の発行のために活用している金融機関は、地銀2行、 熊本県内の信用金庫4庫、九州労働金庫である。

引受先別県債発行額の推移

(単位:億円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
市場公募債	257	277	261	192	122
銀行等引受債	352	396	442	473	592
公的資金	444	441	471	375	281
合計	1,054	1, 114	1, 174	1,041	995

注1:上記発行額及償還額には、借換債分を除いている。

注2:上記にはチッソ債等の県債は除いている。

上記のように、県債の新規発行額は多少の増減はあるものの、概ね減少傾向にある。なお、平成24年度から平成25年度にかけて増加に転じているのは、平成24年度に発生した熊本広域大水害による影響である。

また、平成20年度までは民間資金(市場公募債及び銀行等引受債)の割合は8割強であったが、平成21年度以降は経済対策の実施や臨時財政対策債の増加等により、公的資金の割合が増加した。その後、公的資金割合は減少傾向となったことから、平成27年度の民間資金割合は7割弱となっている。

現状、民間資金の活用割合は高い状況にあるものと考えるが、この場合 1. より安定的に資金を確保できるか、及び 2. どれだけ資金調達コストを低く抑えられるかが重要となる。

1. より安定的な資金の確保

熊本県は、安定的な資金を確保するために、熊本県内の金融機関について優先的に引受に関する照会を行っている。しかし、県内信用金庫の引受可能額は1~2億円と少額であり、また平成27年度においては引受を辞退する金庫も発生している。よって、県内の金融機関に固執することは、必ずしも安定的な資金確保に有益とは言えない可能性がある。

2. 銀行等引受債の調達コストについて

県債を発行する際、国債の利率、他県の状況等の情報を収集するとともに、 取引実績のある金融機関に対して県債の引受可能額及び金利等について調査 を実施している。集めた情報をもとに、熊本県としての金利の希望案を作成 し、全金融機関が同じ利率で引き受けてもらえるよう交渉をしている。

しかし、照会を実施していない他の金融機関でより低い金利により調達できる可能性がないとはいえない。より広い範囲で照会をかけ、低い金利で調達できる可能性を模索する必要がある。

今後、ますます民間金融機関からの資金調達の重要性が増すものと考える。今後はこれら以外にも、保険会社、JAバンク等の金融機関の活用も検討する必要があると考える。

(3) 各特別会計に関する指摘事項

N O	特別会計名	指摘事項の概要	詳細頁
2	高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	(ア)城南工業団地普通財産貸付要綱について 城南工業団地普通財産貸付要綱では、すべから く事業用定期借地権の設定(10年以上30年未満) を締結するものとされているが、一部に県有普通 財産貸付事務処理要領に基づいた貸付契約が存 在し、3年で契約されているものが存在する。現 実にあわせるなら、城南工業団地普通財産貸付要 綱の修正が必要である。	60
		(イ)城南工業団地の譲渡先の資力の確認の不明瞭さ について 譲渡先の選定にあたって判断基準を明確にす べきであり、基準を満たさない選定にあってはそ の判断根拠を文書化すべきである。	
3	港湾整備事業特別会計	(ア)固定資産管理について 港湾法施行規則第 14 条第4項に基づく港湾台 帳の管理が、適切に行われていない。	67
4	臨海工業用 地造成事業 特別会計	(ア)熊本港周辺海域漁業振興事業補助金で購入する物品について 熊本港周辺の漁業者に対する漁業補償として、 1漁協5百万円を限度に毎年熊本港周辺海域漁 業振興事業補助金支出しているが、その補助事業 対象は、漁業組合が行っている活動をほぼ網羅的 に記載されていることから、結果的に補助金を何	73

	T		
		にでも使用可能な状態になっている。 他の補助事業と同様に詳細な要件を課し、漁業 の振興に本当に関連のある支出だけに絞る必要 がある。	
9	母子父子寡 婦福祉資金 特別会計	(ア)支援員の活動に関する経費の負担について 支援員の旅費交通費等の活動費について、支援 員の活動報告書をもとに時間集計するなどし、関 係する事業で実態に即して按分負担することが 妥当であるが、現在行われていない。	103
11	育英資金等貸与特別会計	(ア)貸付金の残高管理について 育英資金等貸与管理システムと会計上の残高 が一致しなかった。また、現時点において、管理 システムを使用して、任意の時点における正確な 残高が集計できないことが判明した。 毎年度末において、会計上の残高と管理システ ム上の残高を必ず突合すること。不一致の場合は 是正する等、会計帳簿と管理帳簿の整合性を確保 する必要がある。	122
15	チッソ株式 会社に対す る貸付けに 係る県債償 還等特別会計	(ア)公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の資産管理について 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団が出資しているチッソ(株子会社A社は、5年以上も休眠状態である。同財団を監督する立場にある県としては、同財団に今後の対応を検討するよう指示すべきである。	160

(4) 各特別会計に関する意見

N O	特別会計名	意見の概要	
1	中小企業振	(ア)高度化資金制度の運用について	53
	興資金特別	設備導入資金事業は、平成 33 年 3 月末で廃止	
	会計	となるが、同時に行っている高度化資金事業につ	
		いては、平成 33 年4月以降も継続して実施する	
		予定である。現時点では当該特別会計を廃止し	

て、新たに高度化資金のための特別会計を設置するか、それとも現在ある特別会計をそのまま利用するか否かは未定である。

高度化資金事業については、特別会計を設けて 管理するほどの事業規模はなく、特別会計を設け ず、一般会計の中で制度を運用することを検討し てはどうか。

特別会計を設置せず、一般会計の中で当該制度 を運用すれば、繰越金が有効に利用できるように なる。

(イ)徴収停止の制度について

当該特別会計には、多額の収入未済額が存在する。債権の回収停止或いは免除にかかる要件を明文化し、例えば、徴収停止をした債権について、保全業務の何を省略できるか等を定め、事務の効率を図るべきである。

但し、安易に債権カットとならないように慎重 な対応が必要である。

(ウ)熊本県による直接支援から、間接支援への転換 について

融資業務は非常に専門性が高く、特に融資時の審査業務は高い経験と知識が必要とされる。これに対して、熊本県の融資においては、中小企業診断士の協力はあるものの、基本的には県職員が融資業務を実施していることから、経験及び知識のうえで一定の限界が存在する。

当該融資制度の趣旨は経営上のリスクが高く、 金融機関の融資を受けることが困難な中小企業 に対して、熊本県が融資することで、中小企業の 経営を支援することにある。よって、熊本県が直 接融資することは絶対的に必要な要素ではない と考える。

直接融資するのではなく、間接支援に切り替える方向性が必要であると考える。

2	高度技術研 究開発基盤 整備事業等 特別会計	(ア)事務効率の改善について 貸付料の改定に伴い必要とされる保証金の額も 変更になるため、その都度、差額の精算がなされ ているが、費用対効果を鑑み、例えば、賃付料の 改定が2万円以内の場合、保証金の額は据え置き にする等事務簡略化を検討してはどうか。	62
3	港湾整備事業特別会計	(ア)繰越金の水準について 平成 26 年度、27 年度は、500 百万円超の繰越金となっているが、年度末をまたいだ港湾修繕事業を実施していること及び八代港の物流拠点機能向上事業を実施していることが主な要因であり、繰越明許費設定申請書を作成のうえ、議会承認を経ており、適正な手続のもと繰り越されている。 八代港のコンテナターミナルの移設が主な内容であり、その事業内容からすると、繰越金額についても異常に多額なものではないと考える。 (イ)固定資産の管理及び有効活用について港湾法及び港湾法施行規則並びに熊本県財産条例では遊休資産に関する規定がなく、港湾施設については、遊休資産の調査の有無や、遊休資産が発生した場合の対応等のルールがない。港湾施設等の特別法等に基づき管理している施設以外の県有財産については、「未利用財産の利用調整及び処分の手順」を定め、随時、遊休資産の処分等を行っている。資産の有効活用の観点から、遊休資産の発生の確認手続、その後の資産の活用方法の検討等を一定のルールとして規定を設けることを検討すべきである。	68
4	臨海工業用 地造成事業 特別会計	(ア)繰越金の水準について 平成26年度に一般会計に358百万円を繰出し、 現在5億円の繰越金が特別会計に存在している が、この5億円を残した根拠については特に存在	75

していない。

当該特別会計については、用地を売却した収入によりその後の分譲に係る費用や管理費用を賄う目論見であったが、開発コストの高騰により分譲価格が高くなり、熊本港の用地売却が思ったように進まなかったことから、第二次分譲計画も棚上げとなり、資金の当面の使用予定もない。

今後の事業展開を検討したうえで、必要な繰越 金の水準を求め、適正な繰越金残高を維持するこ とが必要である。

(イ)補助金支給後の検査について

補助金で購入した資産については、耐用年数が 経過するまでは勝手に処分することが禁じられ ているが、耐用年数経過までの期間における実在 性の確認の有無についてヒアリングしたところ、 現在積極的には確認していないとのことである。

現実に保有しているか否か、定期的に検査をすることが望まれる。

(ウ)漁業補償について

熊本港の漁業補償については、埋め立て時に消滅補償を実施したうえで、さらに熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金を設置し、漁業補償を現在も継続している。

熊本港の漁業補償が長期継続している理由としては、熊本港は現在も埋め立てが継続しており、影響が確定していない点が考えられるが、金額の根拠が存在しておらず、また他の漁協との公平性の観点からも補償としては問題があると考える。

今後同様の漁業補償が発生した場合、今回の反省を生かし、公平性のある明瞭な基準による漁業補償がなされることを希望する。

(エ)熊本港の事業計画見直しについて

熊本港の整備事業は昭和46年にスタートし、

昭和50年に計画を決定、昭和54年に熊本港大橋 工事に着工し、平成5年に開港しているが、周り は遠浅であることから、大型船の入港が困難であ り、港の利用にも制約がある。さらに、毎年浚渫 作業のために多額の費用が発生しており、熊本港 を使用する以上は今後も多額の維持費が発生し 続ける。

熊本港は開港から分譲がなかなか進まず、現在 も第二次分譲の予定が立っていない状況下で、熊 本港の位置づけを再検討し、臨海工業用としての 造成事業を継続するか否かを再検討する時期に あると考える。

5 流域下水道 事業特別会 計

(ア)指定管理者の公募期間等について

平成 23 年度の包括外部監査への改善措置により一定の改善は見られたものの、アンケートの実施、公募期間の見直し等で入札者数の拡大を図り、競争性の確保が実現されるような取り組みが望まれる。

(イ)指定管理業務の契約相手について

指定管理業務の契約相手の実態把握については、過去の包括外部監査でも議論されているが、ガバナンス面など、まだ、十分でない案件が存在した。実地調査では、入出金が伴う部分の調査に留まっているため今後は、指定管理者の実態やガバナンスに関してまで調査を行うことが、契約相手の妥当性を判断するうえで重要と考える。

(ウ)需用費の計上について

特別会計と一般会計に共通して発生する需用 費に係る予算の使い方について、ある広域事務所 において、特別会計予算額を7月までの費用に振 り分け、8月以降は一般会計としている事案があ った。

予算金額はわずかな金額であっても、予算額を 超える部分は一般会計としたのでは、当該特定事

82

	T	T	
		業の特別会計が実際を反映したものとならない。	
		効率的に事務を行う意識は大事であるが、実際の	
		執行に沿った処理を行うべきである。	
		(エ)使用備品整理簿への計上基準について	
		熊本県物品取扱規則の運用(通達)において、	
		公印、執務用の机、椅子、ロッカー等は 30,000円	
		未満でも使用備品整理簿で管理する必要があり、	
		適正に記載されていたものの、所管課へのヒアリ	
		ングの時点では記載の必要性について明確な根	
		拠は得られなかった。記載漏れを防ぐうえで、熊	
		本県物品取扱規則の運用について(通達)の周知	
		徹底が望まれる。	
6	林業改善資	(ア)繰越金の水準について	91
	金特別会計	過去5年の林業・木材産業改善資金事業実績か	
		らすれば、5年間の貸付件数:68件、5年間の貸	
		付実績:164,898 千円であり、一件当たり貸付平	
		均金額は2,500千円弱である。数値上は、償還額	
		からだけでも新規貸付 32 件分の回収がある状況	
		である。	
		今後、資金需要が減少する一方貸付金の回収が	
		進めば更に繰越金は増加するものと考える。当該	
		林業・木材産業改善資金事業に必要な資金の見直	
		しを行い、超過部分は一般会計へ繰り出すべきで	
		ある。	
7	沿岸漁業改	(ア)事業の効率性について	95
	善資金特別	本事業の目的として、「沿岸漁業の経営の健全	
	会計	な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者	
		の福祉の向上に資すること」が挙げられている	
		が、このうち「漁業生産力の増大」に対して本事	
		業がどの程度効率的に機能しているかを数値上	
		で確認できるようにするため、1 つの分析の試み	
		として漁獲高を切り口として他県との比較を行	
		った。単位漁獲高当たりの貸付金残高について、	
		データの取得できた 10 自治体のうち、熊本県の	
		みが1万円を超えて25千円に達している。	

			1
		事業の効率性を検討するうえで、漁獲高と沿岸	
		漁業改善資金の貸付だけをもって、事業の効果	
		(効率性等) を考える事には無理があるかもしれ	
		ないが、当該事業規模を検討する上で参考にして	
		頂きたい。	
9	母子父子寡	(ア)繰越金の水準について	103
	婦福祉資金	繰越金については、一定の算定ルールが存在し	
	特別会計	ており、算定式で求めた金額以上に繰越金が発生	
		した場合、超過額について国に返還する必要があ	
		る。	
		現時点ではこの限度額を超過していないが、当	
		該繰越金について、貸付状況を踏まえた適正残高	
		を求め、これを超過する部分について国に返還す	
		ることとすれば、3分の1については熊本県も一	
		般会計に繰り入れることができ、財政に余裕が出	
		る。直近の貸付状況を考慮した繰越金残高に抑制	
		し、できる限り余分な資金を特別会計で拘束する	
		ことを避けるべきである。	
		(イ)チェックリストの作成について	
		融資の申請書類の提出について、支援員が個人	
		的に作成したものは存在しているものの、熊本県	
		として統一されたチェックリスト等は存在して	
		いない。	
		融資業務の品質を維持し、また利用者の利便	
		性、効率性を考えると、統一されたチェックリス	
		トを作成する必要がある。	
		(ウ)支援員の契約形態について	
		当該事業の支援員は短期雇用契約であり、最大	
		10 年まで契約の延長が可能となっている。	
		融資に関する業務は、非常に専門的知識が要求	
		されるものであり、支援員の雇用条件について、	
		長期安定的な契約とすることで、より利用者及び	
		熊本県にとって利便性が上がる可能性もある。	
		(エ)制度の利用率向上のための努力について	

母子父子寡婦福祉資金の貸付額の推移をみる と、ここ数年減少傾向がみられる。

熊本県の融資制度に関するホームページを充実させ、対象者が閲覧する可能性が高いサイトにリンクを貼る等、若い世代の目につくような広報手段を検討する必要がある。

(オ)市町村との連携について

当該事業における融資の申請窓口は市町村であり、それを地域振興局で審査する流れとなっている。このため、制度に関する情報は、市町村が運営するホームページに載せていることが多い。

熊本県がホームページの内容を充実させ、これに各市町村はリンクを貼るようにすることで、市町村のホームページの更新の負担を軽減或いはホームページのコンテンツを提供し、熊本県が作成しているホームページと同程度の情報提供ができるホームページの作成を支援する必要がある。

(カ)同種の目的を持つ他の事業との連携について

母子父子寡婦福祉資金と同様の機能をもつ事業として、育英資金事業が存在するが、育英資金の方でも成績基準を無くしていることから、実質的に制度の対象者が重複している。両方の融資制度の条件を満たしている場合、いずれの制度を薦める方針となっているかヒアリングしたところ、現時点では特に両部署での調整はとられていない

状況に応じていずれの制度を薦めるべきか、両 課での検討が必要である。

(キ)未収金について

未収金が発生している原因について支援員に アンケートを実施した。

未収金が発生する原因を把握し、当該事業の制 度理解、納付方法の利便性の向上、支援員の増員

		della mil 3 de la companya della companya della companya della companya della companya della companya della co	T
		等検討すべきである。	
10	県立高等学	(ア)予算要求資料通知書の整備について	112
	校実習資金	予算編成は年度の実習計画に基づいて、実習に	
	特別会計	必要な支出額及び実習による売払収入等の収入	
		額を数値化することで、収支の側面から実習計画	
		に寄与する重要な役割がある。	
		予算編成作業の精度を上げるために、予算要求	
		資料通知書について、基本的な考え方、収入の考	
		え方、支出の考え方など必要な情報が明記される	
		よう、見直しが必要である。また、所管課である	
		高校教育課においても、見直された予算要求資料	
		通知書に基づいて予算編成されているかのチェ	
		ック体制を整えることが必要である。	
		(イ)歳出金額とする光熱水費相当額について	
		実習に係る光熱水費については、一般教育と実	
		習教育での使用が混在しており、実習に係る実費	
		相当額の算出が困難である。そのため便宜的に、	
		平成 19 年度以降、過去の財産売払収入(平成 27	
		年度においては平成 22 年から 25 年度の平均値)	
		の7%相当額を光熱水費相当額として一般会計	
		へ繰出している。	
		しかし、光熱水費については、畜産、林業園芸、	
		食品加工など各学校で実習の内容により異なるも	
		のである。そのため光熱水費相当額の算定にあた	
		っては、各学校の過去のデータ及び実習内容をも	
		って算定し、学校ごとの管理が妥当と考える。	
		また、光熱水費相当額の算定については平成 19	
		年度以降、変更されておらず、電気料金及び水道	
		料金の改定もあることから少なくとも3年に1度	
		の見直しは必要である。	
		(ウ)各学校の繰越金の使用を当該学校に限定するこ	
		とについて	
		各学校の過去の収支差額である繰越金につい	
		ては、繰越金の生じた学校にそのまま帰属し、翌	

年度以降の実習経費として使用されているが、繰越金の推移をみると、残高に大きな差異がある。

実習に係る支出については、すべての支出が実習に係る収入で賄われているわけではなく、実習棟の建設や多額の設備投資など産業教育設備整備として一般会計での負担となる場合もある。この様なことからも、繰越金の使用については、学校ごとに限定するのではなく、繰越金残高の大きい学校から少ない学校への振り分けなど当特別会計内で実習資金の活用を図り、熊本県全体の農業高校に対する実習教育の充実・レベルアップを図っていくことが重要であると考える。

(エ)熊本県立高等学校実習基金について

熊本県立高等学校実習基金の使途・目的は、災害 復旧費用と実習に使用する設備のうち、単年度で 購入できない規模の設備の取得または更新のた めの積立である。

災害復旧費用に係る実習基金積立額について は、災害を想定した見積もりであることもあり、 予定額及び支出予定年度の想定は困難である。現 状は、災害時のビニールハウスの取換費用等具体 的な設備を想定し金額を算定しているが、各学校 で想定する設備の範囲が大きく異なっている。災 害復旧費用に係る実習基金積立額については、設 備の取換費用相当額ではなく、例えば財産売払収 入の4分の1等一定割合とすることや財産売払 収入のうち作物のみの年間売払収入の金額を相 当額と仮定する等収入金額に着目した方法も客 観性のある金額となると考える。また、実習基金 積立については、「県立高等学校実習資金特別会 計」の次期繰越額を減少させるおそれがあるた め、計画に基づいた基金積立(当該特別会計でい うところの「基金繰出金」) であることを所管課 である高校教育課でチェックすることも重要で ある。

(オ)「県立高等学校実習資金特別会計」制度の意義 について 平成 18 年 7 月に実習資金特別会計制度検討会

平成 18 年 7 月に実習資金特別会計制度検討会により当該特別会計の存続の検討が行われているものの、当該検討会メンバーは、実習校関係者のみによる検討であり、客観性に欠ける側面がある。

教育環境、経済環境等の変化に対し、当該特別会計に対する考え方、運営方法等についても再検討が必要な時期に来ているのではないかと考える。

11 育英資金等 貸与特別会 計

(ア)管理システムに関する統制について

県の出納を管理する会計システムにおける収入・支出額と、管理システムにおける回収・貸付額は、一致していなければならない。またこれと併せて、県の会計上「期首貸付残高(過年度における支出額一収入額の累計額)+支出額一収入額」で算定される貸付金残高と、管理システムで集計する貸付金の残高との一致を確かめなければ、万が一、いずれかのシステムで処理漏れもしくはエラー等が生じた場合に、両者間の不一致が生じてしまうことになる。

従って、フローチャートで示すように貸付・回 収の各業務の最後に、「会計上あるべき貸付金残 高と照合する」という「チェック」のプロセスが 重要である。

- (イ)管理システムのセキュリティについて 管理システムのセキュリティ上、次のような対処 策が望まれる。
 - ① データベースのレコードの更新については、特定 のデータベースソフト内の正規のメニュー以外 からは更新できないようにする。また、そのよう な設定が可能なデータベースソフトを使用する。
 - ②やむを得ず、データベースのレコードを直接修正

123

する必要がある場合には、その操作履歴が自動的 に記録され、その操作を行った者以外の者がこれ を確認できるようなプログラムを組み込む。なお かつ、処理の結果について、処理を行った担当者 の上席者が確認を行う。

(ウ)管理システムの災害対策について

現在、管理システムのデータベースは所轄部署 内に設置しているサーバで管理しているが、当該 データのバックアップは、当該サーバ内のみで管 理されている状況である。

定期的に外部媒体にデータのバックアップを 取り、遠隔地で保管するといった対策をとること が望まれる。

(エ)基金の必要性について

近年においては少子化の影響で育英資金の支出も減少傾向にある。逆に元利収入については過去に貸出額の大きかった時期の回収が進むことで増加することが見込まれ、結果としていずれは貸出支出と回収とで収支の均衡が保たれるようになることが考えられる。今後の資金貸与事業において、収入が支出を上回る状況になれば、基金の残高(平成27年度末残高は191,387千円)についても一般会計に繰り戻す検討をすべきではないかと考える。

12 市町村振興 資金貸付事 業特別会計

(ア)繰越金の水準について

他県と比較し、貸付事業のために資産がプールされているにもかかわらず、本来の事業のために利用されている割合が比較的低いということができ、その分、当該特別会計で保有している資産の活用につき、有効度が比較的低くなっているということができる。

一般会計への繰出金の計画をより早期化し、資 産利用の効率性を早期に高める努力をすべきで はないかと考える。

135

	Τ		
		(イ)貸付事業の今後の方向性について 下記理由等から当該事業の見直しの検討が必要である。 ① 「今後、市町村においては、公共施設等の除却の需要が出てくるものと考えられる」という説明に対し、平成31年度以降の資金需要見込みに反映されておらず、貸付・回収計画の見直しが必要であること ② 自治体の資金調達方法も多様化し、あるいは制度の簡素化等している中、当該事業の存在意義の再検討が必要であること ③ 資産の有効活用の面からも、利用度が低い貸付事業については廃止するか、利用度をあげるか、いずれかの目的をはっきりさせたうえで存否を判断する時期にあることは難しいものの、国全体として人口が減少傾向にある中、以前のように資金需要が増えることは考えにくいこと ⑤ 6億円余りの貸付金が無利子で運用されていること	
1.0	ilty オミナダにAtta	(マ) 塩左 麻辛目 に サナス 公然の サウに へいて	1.49
13	収入証紙特	(ア)過年度意見に対する今後の対応について	143
	別会計	意見の内容(要約) ① 熊本県が採用する会計処理方法によれば、紛失等により書類に貼付されることが見込まれない証紙については、特別会計の残高として残るだけで、一般会計収入に振替えられる可能性がない。今後運用方針を見直す必要がある。 ② 指定金融機関に対し、収入証紙の管理を委託しているが、委託料等が支払われていない。 ③ 収入証紙の取扱についてはいくつかの問題点があることから、コンビニ収納や、現金による納付等、新たな手数料収納方法も検討すべきである。 ② 上記意見②に対する回答については、今後の	
		上記息見るに対する回答については、今後の 協議等の進展を待つほかないが、①及び③につ	
i	I		

いては改めて検討を要する点ではないかと考える。

例えば、①については「紛失等により回収が見込まれない証紙を把握することは困難であるため、収入証紙特別会計内で管理している繰越金の一部を一般会計へ振替えることはできない。」としているが、それでは半永久的に繰越金のままとなる可能性がある。また、③についても社会は変化してきており、県民からみた利便性という観点からも見直しの議論があってもいいのではないかと考える。

(イ)証紙特別会計の見直しについて

「繰越金の残高を特別会計に残しておくことの是非」につき、「回収が見込まれない証紙を把握することは困難」であることを理由に、「繰越金の一部を一般会計に振替えることはできない」としている。そもそも繰越金の内訳が正確に把握できない性質のものを、繰越金として残しておくことに問題があるのではないか。

年間ベースで取扱金額が大きく、当該手数料収受に関する証紙の売りさばき場所が決まっている項目(自動車運転免許更新関係、衛生関係手数料、等)は、売りさばき人が指定金融機関から証紙を購入した時点で当該部署の収入に計上し、そうでないものについては売りさばき時点で、例えば会計課の一般会計における雑収入として計上し、その後各部署での証紙の回収実績に応じて収入金額を振替えるという方法でもよいのではないか。このようにすれば、各年度において「販売したが未使用」となった証紙については、当年度の「雑収入」として整理されることになり、少なくとも特別会計で繰越金として残置することはなくなる。

この方法を採用するとした場合、例えば、過去 の分は今後 10 年間繰越金で管理するという暫定

		処置で対応し、10年後残置されている額は一括で一般会計に繰り戻し、今後収入証紙売却分は、年度毎に完結するという方法でもいいのではないかと考える。 (ウ)証紙以外による手数料の収受について昨年の報告書(平成27年度包括外部監査報告書65ページ)でも述べられているとおり、少なくとも現金導入に関するイニシャルコストとランニングコストの見込額を比較した限りにおいては、経済性の面から言って現金収受の導入を検討する余地は十分あるものと考えられる。	
14	公債管理特別会計	(ア)県債に関わる職員の充実について もし人員を増強することで、金利を少しでも下 げることができるのであれば、増員した職員の人 件費を上回る効果が得られる可能性がある。 取引金融機関の幅を広げること、及び金利の引 き下げを実現するために必要であれば、人員の増 強を検討する必要がある。	152
15	チッソ株式 会社に対す る貸付けに 係る 県債債 選等特別会計	 (ア)チッソ株式会社の返済原資の確認について 国の主導でチッソ株式会社に対する支援措置 が政策的に行われていることは理解できるが、 国、県は、チッソ株式会社に対する支援措置をもっと丁寧に国民に説明すべきであり、情報を公開すべきである。 (イ)水俣病問題に関する情報発信・ディスクローズの評価について 2度と起こしてはならない水俣病に類する公害について熊本県が積極的に水俣病関連に関する情報発信予算を設定し、取り組んでいることは評価できる。 	161

2. 監査結果の詳細

1) 「中小企業振興資金特別会計」について

(1) 「中小企業振興資金特別会計」の目的

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する法律第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づく貸付事業(以下 設備導入資金事業)、及び改正法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例により行われる資金の貸し付けの業務(以下 高度化資金事業)の円滑な運営と、その経理の適性を図ることを目的としている。

なお、小規模企業者等設備導入資金助成法は平成27年3月31日に廃止されており、 設備導入資金事業については貸付金の回収業務を行っているのみである。

また、高度化資金事業については、設備導入資金事業を実施する自治体は同じ特別会計で合わせて取扱うことができることから、本県も当該特別会計で取扱っている。 高度化資金事業については、平成33年度以降も継続する方針であるが、特別会計の取扱いについてはまだ決定していない。

- (2) 「中小企業振興資金特別会計」の扱う事業内容の概要 当該特別会計は、大きくは以下の二つの事業(ア)(イ)を実施している。
 - (ア) 旧小規模企業者等設備導入資金助成法第3条に規定する「小規模企業者等設備導入 金の償還事業」

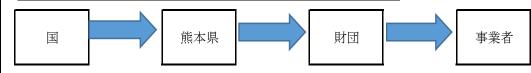
小規模企業は、創業や生産性の向上等の経営基盤の強化を図るための設備投資を行う上で、大企業や中堅企業と比較して一般に信用力や資金調達力が脆弱であることから、設備導入を実施しようとしても資金調達が困難なことが多い。これらに対応するため、設備導入資金事業を設けた。

なお、設備導入資金事業における小規模企業者等とは、次に掲げる者をいう。

- a. 常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業の場合は5人)以下の事業者
- b. 常時使用する従業員数が 50 人以下の会社及び個人 (a. を除く。) のうち次の要件を満たすもの
 - → 銀行法第2条第1項に規定する銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、株式会社日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。
 - → 直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。
 - → 大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。

設備導入資金事業は、現在、公益財団法人くまもと産業支援財団(以下 財団)を 通じて設備貸与資金を貸し付けた事業と、県が直接中小企業設備近代化資金を貸し付 けた事業がある。

──設備貸与資金(小規模企業者等設備導入資金助成法第2条第6項)



·中小企業設備近代化資金(小規模企業者等設備導入資金助成法附則第4条)



設備貸与資金については、平成27年3月31日で新規貸付を終了していることから、現在は貸付金の回収業務を行っているのみである。今後、平成32年3月末で本県が資金を融資している財団からの償還が完了し、翌平成33年度で国からの借入金を完済することで、全ての事業が完了する予定である。中小企業設備近代化資金については、平成12年度をもって新規貸付を終了しており、現在は回収業務のみである。平成27年度末で28,480千円の貸付金が残っている。当該債権については、全て返済期限を経過した未収金であることから、今後も回収業務が長期間継続する可能性がある。

(イ) 旧小規模企業者等設備導入資金助成法第10条に規定する、独立行政法人中小企業 基盤整備機構(以下 中小機構)から資金の貸付を受けて、「中小企業高度化資金 の貸付を行う事業」

高度化事業は、中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために、組合等を設立して工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクターや商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に必要な資金を、都道府県と中小機構が財源を出し合い、事業計画等に対するアドバイスを行いながら、長期・低利で融資する事業である。中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などが集団で移転して、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図るため、店舗施設改造とアーケード等の共同施設の整備などを行う集積区域整備事業などが代表的な高度化資金事業である。高度化資金事業は融資の流れによって、次の2つのパターンが存在している。

·A方式(独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条1項第3号)



B 方式(独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第4号)



本県は上記のうち、平成23年度以降はA方式の実績がなく、B方式の実績が1件あるのみである。

≪中小企業者が実施する事業≫

- a. 集団化事業・・市街地などに散在する工場や店舗などを、生産性や効率性向上、異業種との連携、公害・騒音問題解決のため、一つの区域や建物にまとまって移転するもの
- b. 集積区域整備事業・・商店街もしくは工場などが集積している区域で、建物の 建て替えなど区域全体を整備するもの。
- c. 共同施設事業・・共同で利用・経営する加工施設や研究開発施設、物流センター、商店街のアーケード・カラー舗装、駐車場などを整備するもの。
- d. 施設集約化事業・・店舗が集まりショッピングセンターを、また工場が集約化して共同工場などを整備するもの。
- e. 設備リース事業・・組合が最新式の生産設備を一括購入し、組合員企業にリースするもの。

≪第三セクターなどが実施する事業≫

- a. 商店街整備等支援事業・・第三セクターなどが主体となって実施する、商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などの整備事業、及びショッピングセンター型の共同店舗を設置し、運営する事業。
- b. 地域産業創造基盤整備事業・・地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路 開拓、情報化推進などを行うための起業化支援センターや技術開発センターを 第三セクターなどが設置し、運営する事業。

(ウ) 制度の特徴

- ① 政策性の高い制度・・・組合などによる集団化、共同化、協業化などの事業や第三 セクターなどが中小企業者を支援する事業など、政策性の高いものを対象として いる。
- ② 貸付条件の優遇・・・貸付条件は、長期・低利の固定利率となっており優遇されており、さらに特別の法律に基づく事業などは無利子となっている。

- ③ コンサルティングの実施・・・貸付けを行うにあたっては、事前に事業計画について専門的な立場から適切なアドバイスが行われる。そのため、過大な投資などが避けられるだけでなく、他の成功事例を踏まえた助言が受けられ、事業の円滑な実施が可能となっている。また、診断助言は貸付後も随時行われる。
- ④ 都道府県が窓口・・・高度化資金は、一般的に都道府県が貸付けの窓口となっており、都道府県と(独)中小企業基盤整備機構が協調して貸付けを実施する。
- ⑤ 各種税制の特例措置・・・人口 30 万人以上の市等で高度化事業により取得した工場、店舗、倉庫等で行う事業については、事業所税が非課税となる等、税制面で優遇措置が用意されている。

(エ)貸付要件

- ①貸付対象施設・・・貸付対象事業を実施(リニューアルを実施する場合を含む)するのに必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるもの。
- ②貸付割合・・・原則として貸付対象施設の取得に要する額の80%以内(中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業においては90%以内の場合もあり)。
- ③貸付期間・・・原則として 20 年以内(うち据置期間は3年以内)。但し、条件変更により最大30 年まで延長可能。
- ④ 貸付金利・・・0.50% (平成28年度貸付決定分に適用)※償還期限まで固定。 (注)金利は、固定金利、機構の事業運営コスト等と市場金利を勘案して毎年度設定。

(3) 「中小企業振興資金特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般会計繰入金	3, 636	4, 209	4, 157	1,877	2, 074
繰越金	1, 448, 566	1, 782, 601	1, 681, 224	1, 658, 737	1, 623, 356
貸付金元利収入	2, 139, 153	1, 937, 802	1, 394, 984	1, 207, 761	1, 895, 357
雑入	10,000	56	728	6, 710	10, 654
県債	-	_	-	-	-
歳入合計	3, 601, 356	3, 724, 669	3, 081, 094	2, 875, 086	3, 531, 442
中小企業振興資金	88, 632	93, 233	101, 008	88, 023	5, 682
公債費	1, 234, 434	1, 383, 236	955, 626	833, 812	1, 279, 157
繰出金	495, 688	566, 976	365, 722	329, 894	565, 302
歳出合計	1, 818, 754	2, 043, 445	1, 422, 356	1, 251, 729	1, 850, 142
翌年度繰越額	1, 782, 601	1, 681, 224	1, 658, 737	1, 623, 356	1, 681, 300

不納欠損額	1, 650	_	ı	ı	ı
収入未済額	3, 190, 872	3, 128, 686	3, 073, 744	3, 068, 012	3, 014, 029

なお、制度ごとの貸付金残高及び未収金残高は以下のとおりである。

①設備導入資金について

設備導入資金については、設備貸与資金の最終融資案件は平成24年度であり、その後新規の融資は発生していない。また、未収金について、平成23年度で中小企業設備近代化資金の1つを不納欠損処理をしているが、その後は実施していない。債権残高も減少傾向にあり、今後は未収金の回収業務が検討課題となる。

設備導入資金(貸付金残高及び未収金残高)

(単位	千	Ш,)
(11/	- 1		,

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
期首 (正常先)	559, 129	428, 913	261, 494	172, 147	125, 494
期首 (収入未済)	34, 218	31, 097	29, 533	28, 294	27, 844
貸出額	56, 500	25, 850	-	-	-
償還額 (正常先)	▲186, 716	▲ 193, 269	▲89, 347	▲ 46, 653	▲ 46, 945
償還額 (未収先)	▲ 1, 471	▲ 1,564	▲ 1, 239	▲ 450	▲986
不納欠損額	▲ 1,650	-	-	-	-
期末 (正常先)	428, 913	261, 494	172, 147	125, 494	78, 549
期末 (収入未済)	31, 097	29, 533	28, 294	27, 844	26, 858

② 高度化資金について

平成 23 年度に 993,515 千円の未収金が発生しているが、これは貸付先である協同 組合が、融資後すぐに起こったリーマンショックによる景気低迷を原因として業 績が悪化し、その後構成員である会社が全て法的整理手続きを実施したことから、 多くの債権が未収金となったためである。

高度化資金(貸付金残高及び未収金残高)

(畄位	工田)	

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
期首 (正常先)	13, 740, 664	11, 158, 151	9, 573, 094	8, 398, 834	7, 307, 493
期首 (収入未済)	2, 377, 107	3, 159, 775	3, 099, 153	3, 045, 566	3, 040, 168
貸出額	2, 683	1, 407	796	1, 130	1, 327

償還額 (正常先)	▲ 2, 585, 196	▲ 1, 586, 463	▲ 1, 175, 056	▲ 1, 092, 471	▲ 1, 738, 182
償還額 (未収先)	▲ 210, 847	▲ 60,622	▲ 53, 587	▲ 5, 398	▲ 52, 997
不納欠損額	-	ı	1	ı	1
未収金発生	993, 515	-	-	-	1
期末 (正常先)	11, 158, 151	9, 573, 095	8, 398, 834	7, 307, 493	5, 570, 638
期末 (収入未済)	3, 159, 775	3, 099, 153	3, 045, 566	3, 040, 168	2, 987, 171

③ 設備導入資金及び高度化資金の合計(貸付金残高及び未収金残高) (単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
期首 (正常先)	14, 299, 793	11, 587, 064	9, 834, 588	8, 570, 981	7, 432, 987
期首 (収入未済)	2, 411, 325	3, 190, 872	3, 128, 686	3, 073, 860	3, 068, 012
貸出額	59, 183	27, 257	796	1, 130	1, 327
償還額 (正常先)	▲ 2, 771, 912	▲ 1,779,732	▲ 1, 264, 403	▲ 1, 139, 124	▲ 1, 785, 127
償還額 (未収先)	▲ 212, 318	▲ 62, 186	▲ 54, 826	▲ 5,848	▲ 53, 983
不納欠損額	▲ 1,650	1	-	ı	-
未収金発生	993, 515	_	_	-	-
期末 (正常先)	11, 587, 064	9, 834, 589	8, 570, 981	7, 432, 987	5, 649, 187
期末 (収入未済)	3, 190, 872	3, 128, 686	3, 073, 860	3, 068, 012	3, 014, 029

(4) 「中小企業振興資金特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 本庁担当者に対してヒアリングを実施するとともに、法令、要項、取り扱い要領等の内容を確認した。
- ▶ 当該特別会計における支出内容を確認するため、平成23年度~平成27年度の5年間の歳入歳出決算書、歳出の内容を確認するとともに、重要なものにつ

いては決裁文書の内容を確認した。

- ▶ 熊本県議会の決算特別委員会議事録を閲覧し、当該特別会計についてどのような議論がなされているか、内容を確認した。
- ▶ 本庁で保管されている、貸出金の申請書類を5件抽出し取り寄せたうえで、内容の確認を実施した。

(イ) 結果の概要

上記の手続を実施したが、支出等は適切になされており、法令等に違反する重要な問題点は存在しなかった。また、県議会においてもそうした指摘はなされておらず、重要な問題は発生していないものと判断した。さらに、貸付金の申請書類について内容の確認を行ったが、申請作業はルールに従って適切になされていることを確認した。

(ウ)結論

上記の手続の結果、法令等に違反する重要な指摘事項は存在しないものと判断した。 しかし、今後検討をしてはどうかと考える事項3件を意見として記載する。

- (5) 「中小企業振興資金特別会計」に対する指摘事項 特に指摘すべき事項はなかった。
- (6) 「中小企業振興資金特別会計」に対する意見

(ア) 高度化資金制度の運用について

平成33年3月末で設備導入資金事業は廃止となるが、同時に行っている高度化資金事業については、平成33年4月以降も継続して実施する予定である。現時点では当該特別会計を廃止して、新たに高度化資金のための特別会計を設置するか、それとも現在ある特別会計をそのまま利用するか否かは未定である。そもそも当該特別会計には過去において一般会計から繰り入れられた資金が平成28年4月時点で1,600,000千円が存在する。これについては特別会計が存在する限り拘束された状態のままとなるが、高度化資金事業を特別会計でなく、一般会計の中で当該制度を運用すれば、繰越金が有効に利用できるようになる。

平成28年8月に繰越金のうちから、1,000,000千円を国及び一般会計に返還しているが、残りの金額は、今後の高度化資金事業の貸付資金として特別会計に残している資金である。しかし、近年の融資状況からすると、A方式によって融資を実行したのは相当期間前であり、現在はB方式の小口融資のみである。よって、特別会計を設けて管理するほどの事業規模はなく、一般会計の中で十分管理可能であると考える。

平成33年4月以降の高度化資金制度の運用について、特別会計を設けず、一般会計の中で制度を運用することを検討してはどうか。

(イ) 徴収停止の制度について

徴収停止の制度については、地方自治法第240条第3項及び同施行令第171条の5に規定されている。

【地方自治法第240条第3項】(債権)

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収 停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

【地方自治法施行令第171条の5】(徴収停止)

普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が 強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

徴収停止をするための具体的な要件や手続については規程があるものの、徴収停止 後の債権についてどのような債権保全のための業務を省略できるかについては明確に 規定されていない。

当該制度の目的の一つは、滞留している未収金等について、今後回収が見込まれない債権について、債権保全業務を簡略化することで、職員の負担を軽減させることにあると考える。

よって、債権の回収停止或いは免除にかかる要件を明文化し、例えば、徴収停止を した債権について、保全業務の何を省略できるか等を定め、事務の効率を図るべきで ある。但し、安易に債権カットとならないように慎重な対応が必要である。

(ウ) 熊本県による直接支援から、間接支援への転換について

中小企業振興資金特別会計はその資金を中小企業に低利で直接貸し付けることにより、中小企業の事業振興を支援することを目的としており、熊本県が直接融資していることから、未収金の管理も行う必要がある。

新規融資が殆どなくなった現在においては、未収金の管理業務が主要な業務となっている。現在、残っている未収金については、債務者に返済能力がない等、回収が困難なものばかりであることから、回収率についてもなかなか上がらないのが現状であ

る。融資業務は非常に専門性が高く、特に融資時の審査業務は高い経験と知識が必要とされる。これに対して、熊本県の融資においては、中小企業診断士の協力はあるものの、基本的には県職員が融資業務を実施していることから、経験及び知識のうえで一定の限界が存在する。このため、未収金の発生原因の一つには熊本県が直接融資することによる限界が影響しているものと考える。そもそも、当該融資制度の趣旨は経営上のリスクが高く、金融機関の融資を受けることが困難な中小企業に対して、熊本県が融資することで、中小企業の経営を支援することにある。よって、熊本県が直接融資することは絶対的に必要な要素ではないと考える。

熊本県は直接支援から間接支援へ転換するため、中小企業協同組合等設備促進利子補助金という制度を平成27年度に創設し、高度化資金の貸付けを希望する事業者に対して金融機関の融資と高度化資金の利子の差額を補助する制度を整備してきている。

今後も熊本県が直接融資するのではなく、間接支援に切り替える方向性が必要であると考える。

2) 「高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」について

(1) 「高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」の目的

熊本県内における地域経済の振興を目的とし、企業誘致の受け皿となる工業団地の整備、分譲の促進及び管理を実施するための特別会計として設置する。「熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計条例」に基づくものである。

- (2) 「高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」の扱う事業内容の概要
 - (ア) 県営工業団地の管理
 - ① 白岩産業団地(熊本県御船町白岩 対象業種:製造業、運輸業、知事が特に認めるもの)
 - ・熊本県土地開発公社が平成5年12月造成工事着手、平成6年8月から分譲開始。
 - ・平成 13 年 4 月分譲単価を 35,400 円/㎡から 17,000 円/㎡に引き下げ。また、 平成 20 年 9 月に 17,000 円/㎡から 12,300 円/㎡に引き下げ。
 - ・平成 17 年 3 月熊本県土地開発公社から一般会計無利子貸付金を財源に購入 (取得額 655,000,000 円)。県事業として分譲を開始。
 - ・平成18年度から貸付事業開始。
 - ・未利用面積は平成27年度末で無し。
 - ② 城南工業団地 (熊本市南区城南町 対象業種:製造業、運輸業、知事が特に認めるもの)
 - ・熊本県土地開発公社が平成5年2月造成工事着手、平成6年4月から分譲開始。
 - ・平成 13 年 3 月熊本県土地開発公社から一般会計無利子貸付金を財源に購入 (取得額 4, 275, 191, 000 円)。県事業として分譲、貸付事業を開始。
 - ・平成 20 年 9 月に分譲単価を平均 16,000 円/㎡から平均 10,900 円/㎡(▲33%)に引き下げ。
 - ・未利用面積は平成 27 年度末で 10.4ha (分譲価格:1,087,643,529円)
 - ③ 熊本テクノ・リサーチパーク(熊本県益城町田原 対象業種:先端技術・社会科 学等の研究開発機関及びソフトウェア企業等)
 - ·第1期 昭和59年7月造成工事着工(総事業費28.1億円。償還金元金返済完了)、昭和61年4月分譲開始。 平成2年3月分譲完了
 - ・第2期 平成3年4月造成工事着工(総事業費21.1億円。償還金元金返済完了)、平成5年10月分譲開始。平成20年9月分譲単価を62,090円/㎡から25,500円/㎡(▲59%)に引き下げ。
 - ・未利用面積は平成 27 年度末で 1. 1ha (分譲価格: 263,007,000 円)。 2 区画の うち、1 区画は、当該団地内企業に貸付中。

- ④ くまもと臨空テクノパーク (熊本県益城町小谷)
 - ·平成 18 年造成工事着工(総事業費 30 億円)
 - ・平成25年度に交差点改良事業を実施
 - ・12ha は、A社が予約(早期の売却及び工場立地に向けて協議継続)
 - ・工業団地整備に係る起債償還中。元利金債の償還は、平成25年度から始まり、 財産収入、又は繰越金を財源に返済予定。
- ⑤ セミコンテクノパーク(熊本県菊陽町原水、合志町福原 対象業種:製造業)
 - ·平成8年第1期、平成9年第2期造成工事着工(総事業費114億円、償還元金返済完了)
 - ・平成9年第1期、平成10第2期分譲開始
- ⑥ 菊池テクノパーク (熊本県菊池市旭志)
 - ・平成20年造成工事着工(総事業費20.1億円)
 - ・平成26年分譲開始(6月議会で財産処分の議決済み)
 - ・工業団地整備に係る起債償還中。元利金債の償還は、平成27年度から始まり、 財産収入、又は繰越金を財源に返済予定。
- (7) 阿蘇ソフトの村(熊本県高森町 計画:地域産業活力拠点、余暇活動関連施設)
 - ·平成2年取得(取得価格2.4億円 起債償還額4.4億円)
 - ・具体的な企業進出の話がないまま経過。
 - ・平成25年度末に買取り意向を示す法人が現れ、現在、貸付・売却に向けた検討中。

(イ) 工業団地販売促進事業

(ア) に示した工業団地の未利用地の販売事業を行う。

(ウ) 新規工業団地造成事業

新規工業団地の造成事業であるが、現在は、同課における新たな工業団地開発計画はない。

(3) 「高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
財産運用収入	34, 097	39, 938	31, 081	30, 058	38, 967
財産売払収入	1, 621, 027	406, 887	376, 449	448, 384	73, 003
一般会計繰入金	ı	ı	24, 544	21,078	_
繰越金	123, 569	114, 772	89, 363	131, 499	413, 405
県債	933, 000	1, 148, 000	775, 000	33,000	18, 000
歳入合計	2, 711, 694	1, 709, 598	1, 296, 438	664, 020	543, 376

工鉱業費	956, 795	730, 488	516, 449	47, 608	18, 816
公債費	1, 627, 932	470, 663	302, 442	41,025	26, 162
繰出金	12, 194	419, 082	346, 047	161, 981	340, 301
歳出合計	2, 596, 922	1, 620, 234	1, 164, 939	250, 615	385, 280
翌年度繰越額	114, 772	89, 363	131, 499	413, 405	158, 096

不納欠損額	=	_	=	=	_
収入未済額		1	-		-

(4) 「高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 当該特別会計の根拠となる条例、決算特別委員会議事録、関係書類等を入手し、 レビューするとともに担当者にヒアリングした。
- ▶ 城南工業団地普通財産貸付要綱、城南工業団地用地分譲・貸付要領、県有普通財産貸付事務処理要領の閲覧とヒアリングした。
- ▶ 環境整備業務委託の関係書類の閲覧とヒアリングした。

(イ) 結果の概要

商工観光労働部新産業振興局企業立地課がこの特別会計で扱う7工業団地の開発 費、売却利用状況等についてまとめた。

(平成28年3月末現在)

項目\団地名	①白岩産業団地	②城南工業団地	③熊本テクノ・リ サーチパーク	④くまもと臨空テ クノパーク
分譲開始時期	平成6年8月	平成6年4月	昭和61年3月	平成 21 年 3 月
開発費総額 (百万円)	1, 320	3, 860	4, 920	3, 000
開発時起債額 (百万円)	_	-	4, 170	3, 000
起債残高 (平成27年度末) (百万円)	-	1	-	950
開発総面積(ha)	5. 9	42.6	41.2	24.8
内工業土地面積	4. 4	30.8	18. 3	22. 0
当初採算単価 (円/㎡)	30,000	12, 532	26, 842	_
現譲渡単価 (円/㎡)	12, 300	10, 900	25, 500	15, 000
売却済面積(ha)	0.7	14. 2	17. 2	22. 0

現賃貸面積(ha)	3.7	6. 2	_	_
未利用面積(ha)	_	10. 4	1. 1	_
含み損見込額 (百万円)	654	270	14	_
備考	県土地開発公社 から平成17年4 月譲り受け事業 継承。	県土地開発公社から平成13年4月譲り受け事業継承。	23 区画中残地 2 区画。	売却済面積には 売却予約分を含 む。

項目\団地名	⑤セミコンテク ノパーク	⑥菊池テクノパーク	⑦阿蘇ソフトの村
分譲開始時期	平成9年10月	平成 26 年 4 月	平成2年度
開発費総額 (百万円)	11, 400	2, 010	238
開発時起債額	9, 900	1, 970	440
起債残高 (平成 27 年度末)	-	1, 950	_
開発総面積(ha)	95. 2	23. 0	19. 2
内工業土地面積	47.0	15. 5	-
当初譲渡単価 (円/㎡) 注1	_	-	_
現譲渡単価 (円/㎡) 注2	20, 998	13, 000	-
売却済面積(ha)	47. 0	-	_
現賃貸面積(ha)	_	_	_
未利用面積(ha)	_	15. 5	19. 2
含み損見込額 (百万円) 注3	_	-	238
備考			平成2年に 19.2haを取得し たが、開発反対 運動で頓挫。

注1) 当初採算単価は、開発費総額を工業土地面積で除し算定した。

(ウ) 結論

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越金として平成 28 年 3 月末現在 158,096 千円存在するが、平成 29 年度に 5 年据置一括償還債の 2 回目の期限が到来する為、その償還財源となる予定であり、不足する財源は一般会計から繰り入れとなる。 但し、未利用残地が売却できればその売却代金を充当する。

現在、同課における新たな工業団地開発計画はない。

上記の手続きの結果、今後早急に改善が求められる指摘事項が2件、今後検討をし

注2) 現譲渡単価は、現在残地に対する譲渡単価であり、熊本県内に所在する工業団地毎のこれまで 取引事例及び不動産鑑定評価額、基準地価格等を基に単価決定されている(取引事例比較法)。

注3) 含み損見込額は、当初採算単価から現譲渡単価を控除し、現賃貸面積と未利用面積の合計面積 を乗じ算定した。

てはどうかと考える事項1件を意見として記載する。

(5) 「高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」に対する指摘事項

(ア) 城南工業団地普通財産貸付要綱について

城南工業団地の貸付けにおいて、城南工業団地普通財産貸付要綱では、すべからく 事業用定期借地権の設定を締結するものとされており、事業用定期借地権の発生しな い土地の貸付(本社の横に付随する駐車場等)が起こり得ることが前提にない。従っ て城南工業団地普通財産貸付要綱には、貸付けの契約期間が10年以上30年未満とし か記載がないが、現実には3年で契約されているものが複数存在する。

これは、別途定められている県有普通財産貸付事務処理要領に基づいた貸付契約の期間である。この点城南工業団地普通財産貸付要綱では、現実の運用とは異なっており、不備が見られるため、文言の修正が必要と考える。

城南工業団地普通財産貸付要綱抜粋

(趣旨)第1

この要綱は、熊本県の産業振興及び経済の活性化を図るため、城南工業団地への工場等の立地に係る普通財産の貸付けについて、熊本県財産条例及び熊本県公有財産取扱規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

…中略

(事業定期用借地権)第4

県は、土地の貸付けを行うに当たっては、土地の貸付けを希望する事業者との間で、借地借家法第23条第2項に規定する事業用借地権を設定する貸付契約を締結するものとする。

…中略

(存続期間)第6

事業用定期借地権の存続期間は 10 年以上 30 年未満の範囲で、県と土地の貸付けを希望する事業者が合意した期間とする。

…中略

(保証金)第9

財産貸付の契約をする場合は、保証金として次のとおりの額を担保として徴収 しなければならない。

また、貸付料改定に伴い保証金の額が増額改定された場合、又は建物の増築、 改築による保証金が増額となる場合、その額を新たな保証金とし、既納の保証 金額との差額を乙は納めるものとする。

なお、貸付料改定等に伴い保証金が減額になる場合は、既納の保証金との差額 を返還するものとする。

県有普通財産貸付事務処理要領抜粋

1、基本方針

普通財産については、売払い(交換を含む)処分を原則とするが、例外的に貸付けることができるものとし、貸付けを行う場合の事務処理は、この要領によるものとする。

…中略

4、貸付契約の期間

貸付契約の期間は、次に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれに掲げるとおりとする。

(1) 有償貸付け

イ、貸付期間は、3年以内とする。ただし、国等、予算制度のうえから各年度ご とに貸付けを行う必要がある相手方に対しては、1年以内とする。

(イ) 城南工業団地の譲渡先の資力の確認の不明瞭さについて

城南工業団地分譲・貸付について、城南工業団地分譲・貸付要領によれば城南工業団地の用地分譲の申込資格の一つに「事業実施に必要な資力並びに信用を有するものであること」とされている。これについて、具体的な指標は存在せず、過年度の決算書や外部機関による調査報告書、資金計画等を総合的に勘案することで決定している。

実際分譲がなされた案件について当時、県が作成した「事業実施に必要な資力」に 関する書類を閲覧した。

実際にはマイナスの純資産であり債務超過の状況であったにも関わらず、数億円のプラスの純資産を記載しているものが存在した。この申込会社は、工業団地の購入資金は全額、金融機関の借入金で賄う資金計画であった。

しかし、それのみをもって資力があるというには不十分であり、またそれでは、決 算書を入手する意味もなくなってしまう。

- a. 分譲・貸付の申込に際して資金繰表を必要書類の1つに加える。
- b. 申込資格の一つに財務分析(安全性・収益性・成長性等)基準を設定する。
- c. 申込資格に例外を認める場合、その判断に至った理由を文書化する。

城南工業団地分譲・貸付要領の趣旨からすれば、「事業実施に必要な資力」とは分譲取得の為の資金調達能力及び事業操業能力であり、それに必要な資金力を問うものでなければならない。そうだとすれば、申込会社の財務分析(安全性・収益性・成長性等)指標基準を明確にすることで客観性を確保し、申込時(例えば5ヶ年)資金計画書の添付を要件とする事で申込会社の経営能力を確認する。

今回のような例外的判断はその判断に至った説明書を文書化しておくことが、責任の所在を明確にするものとなる。

(6) 「高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計」に対する意見

(ア) 事務効率の改善について

土地の貸付けに当たっては、城南工業団地普通財産貸付要綱 第9に基づき、貸付料の金額を基礎として保証金を徴収している。そして、貸付料の改定に伴い必要とされる保証金の額も変更になるため、その都度、差額の精算がなされている。しかしながら、貸付料は3年ごとに改定され、契約件数も少なくないことから、相当の事務負担が生じている。金額面では、一件当たりの差額で大きいものは40万円程度であり、小さいものでは数万円程度である。最終的には返金するものであり、近年において賃料が滞り保証金を充当した実績もない。

費用対効果を鑑み、現状の保証金改定による精算の必要性について、例えば、賃付料の改定が2万円以内の場合、保証金の額は据え置きにする等事務簡略化に検討の余地があると思われる。

3) 「港湾整備事業特別会計」について

(1) 「港湾整備事業特別会計」の目的

地方自治法第 209 条第 2 項の規定により、港湾整備事業の円滑な運営と、その経理 の適正を図るため、特別会計を設置する。(熊本県港湾整備事業特別会計条例第 1 条) 具体的には、ふ頭用地やフェリーターミナル、倉庫等の上屋、クレーンなどの荷役機 械の整備を実施し、港湾の機能を効率的に発揮させることを目的としている。

(2) 「港湾整備事業特別会計」の扱う事業内容の概要

港湾整備事業債(100%起債)を財源として、ふ頭用地造成、上屋、荷役機械の港湾施設を整備し、これらから発生する使用料・手数料を財源に起債の償還を行うとともに、施設の維持修繕を行っている。具体的には、航路や岸壁、コンテナ船から荷下ろしをするガントリークレーン、コンテナを大型トラックに積んだり、降ろしたりするストラドルキャリヤー、作業を実施するコンテナターミナル等を整備することや、荷物等を保管する上屋や、野積み場を管理するものである。また、港湾施設の利用者から使用料を徴収し、港湾整備事業に係る経費等に充当している。

熊本県における港湾は、当初有明海、八代海に流入する大小河川の河口及び天然のリアス式海岸の地形を利用して誕生している。以来、県内の産業・経済・社会の発展に伴い、物流・人流の場としての港湾の利用が向上し、港湾に対する地域のニーズが質・量ともに拡大する状況に対応して、埋め立てによる用地造成等により、港湾施設の整備・改良が適宜進められることで、基本的な港湾の形態が整えられ、その後も、それぞれの港湾において、利用状況及び地域のニーズに併せた開発が進行し、着実な発展を遂げている。

現在熊本県には、県管理港として、重要港湾3港及び地方港湾15港の計18港、また、各市町管理港として地方港湾8港の合計26港が存在し、このうち14港は天草地域に集中している。主要港湾たる3つの県管理港湾(三角港、八代港、熊本港)は比較的大規模な港湾施設を備え、八代港を筆頭に外貨貨物も取扱い、所在地域はもとより、県内外にまでわたる広域的な物流の一翼を担う産業港としての重要な機能を有している。

また、他の地方港湾は、主に背後の地域経済生活圏を支える物流・人流の基盤として地域社会に根付いている。

<熊本県管理港一覧>

	名称	港格	所在地	港湾地域_面積	臨港地区_面積
1	三角港	重要港湾	宇城市三角町、 上天草市	約1,060ha	約25.9ha
2	八代港	重要港湾	八代市	約1,265ha	約36.3ha
3	熊本港	重要港湾	熊本市西区	約1,933ha	約52.19ha
4	水俣港	地方港湾	水俣市	約472ha	約5ha
5	長洲港	地方港湾	玉名郡長洲町	約268ha	約4.3ha
6	河内港	地方港湾	熊本市	約125ha	約1.1ha
7	百貫港	地方港湾	熊本市	約600ha	約1.8ha
8	田浦港	地方港湾	葦北郡田浦町	約197ha	約2.3ha
9	佐敷港	地方港湾	葦北郡芦北町	約200ha	未指定
10	本渡港	地方港湾	天草市	約78ha	約25.82ha
11	大門港	地方港湾	天草市	約122ha	約0.9ha
12	牛深港	地方港湾	天草市	約230ha	約1.92ha
13	合津港	地方港湾	上天草市	約58ha	約2.11ha
14	大浦港	地方港湾	天草市有明町	約15ha	約0.7ha
15	姫戸港	地方港湾	上天草市	約103ha	約2.1ha
16	鬼池港	地方港湾	天草市五和町	約167ha	約3.8ha
17	富岡港	地方港湾	天草郡苓北町	約72.3ha	約5.6ha
18	高浜港	地方港湾	天草市天草町	約66.4ha	約1.7ha

平成 27 年度の港湾施設の使用料収入は全体で 737,396 千円である。この内訳は、重要港湾使用料が 584,705 千円、地方港湾使用料が 152,691 千円であり、重要港湾 3 港で使用料収入全体の約 8 割を占めている状況である。

重要港湾3港の稼働実績は以下のようになっている。

(ア) 三角港港湾取扱貨物実績

		単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
海上出入貨物	輸出	トン	8, 286	23, 797	12,676	8, 233	8, 782	106.67%
	輸入	トン	1,300	2,055	3, 922	4, 293	2,770	64.52%
	移出	トン	183, 322	196, 541	347, 487	303, 216	246, 169	81.19%
	移入	トン	83, 706	76,004	87873	73, 095	67, 208	91.95%
	小計	トン	276, 614	298, 397	451, 958	388, 837	324, 929	83.56%
	フェリー	トン	0	0	0	0	0	_
	総計	トン	276, 614	298, 397	451, 958	388, 837	324, 929	83.56%
入港船舶	隻数	隻	4, 582	4, 581	4, 531	4, 547	4, 938	108.60%
	総トン数	トン	475, 181	403,979	410, 959	449, 815	422,878	94.01%
乗降人員		Į.	17, 627	34, 769	31, 526	31, 807	36, 775	115. 62%
米阵八貝		八	17,627	54, 769	31, 526	31, 807	30, 775	115.62%

三角港においては、年により貨物の取扱量が変動するものの、入港船舶数に関して は安定した実績となっている。

(イ) 八代港港湾取扱貨物実績

		単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
海上出入貨物	輸出	トン	58,007	123, 709	166, 305	177, 212	293, 426	165.58%
	輸入	トン	1, 590, 569	1,531,877	1, 449, 400	1,602,082	1, 463, 902	91.37%
	移出	トン	221,642	177, 502	161, 685	124, 591	122,801	98. 56%
	移入	トン	2, 376, 870	2, 406, 547	2, 193, 986	2, 115, 679	2,021,864	95. 57%
	小計	トン	4, 247, 088	4, 239, 635	3, 971, 376	4,019,564	3,901,993	97.08%
	フェリー	トン	110, 420	86,835	19,950	0	0	_
	総計	トン	4, 357, 508	4, 326, 470	3, 991, 326	4,019,564	3,901,993	97.08%
入港船舶	隻数	隻	7,022	5, 585	3,955	3, 251	2,937	90.34%
	総トン数	トン	4, 829, 299	4, 849, 937	4, 501, 694	4,620,122	5, 621, 166	121.67%
乗降人員		人	33, 408	26, 673	7, 982	2, 140	66, 602	3112. 24%

八代港では、平成25年4月1日より、定期フェリーの運航休止により入港船舶数が大幅に減少した。一方、平成27年はクルーズ船の急増で、10,000トン以上の大型船舶が増加したため、入港船舶の総トン数、乗降人員数が大幅に増加している。

(ウ) 熊本港港湾取扱貨物実績

		単位	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	前年比
海上出入貨物	輸出	トン	32, 996	42, 237	44, 362	45, 427	47,802	105.23%
	輸入	トン	34, 796	34, 186	60,734	82, 992	98, 590	118.79%
	移出	トン	156,612	153, 703	140, 250	154, 336	128, 761	83.43%
	移入	トン	445, 465	562,064	542, 218	605, 407	405, 305	66.95%
	小計	トン	669, 869	792, 190	787, 564	888, 162	680, 458	76.61%
	フェリー	トン	3, 109, 145	3, 068, 030	3, 196, 370	3, 068, 990	3, 016, 770	98.30%
	総計	トン	3,779,014	3,860,220	3, 983, 934	3, 957, 152	3, 697, 228	93.43%
入港船舶	隻数	隻	6, 172	6, 151	6, 311	6,270	6,083	97.02%
	総トン数	トン	6, 718, 387	6, 728, 128	7, 124, 611	7,031,993	7, 383, 086	104.99%
乗降人員		人	956, 269	950, 106	1, 012, 049	960, 958	938, 222	97.63%

熊本港の直近5年間では、大きな変動はなく、安定した稼働実績となっている。

(3) 「港湾整備事業特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
使用料	673, 510	664, 615	681, 438	706, 818	737, 395
国庫補助金	26, 887	239, 422	3, 690	-	-
財産売払収入	66, 292	31, 742	100, 410	231, 210	284, 789
一般会計繰入金	1, 364, 473	1, 382, 050	1, 387, 831	1, 287, 258	1, 044, 357
繰越金	180, 796	229, 799	113, 987	256, 811	541, 850
雑入	124, 520	233, 940	14, 601	14, 723	14, 806
県債	1, 191, 000	1, 197, 000	1, 030, 000	913, 000	718, 200
歳入合計	3, 627, 481	3, 978, 570	3, 331, 959	3, 409, 822	3, 341, 399

港湾費	629, 835	1, 125, 778	501, 000	560, 765	822, 866
公債費	2, 767, 846	846 2, 738, 804 2, 574, 14		2, 307, 206	1, 932, 001
繰出金	_	_	-	-	75, 967
歳出合計	3, 397, 682	3, 864, 582	3, 075, 147	2, 867, 972	2, 830, 834
翌年度繰越額	229, 799	113, 987	256, 811	541, 850	510, 564

不納欠損額	=	_	1, 041	832	213
収入未済額	27, 895	27, 393	25, 596	24, 280	23, 226

使用料収入に関しては、徐々に増加している。これは、岸壁、桟橋、荷捌地、野積場、荷役機械、上屋等の港湾施設の利用実績が増加しているためである。国庫補助金は、国直轄の事業が実施される場合の補助金であり、平成26年度、27年度では該当なしであった。財産収入については、当該特別会計で有している資産につき、売却した際に計上されるものである。平成27年度は八代市に土地を売却している。一般会計繰入金は、特別会計の自己収入では賄いきれない部分を補てんするものである。現状では、主に、起債償還の財源に充当されている。雑入については、平成23年度、24年度が大きく、以降3年間は少額となっているが、平成23年度、24年度は熊本港のガントリークレーン整備事業用に一般会計からの借入金収入が計上されているためである。

<公債推移表>					(単位:千円)
	起債金額	償還金額	利子	返済額計	償還残高 (元金)
平成22年度					20, 386, 980
平成23年度	1, 191, 000	2, 362, 220	405, 627	2, 767, 847	19, 215, 760
平成24年度	1, 197, 000	2, 389, 107	349, 697	2, 738, 804	18, 023, 653
平成25年度	1, 030, 000	2, 277, 853	296, 295	2, 574, 147	16, 775, 801
平成26年度	913, 000	2, 062, 967	244, 239	2, 307, 206	15, 625, 833
平成27年度	718, 200	1, 728, 309	203, 693	1, 932, 001	14, 615, 725
<一般会計か	らの借入金>				(単位:千円)
	借入金額	償還金額	利子	返済額計	未償還残高_
平成22年度	11,000	0		0	0 11,000
平成23年度	115,000	0		0	0 126, 000
平成24年度	225, 000	0		0	0 351,000
平成25年度	0	0		0	0 351,000
平成26年度	0	0		0	0 351,000
平成27年度	0	70,000	5, 96	75,9	967 281, 000

県債については、返済資金としての収入である。港湾費は、港湾整備事業に係る事業経費である。人件費、委託料、港湾整備費等が主な内容である。公債費は起債償還分である。繰出金は、一般会計からの借入金の返済部分である。

前述したように、使用料収入のうち、重要港湾3港で、全体の約80%を占めている状況である。さらにその内訳として、平成27年度実績で、八代港が約60%、熊本港が約

15%、三角港が約5%という比率となっている。このような状況を踏まえ、本庁港湾課に加えて、八代港管理事務所、熊本港管理事務所を往査先として、以下の監査手続を実施した。

(4) 「港湾整備事業特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 当該特別会計の根拠となる当該特別会計条例、決算特別委員会議事録等入手し、 関係書類をレビューした。
- ▶ 港湾整備事業の自己収入である、港湾施設の使用料収入及び財産収入につき、 歳入計上までの流れをヒアリングした。
- ▶ 八代港管理事務所、熊本港管理事務所を訪問し、現地視察した。
- ▶ 特別会計における支出内容を確認するため、平成23年度~平成27年度の5年間の歳入歳出決算書、歳出の内容を確認するとともに、重要なものについては決裁文書の内容を確認した。

(イ) 結果の概要

港湾整備事業の自己収入である、港湾施設の使用料収入及び財産収入につき、歳入計上までの流れをヒアリングし、その一連の流れを関連資料を閲覧することで内容を理解した。基本的には、港湾施設の利用希望者が事前に施設の使用許可申請を提出し、港湾施設の利用の許可をもらう。次に使用の実績を報告し、各管理事務所の担当者が、港湾施設の使用料の計算を行い、上長のチェックを受け、収入調定書を起案し、最終的に管理事務所所長の決裁を受ける。この点につき、八代港管理事務所、熊本港管理事務所でそれぞれ、任意に数件の計算チェックや、上長承認の管理体制を確認したが、計算ミスは見受けられず、上長の承認も確認され、適切に管理されていることを確認した。また、事業経費分の歳出に関しては、施設の使用料入手を充当することになっており、予算策定に際して、すべての使用料収入が、施設の維持管理費、人件費等に充当されていることを確認した。

(ウ) 結論

上記の手続きの結果、今後早急に改善が求められる指摘事項が1件、今後検討をしてはどうかと考える事項2件を意見として記載する。

(5) 「港湾整備事業特別会計」に対する指摘事項

(ア) 固定資産管理について

港湾法施行規則第14条第4項では、「帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければばらない。」とされている。八代港

の港湾台帳を閲覧したところ、昭和60年代に取得されたフォークリスト(管理者名: 某社八代支店)が数台記載されていた。昭和60年代取得のフォークリフトは現状では使用されておらず、港湾台帳が適時に更新されていない。

したがって、港湾台帳の内容を速やかに訂正又は更新すべきである。

(6) 「港湾整備事業特別会計」に対する意見

(ア) 繰越金の水準について

繰越金の残高の適正性を検証するために、直近5年間の繰越金の残高の推移を把握し、その増減を確認した。繰越金の直近5年間の推移は、平成23年度229,799千円、平成24年度113,987千円、平成25年度256,811千円、平成26年度541,850千円、平成27年度510,564千円である。平成27年の繰越金内訳は、港湾修繕事業130,637千円、物流拠点機能向上事業で250,000千円、その他余裕金129,927千円である。直近5年間では、結果的に増加の傾向となっている。平成26年度、27年度は、500百万円超の繰越金となっているが、年度末をまたいだ港湾修繕事業を実施していること及び八代港の物流拠点機能向上事業を実施していることが主な要因である。八代港の物流拠点機能向上事業は、平成26年から平成29年にかけて行われている事業であり、現在進行中のものである。翌年度繰越についても、繰越明許費設定申請書を作成のうえ、議会承認を経ており、適正な手続きのもと繰り越されている。また、物流拠点機能向上事業は、八代港のコンテナターミナルの移設が主な内容であり、その事業内容からすると、繰越金額についても異常に多額なものではないと考える。

(イ) 固定資産の管理及び有効活用について

八代港管理事務所、熊本港管理事務所を訪問し、現地視察した際に、実質的には使用されていない、遊休の施設が見受けられた。フェリー航路の廃止により、使用されなくなったターミナル等である。現状、固定資産については、港湾法及び港湾法施行規則で定められている港湾台帳の整備、それ以外の固定資産については熊本県財産条例に準じて管理を行っている状況である。

しかし、港湾法及び港湾法施行規則並びに熊本県財産条例では遊休資産に関する 規定がない。港湾施設については、遊休資産の調査の有無や、遊休資産が発生した場 合の対応等のルールがないが、港湾施設の利用を妨げない範囲で使用許可を行ってい る。

なお、港湾施設等の特別法等に基づき管理している施設以外の県有財産については、「未利用財産の利用調整及び処分の手順」を定め、随時、遊休資産の処分等を行っている。資産の有効活用の観点から、遊休資産の発生の確認手続、その後の資産の活用方法の検討等を一定のルールとして規定を設けることを検討すべきである。

4) 「臨海工業用地造成事業特別会計」について

(1) 「臨海工業用地造成事業特別会計」の目的

当該特別会計は、地域開発のための臨海工業用地を造成する事業である。

ふ頭用地は原則的に港湾管理者が適正に管理し、売却の対象とならない用地であるのに対し、臨海工業用地は企業等に売却する用地である。この用地に工場等を誘致し、 雇用機会の創出や地域経済の発展を図ることを目的としている。

(2) 「臨海工業用地造成事業特別会計」の扱う事業内容の概要

主な事務としては、分譲推進業務(誘致活動費、媒介手数料等)、漁業補償に関する 業務、及び管理業務(除草等)がある。

当該造成事業の対象港は以下のとおりである。

∃ 談垣队	<u> </u>				
港名	用地名	特徴			
熊本港	熊本港臨海用地	熊本港は、白川と緑川に挟まれた熊飽(ゆうほう)			
		海岸の地先に位置する人工島形式の港湾で、熊本都市			
		圏と直結した人流・物流の拠点として機能している。			
		現在、熊本港〜島原港間に高速フェリーが就航し、			
		年間約 100 万人、車両約 27 万台が利用する熊本市の			
		海の玄関口となっている。			
		また、水深 7.5m の岸壁を持つコンテナヤードには、			
		コンテナの積み下ろしに使われるガントリークレー			
		ン、ジブクレーン、コンテナの移送を行うストラドル			
		キャリア、夜間照明灯、冷蔵コンテナ用コンセント、			
		輸入品のくん蒸消毒を行うくん蒸倉庫等を設置して			
		いる。			
		平成 11 年には、韓国釜山との間にコンテナ国際定			
		期航路が開設され、世界有数のハブ港である釜山港を			
		経由して、全世界との貿易が行える国際物流港として			
		発展している。			
		熊本港企業用地は当該熊本港の中に位置しており、			
		現在販売又は賃貸している土地は第一次分譲地であ			
		り、第二次分譲計画の実施時期については未定であ			
		్ర ం			
	1				



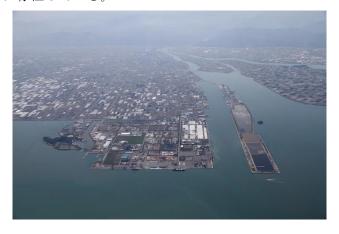
八代港 八代港臨海用地 八代外港工業用

地

平成11年6月に、韓国・釜山港間に県内初のコンテナ国際航路が開設されて以来、現在、韓国・釜山港間に3船社による週3便のコンテナ船が八代港に寄港している。国内・アジアはもとより北米やヨーロッパなど世界中の貨物の輸出入が八代港で可能となっている。

外港地区 10m 岸壁の4パース目がコンテナ専用岸壁として利用されている。

八代港臨海用地及び八代外港工業用地はこの港内 に存在している。



長洲港

名石浜工業用地

長洲港は不知火・有明・大牟田地区新産業都市の指 定を受けた有明地区の主要港であり、熊本・長崎(島原)を最短で結ぶ産業・観光ルートである。

昭和8年、防波堤等の整備に着手し、昭和11年に指 定港湾に編入された。また、有明海自動車航送船事業 計画に基づき、昭和33年にフェリーが就航開始(長洲 港~多比良港:長崎県)された。

現在、臨海部においてジャパンマリンユナイテッド 株式会社、不二ライトメタル株式会社等が立地してお り、工業拠点として発展してきている。

名石浜工業用地は当該長洲港の一角に位置しており、造船業や金属加工業を中心とした関連企業が進出している。



(3) 「臨海工業用地造成事業特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
財産運用収入	24, 479	22,666	21,000	26, 431	29, 003
財産売払収入	_	-	33, 990	358, 852	_
基金繰入収入	45, 336	47, 121	48, 144	48, 301	48, 330
繰越金	1, 302, 366	1, 137, 087	1, 006, 247	578, 042	529, 058
雑入	211, 540	310, 827	12, 678	8, 121	7, 799
歳入合計	1, 583, 722	1, 517, 703	1, 122, 059	1, 019, 749	614, 191
港湾費	81, 134	67, 093	75, 248	75, 084	72, 816
公債費	365, 499	444, 362	468, 769	56, 753	_
繰出金	-	-	_	358, 852	-
歳出合計	446, 634	511, 455	544, 017	490, 690	72, 816
翌年度繰越額	1, 137, 087	1, 006, 247	578, 042	529, 058	541, 375

不納欠損額	_	ı	ı	I	_
収入未済額	_	1	1	-	_

なお、当該特別会計の事業は、商工観光労働部新産業振興局企業立地課(主に用地に対する企業の誘致と管理の業務を担当)、土木部河川港湾局港湾課(漁業権の補償に関する業務を担当)が関与していることから、両課の決算数値の合計額となっている。

平成27年度の各課の歳入歳出決算書は以下のとおりである。 (単位:千円)

項目\課	企業立地課	港湾課	合計	
財産運用収入	26, 958	2, 045	29,003	
財産売払収入	_	1	-	
基金繰入収入	-	48, 330	48, 330	
繰越金	297, 478	231, 580	529, 058	
雑入	-	7, 799	7, 799	
歳入合計	324, 436	289, 754	614, 190	
港湾費	22, 816	50,000	72, 816	
公債費	-	1	-	
繰出金	-	1	-	
歳出合計	22, 816	50,000	72, 816	
翌年度繰越額	301, 620	239, 754	541, 374	

上記のように、港湾課の業務は漁業補償業務に関するもので、毎期の支出額は5千万円程度であり、これに見合うように熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金の運用益と、不足する金額について同基金を取り崩し、併せて5千万円の収入を計上している。

熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金は昭和54年に20億円で創設されている。当該基金は、当初財産運用益で漁業振興に関する事業を実施していたが、金利の低下等により運用益のみでは事業を実施することが困難となったことから、平成13年に条例を改正し、基金を20年間に渡って取り崩し、平成33年で振興事業を終了することとした。

企業立地課の担当する業務は、3つの港湾施設において、企業を誘致するための用地を確保し、これを販売又はリースするというものである。事業開始時の目論見としては、事業開始当初に必要となる資金については一般会計から繰り出し、その後の費用については用地を売却した時の売却益で賄うというものであった。

3つの港湾施設のうち、八代港の八代外港工業用地については工業用地 167.3ha の うち、売却可能残面積は 5.4ha と 96.8%が既に売却済みとなっており、事業は順調に推移しているものと考える。

長洲港の名石浜工業用地については、工業用地 101.6ha のうち、売却可能残面積は 6.1ha と 94.0%が既に売却済みとなっており、こちらも事業は順調に推移しているもの と考える。

これに対して、熊本港の熊本港臨海用地については、第一次分譲地の販売状況が当

初芳しくなかった。これは、熊本港の造成費用が高額であったことから、売却価額が高くなってしまったこと、また平成24年まで用途の制限があったためである。その後、平成18年度よりリース制度を導入し、平成25年度より用途制限を変更したことから、工業用地9.8haのうち売却済みが0.3ha、リース済みが7.4haと、78.6%が利用されている(平成28年12月末時点では新たにリース契約が成立し、未利用地は0.5haとなっている)。しかし、既に埋め立てが完了している第二次分譲予定地については、今のところ分譲開始の時期は未定である。特別会計の繰越金についても、平成26年度に358百万円を一般会計に繰出しており、当面第二次分譲の予定はないことが伺われる。

(4) 「臨海工業用地造成事業特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 担当者に対してヒアリングを実施するとともに、法令、要項、取り扱い要領等の内容を確認した。
- ▶ 当該特別会計における支出内容を確認するため、平成23年度~平成27年度の 5年間の歳入歳出決算書、歳出に関する決裁書、及び熊本県議会の常任委員会 議事録を閲覧した。
- ▶ 本庁で保管されている、用地の売買契約書、リース契約書等を閲覧し、内容の確認を実施した。

(イ) 結果の概要

上記の手続を実施したが、支出等は適切になされており、法令等に違反する重要な問題点は存在しなかった。また、当該特別会計について県議会で重要な審議はなされておらず、重要な問題は発生していないものと判断した。

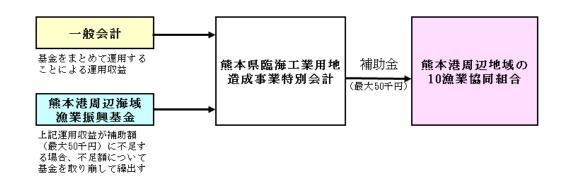
(ウ) 結論

上記の手続きの結果、今後早急に改善が求められる指摘事項が1件、今後検討をしてはどうかと考える事項4件を意見として記載する。

(5) 「臨海工業用地造成事業特別会計」に対する指摘事項

(ア) 熊本港周辺海域漁業振興事業補助金で購入する物品について

熊本県は熊本港周辺の漁業者に対する漁業補償として、1漁協5百万円を限度に毎年熊本港周辺海域漁業振興事業補助金を支出している。



(熊本港周辺海域漁業振興基金歳入歳出一覧)

(単位: 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
前期繰越金	592, 423	547, 087	499, 966	451, 822	403, 521
収入額	0	0	0	0	0
収入計	592, 423	547, 087	499, 966	451, 822	403, 521
取崩額	45, 336	47, 121	48, 144	48, 301	48, 330
次期繰越金	<u>547, 087</u>	<u>499, 966</u>	<u>451, 822</u>	403, 521	<u>355, 191</u>
支出計	592, 423	547, 087	499, 966	451, 822	403, 521

この補助金の申請内容を見ると、補助金によりパソコンといった汎用性の高い物品の購入が見られる。一般的に補助金による備品の購入については、事業固有で使用されるものに限定しているケースが多い。当該申請については、新たな解析ソフトを導入することから、それをインストールするためのパソコンも併せて購入しているが、パソコンは他の事業においても使用が可能であることから、本来補助金による取得は制限すべきである。

また、他にも漁協建物トイレの改修やエントランスの改修といった、漁業の振興と は直接関係のない支出も見られた。このような改修工事については、補助金制度が存 在しなくても経年とともに必要となる工事であることから、補助金の利用は制限され る必要がある。

上記のような補助金申請が認められる原因として、補助金の支出について下記6事業に区分され、さらに事業内容を明示されているが、その事業内容は漁業組合が行っている活動がほぼ網羅的に記載されていることから、結果的に補助金を何にでも使用可能な状態になっている点にある。

	振興事業	事業の内容			
1	水産資源の増殖事業	種苗放流事業			
2	漁場の整備改良事業	堆積物の除去、耕転、聖地、覆土、浚渫、漁場清			
		掃、作れい導流施設整備事業等			
3	漁港及び航路の整備事業	泊地及び航路の浚渫、漁港環境整備、漁業集落環			

		境整備事業等			
4	漁業協同組合の整備事業	漁業協同組合の近代化及び健全化事業、組合事務			
		所整備、組合事務機器整備等			
5	漁業振興に係る技術開発	実践的な試験及び調査、研修会の開催及び参加等			
	及び調査事業				
6	他漁業振興に必要な事業	①漁船漁業近代化施設整備			
		漁船漁具保管施設、漁船保全修理施設			
		②流通改善施設整備			
		水産物荷さばき施設、水産物鮮度保持施設			
		③漁村環境整備			
		漁村センター、漁村広場施設、連絡情報施設、			
		海浜環境活用施設、水産物廃棄物等処理施設			
		④その他			
		海床路、給海水施設、種苗生産施設、中間育成			
		施設、その他			

当初、熊本港を建設するにあたって、周辺漁業協同組合の同意を取り付けるために 手厚い補償をしたものと考えるが、他の補助金制度に比べると非常に要件が緩和され ており、制度間で不公平が生じているように感じる。

今後他の補助事業と同様に詳細な要件を課し、漁業の振興に本当に関連のある支出だけに絞る必要があると考える。

(6) 「臨海工業用地造成事業特別会計」に対する意見

(ア) 繰越金の水準について

平成26年度に一般会計に358百万円を繰出し、現在5億円の繰越金が特別会計に存在しているが、この5億円を残した根拠については特に存在していない。

なお、過去の一般会計への繰出し状況は以下のとおりである。 (単位:千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 26 年度	累計
繰出額	2,000,000	2,000,000	630,000	20,000	358, 852	5, 008, 852

現在の繰越金残高5億円については、第二次分譲が始まったときに必要な財源としてはとても足りないことから、あくまでも事業継続に必要な運転資金を賄うために確保されているものと考える。

また、当該特別会計の中で各課の担当する事業ごとに会計を区分していることから、 繰越金についても企業立地課が301百万円、港湾課が239百万円と区分して把握して いる。港湾課の実施する事業については、必要な資金は基金運用益及び同基金の取り 崩し額によって賄われることから、理論的には繰越金は必要ではない。よって、各課 が区分して把握している金額は何ら根拠がなく、便宜的に分けて管理しているに過ぎない。

当該特別会計については、用地を売却した収入によりその後の分譲に係る費用や管理費用を賄う目論見であったが、開発コストの高騰により分譲価格が高くなり、熊本港の用地売却が思ったように進まなかったことから、第二次分譲計画も棚上げとなり、資金の当面の使用予定もないことから、一般会計へ繰り出している。

よって、既に事業開始当初の前提が崩れていると考えられ、繰越金についても当面 の事業継続に必要な運転資金を確保すれば足りるものと考える。

しかし、繰越金5億円については、その金額に根拠はなく、なぜ5億円が必要なのかは不明である。

再度、今後の事業展開を検討したうえで、必要な繰越金の水準を求め、適正は繰越 金残高を維持することが必要である。

(イ)補助金支給後の検査について

補助金で購入した資産については、耐用年数が経過するまでは勝手に処分することが禁じられている。耐用年数経過までの期間における実在性の確認の有無についてヒアリングしたところ、現在積極的には確認していないとのことであるが、他の用件で赴いた際に確認することもあるとのことであった。当該補助金では、他の補助事業ではなかなか認められない汎用性の高い備品や、車両等の容易に処分ができる資産の購入も認められていることから、その実在性の確認は非常に重要な問題となる。

今後、現実に保有しているか否か、定期的に検査をすることが望まれる。

(ウ) 漁業補償について

熊本港の漁業補償については、埋め立て時に消滅補償を実施したうえで、さらに熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金を設置し、漁業補償を現在も継続している。当該基金は昭和54年に制定された「熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金条例」に基づき、昭和54年度から昭和58年度までの5年間にわたって毎年約4億円を一般財源及び当基金の運用益により拠出し、昭和58年度に20億円の積立を完了して設置された。翌昭和59年度から基金運用益による漁業振興事業を開始し、平成13年度まで基金運用益をもって事業を継続してきた。

しかし、金利低下により運用益が減少したことから、平成 14 年度に一部改正し、基金の額を 10 億円以内とするとともに、基金を取り崩して事業資金を確保することとした。併せて基金の終了年度を明確化し、平成 33 年度をもって基金を終了することとしている。八代港や長洲港については、消滅補償は実施しているものの、同様の基金設定は行われていない。

熊本港の漁業補償が長期継続している理由としては、熊本港は現在も埋め立てが継続しており、影響が確定していない点が考えられる。補償の決定が昭和58年と30年

前であることから、詳細については不明であるが、周辺漁協との交渉に時間を要したことに原因があるようである。本来漁業補償はその影響を数値化し、損害額を補償することが原則であるが、熊本港の補償については、金額の根拠が存在しておらず、また他の漁協との公平性の観点からも補償としては問題があると考える。

一般的に漁業権は権利として強く、全国的にみても港湾施設を建設する場合、漁業権の補償が一番の課題となっている。熊本港の建設においても、漁業権補償の交渉が数十年と長引いており、政治的な解決により当該条件に落ち着いたことは予想できる。

今後同様の漁業権補償が発生した場合、今回の反省を生かし、公平性のある明瞭な 基準による漁業補償がなされることを希望する。

(エ) 熊本港の事業計画見直しについて

熊本港の整備事業は昭和 46 年にスタートし、昭和 50 年に計画を決定、昭和 54 年 に熊本港大橋工事に着工し、平成 5 年に開港している。

熊本港は熊本に大手企業を誘致するために、その誘致条件の一つとして海外に輸出ができる専用港を整備することとし、スタートしたようである。しかし、漁業者との交渉が難航し、スタートから23年もの期間を要して開港に至っている。漁業者との交渉が難航した原因は、熊本港の建設が非常に広い範囲に影響を及ぼすことから、多くの漁業組合との交渉が必要となったことが挙げられる。

しかし、長期間整備に時間を要したことから、その間誘致企業の状況も変化したと 考えられる。

また、熊本港は開港から分譲がなかなか進まず、現在も第二次分譲の予定が立っていない。これは、埋め立て等に多額の費用が掛かっており、これを基に販売額を算定した結果、近隣の土地よりも高額となったためである。

熊本港の周りは遠浅であることから、大型船の入港が困難であり、港の利用にも制 約がある。さらに、毎年浚渫作業のために多額の費用が発生しており、熊本港を使用 する以上は今後も多額の維持費が発生し続ける。

このように熊本港の有効活用については、解決すべき課題が多く存在しており、抜 本的な改善策はまだ見つかっていない。

平成 29 年1月熊日新聞記事によれば、大型クルーズ船の運航で世界シェア 2 位の「ロイヤル・カリビアン・クルーズ」が八代港開発に参入するという記事が載った。 熊本で最も大きい海の玄関ロ八代港に民間資本が投入されれば、八代港の開発も加速すると考えられる。

そのような中で、熊本港の位置づけを再検討し、臨海工業用としての造成事業を継続するか否かを再検討する時期にあると考える。

5) 「流域下水道事業特別会計」について

(1) 「流域下水道事業特別会計」の目的

生活環境の改善と公共用水域の水質の保全を図るため流域下水道を設置するが、流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当特別会計を設置する。 (地方自治法第 209 条第 2 項及び熊本県流域下水道事業特別会計条例第 1 条)

(2) 「流域下水道事業特別会計」の扱う事業内容の概要

(ア) 熊本北部流域下水道(接続する公共下水道の処理区域:熊本市、合志市、菊陽町)

)熊本北部流域下水道(接続する公共下水道の処理区域:熊本市、台志市、親陽町)					
所在地	熊本市北区鶴羽田町 12 番地の 1				
設置年月日	平成元年3月1日供用開始				
設置根拠	熊本県流域下水道条例				
設置目的	熊本都市圏北東部の公共用水域の水質保全及び生活環境の改				
以自口的	善				
全体計画処理面	・関連市町村:熊本市、合志市、菊陽町				
積・処理人口	・全体計画処理面積:約4,856ha				
	・全体計画処理人口:約218,900人				
主な施設内容	・終末処理場(熊本北部浄化センター) 1 箇所 13.5ha				
	・中継ポンプ場(清水ポンプ場、弓削ポンプ場) 2箇所				
	・その他				
	幹線管きょ接続点流量測定システム(16 箇所)				
	幹線管きょ(堀川幹線他) 約 23.3km				
施設の諸元	・排除方式:分流式				
	・処理方式:標準活性汚泥法(現在3池)				
	凝集剤添加ステップ流入2段硝化脱窒法(現在6池)				
	・全体計画日最大汚水量:109,450 m³/日				
	・全体計画処理能力:114,000 ㎡/日				
	・平成 27 年度末現在現有処理能力:101,300 ㎡/日(9池供				
	用)				
	(年間流入水量実績は P81 結果の概要の表のとおり)				
条例記載の指定管	・流域下水道の運転操作及び監視に関する業務				
理者の業務	・流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及				
	び修繕に関する業務				
	・その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業				
	務				
現在の管理状況	□ 直営				

■ 指定管理者制度 指定管理者: KK共同企業体

(イ) 球磨川上流流域下水道(接続する公共下水道の処理区域: 錦町、あさぎり町、多良 木町、湯前町、水上村)

所在地	球磨郡錦町大字一武字平岩 70 番地の 1					
設置年月日	平成11年4月1日供用開始					
設置根拠	熊本県流域下水道条例					
設置目的	球磨川上流流域の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善					
全体計画処理面	・関連市町村:錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上					
積・処理人口	村					
	・全体計画処理面積:約1,436ha					
	・全体計画処理人口:約21,700人					
主な施設内容	・終末処理場(球磨川上流浄化センター) 1箇所 5.1ha					
	・中継ポンプ場(錦ポンプ場、免田ポンプ場、多良木ポンプ					
	場) 3箇所					
	・その他					
	幹線管きょ流量測定システム(6箇所)					
	マンホールポンプ (平成 27 年度現在 13 箇所)					
	幹線管きょ(球磨川幹線他) 約34.4km					
施設の諸元	・排除方式:分流式					
	・処理方式:オキシデーションディッチ法					
	・全体計画日最大汚水量:9,925 m³/日					
	・全体計画処理能力: 12,000 m³/日					
	・平成 27 年度末現在現有処理能力:9,600 ㎡/日(4池供用)					
	(年間流入水量実績は P82 結果の概要の表のとおり)					
条例記載の指定管	・流域下水道の運転操作及び監視に関する業務					
理者の業務	・流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及					
	び修繕に関する業務					
	・その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業					
	務					
現在の管理状況	□ 直営					
	■ 指定管理者制度					
	指定管理者:KM共同企業体					

(ウ) 八代北部流域下水道(接続する公共下水道の処理区域:八代市、宇城市、氷川町)

所在地	八代市鏡町芝口 11 番割 551				
設置年月日	平成14年1月10日供用開始				
設置根拠	熊本県流域下水道条例				
設置目的	八代平野北部の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善				
全体計画処理面	・関連市町村:八代市、宇城市、氷川町				
積・処理人口	・全体計画処理面積:約1, 163ha				
	· 全体計画処理人口:約 29,600人				
主な施設内容	・終末処理場(八代北部浄化センター) 1箇所 4.2ha				
	・中継ポンプ場(砂川ポンプ場、千丁ポンプ場) 2箇所				
	・その他				
	幹線管きょ流量測定システム(3箇所)				
	マンホールポンプ(平成 27 年度現在 1 箇所)				
	幹線管きょ(小川鏡幹線、千丁鏡幹線) 約 15.0km				
施設の諸元	・排除方式:分流式				
	・処理方式:標準活性汚泥法				
	・全体計画日最大汚水量:11,040 m³/日				
	・全体計画処理能力:13,600 ㎡/日				
	・平成 27 年度末現在現有処理能力:13,600 ㎡/日(2系列供				
	用)				
	(年間流入水量実績は P82 結果の概要の表のとおり)				
条例記載の指定管	・流域下水道の運転操作及び監視に関する業務				
理者の業務	・流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及				
	び修繕に関する業務				
	・その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業				
	務				
現在の管理状況	□ 直営				
	■ 指定管理者制度				
	指定管理者: NSグループ				

(3) 「流域下水道事業特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
負担金	1, 503, 075	1, 720, 737	1, 566, 546	1, 698, 280	1, 692, 082
国庫補助金	736, 483	971, 519	745, 198	487, 955	732, 318
財産売払収入	1, 248	1, 902	1, 123	3, 056	-

一般会計繰入金	325, 315	319, 547	324, 044	370, 140	369, 338
繰越金	1, 665, 813	1, 592, 409	968, 088	783, 865	713, 398
雑入	13, 424	12, 611	11, 795	10, 164	3, 565
県債	565, 800	439, 800	369, 000	289, 800	350, 400
歳入合計	4, 811, 159	5, 058, 527	3, 985, 797	3, 643, 262	3, 861, 103
流域下水道費	2, 352, 989	3, 450, 924	2, 544, 740	2, 215, 901	2, 536, 995
公債費	860, 960	634, 744	653, 117	705, 355	713, 247
繰出金	4, 800	4, 770	4, 074	8, 607	6, 595
歳出合計	3, 218, 750	4, 090, 439	3, 201, 932	2, 929, 864	3, 256, 838
翌年度繰越額	1, 592, 409	968, 088	783, 865	713, 398	604, 265

不納欠損額	_	_	_	_	-
収入未済額	_	_	_	_	-

(4) 「流域下水道事業特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 当該特別会計の根拠となる当該特別会計条例、決算特別委員会議事録等入手し、 関係書類をレビューした。
- ▶ 当該特別会計における支出内容を確認するため、平成23年度~平成27年度の 5年間の歳入歳出決算書、歳出の内容を確認するとともに、重要なものについて は決裁文書の内容を確認した。
- ▶ 熊本県会計規則、熊本県公共工事請負契約約款の運用について(通知)(平成22年3月25日一部改正)、熊本県公共工事請負契約約款における契約の保証に関する取扱いについて(通知)(平成22年3月25日一部改正)、熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領(平成27年3月31日告示第356号一部改正)の閲覧及びヒアリングした。
- ▶ 平成23年度包括外部監査結果に関する措置状況、土木部指定管理候補者選考委員会設置要項(平成23年度及び28年度)、熊本県公の施設の指定管理制度に係る運用指針の閲覧及びヒアリングした。

(イ) 結果の概要

熊本北部流域下水道

禾 乳	_	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
委託料	_	860,305 千円	864, 189 千円	905,884 千円
年間流入水量	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	-

20, 155, 776 m³ 20, 067, 923 m³ 20, 470, 155 m³ -

球磨川上流流域下水道

委託料	-	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
安癿行	-	186,490 千円	187,515 千円	194,800 千円
年間流入水量	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	-
	2, 436, 928 m ³	2, 441, 304 m ³	2, 504, 212 m³	-

八代北部流域下水道

委託料	ı	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
安配件	_	203,765 千円	210,372 千円	214, 373 千円
年間流入水量	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	-
	2, 217, 648 m ³	2, 271, 097 m ³	2, 366, 638 m ³	-

(ウ) 結論

上記の手続の結果、法令等に違反する重要な指摘事項は存在しないものと判断した。しかし、今後検討をしてはどうかと考える事項4件を意見として記載する。

- (5) 「流域下水道事業特別会計」に対する指摘事項 特に指摘すべき事項はなかった。
- (6) 「流域下水道事業特別会計」に対する意見

(ア) 指定管理者の公募期間等について

指定管理者の公募期間について過去の包括外部監査において議論されている。一定の改善は見られたものの、平成23年度は11月11日から12月9日の29日間、平成28年度は9月2日から10月3日の32日間と大きな改善とはなっていない。これまで3つの流域下水道施設の指定管理者への入札申請者がそれぞれ1社のみであったことを鑑みると、もっと長い期間での公募期間が望ましいと言える。

ただし、平成28年度においては、熊本地震の影響により所管課においても災害関連事務を優先し、公募及び選考関連事務に支障をきたす中での公募期間の確保となったため、事情は理解できる。よって次の平成33年度には更なる改善が期待される。

また、平成23年度の包括外部監査への改善措置により、応募条件を満たす県内業者は8社程度ある(平成28年11月現在、県では7社程度あると推計している)ということであるが、結果として入札の申請者が1社になってしまう要因を説明会時にアンケートを行う等で把握し、参加条件に反映させることで、より多く入札の参加者を増やし、競争性の確保が実現されるような取り組みが望まれる。

(イ) 指定管理業務の契約相手について

指定管理者の独立性及び実在性について過去の包括外部監査において議論されている。指定管理者S社の所在地は、Y市であるが、これは株主であるJ社の所在地と同一であり、両社の代表取締役もまた同一である。決算書を見るに土地建物等がなく、地代家賃も見当たらないため確認したところJ社或いはE社との使用貸借となっていたが契約書はなかった。この三社は同一の所在地であり、どこからの使用貸借であるかも定かではない。指定管理者の本社所在地に関することであり、会社実態の実在性の観点からも契約書及び使用貸借の妥当性も含め検討の余地がある。S社では従前は役員報酬が発生しておらず、役員による出向者管理といったガバナンスが適正に行われているかについても疑念が残ったが、近年においては役員報酬が計上されており、以前よりも管理体制が強化されてきたと想定できる。また事務負担金が計上されているが、契約書もなく、委託範囲が定かでない。そのため実態ある会社としての事務的な部分も見えづらい。

県の実地調査では、入出金が伴う部分の調査に留まっているため今後は、指定管理者の実態やガバナンスに関してまで調査を行うことが、契約相手の妥当性を判断するうえで重要と考える。

(ウ) 需用費の計上について

ある広域事務所においては需用費の予算が 50 万円となっており、これに一致するように、一般会計と特別会計に共通して発生している費用 (コピー代、電気代、ガソリン代) を振り分けている。具体的には年度初めの4月から6月にかけては請求書記載の合計額を概ね1/3、1/2 等で一般会計と特別会計に按分し、7月で最終的に予算とおりの50万円になるよう、50万円とこれまでの積算額との差額でもって計上している。そのため、8月以降には、需用費が一切計上されていない。

	コピー代	電気代	ガソリン代	需用費 計
平成 27 年 4 月	46, 632	0	26, 119	72, 751
平成 27 年 5 月	44, 551	51, 262	44, 700	140, 513
平成 27 年 6 月	46, 700	80, 092	53, 066	179, 858
平成 27 年 7 月	26, 878	80,000	0	106, 878
合計	164, 761	211, 354	123, 885	500,000

全体に対する金額からすれば 50 万円という金額はわずかな金額であっても、予算額を超える部分は一般会計としたのでは、当該特定事業の特別会計が実際を反映したものとならない。効率的に事務を行う意識は大事であるが、実際の執行に沿った処理を行うべきである。

(エ) 使用備品整理簿への計上基準について

使用備品整理簿、熊本県物品取扱規則、熊本県物品取扱規則の運用について(通

達)(平成22年4月21日管調第1号)(沿革 平成26年4月9日管調第21号)、配置場所毎整理票の閲覧及びヒアリングを行った。使用備品整理簿への記載は原則として30,000円以上のものであり、これを下回る場合には、通常、記載の必要はない。しかし、熊本県物品取扱規則 第4条にあるとおり、「知事が別に指定するもの」については金額の如何を問わない。具体的には、熊本県物品取扱規則の運用について(通達)の中で、挙げられているが、公印、執務用の机、椅子、ロッカー等である。結果として30,000円未満のこれらについても確認した範囲においては適正に記載されてはいたものの、所管課へのヒアリングの時点では記載における明確な根拠は得られなかった。今後も記載漏れを防ぐうえで、熊本県物品取扱規則の運用について(通達)の周知徹底が望まれる。

熊本県物品取扱規則の運用について(通達)

第4条(物品の分類)関係

- 1 第1号イ中「比較的長期間」とは、おおむね1年以上をいう。
- 2 一般備品のうち次に掲げるものについては、比較的長期間の使用に耐える 物品又は長期間にわたり保存すべき物品として備品に分類する必要はないため、 取得価格又は取得評価額にかかわらず消耗品等として取り扱って差し支えない。
 - (1) 年鑑又は年度版の図書等で毎年購入するもの
 - (2) エックス線管球、ガラス製品及び陶磁器(美術品を除く。) 並びにプラスチック製品及び教材用パネル

…中略

- 3 第1号イ中「知事が別に指定するもの」は、次に掲げる物品である。
- (1) 熊本県公印規程による公印
- (2) 国庫補助により、備品として購入し管理しなければならない物品
- (3) 県立図書館において保管する図書(市町村立の図書館等への貸出用図書、 児童向けの図書及びその他雑誌類で県立図書館長が特に認めるものを除く。)
- (4) 職員の執務用の机、椅子及びロッカー(木製のものを除く。)
- (5) 書画又は工芸品の類で、消耗品として取り扱うことが不適当であるもの
- (6) 上記以外の物品で、物品管理者が特に備品として管理することが適当であると認めたもの
 - …以下、省略

6) 「林業改善資金特別会計」について

(1) 「林業改善資金特別会計」の目的

林業・木材産業改善資金の原資は、国・都道府県の財政資金によって賄われており、 都道府県は特別会計を設置し、林業従事者・木材産業者等に対して林業・木材産業改 善資金の貸付けを行っている。貸付に要する資金は国が2/3を、都道府県が 1/3を負担している。木材産業等高度化推進資金は、1/2を農林漁業信用基金から県 が借り入れ、1/2を県が一般会計から造成して資金貸付を行っている。

「林業・木材産業改善資金貸付金」の貸付事業、「木材産業等高度化推進資金」の貸付事業、「林業就業促進資金」の貸付事業の経理を行う。

(2) 「林業改善資金特別会計」の扱う事業内容の概要

(ア)「林業・木材産業改善資金貸付金」(林業・木材産業改善資金助成法第13条第1項) 林業従事者が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害 の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木 材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は 林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入す ることを支援するため、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸し付けを 行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって林業経営及び木 材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資する ことを目的とする。

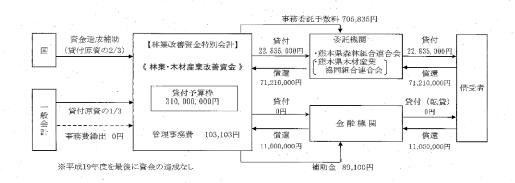
対象者: 林業従事者、木材産業者、林業に携わる団体等

貸付限度額:最大1億円(個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円)

償還期間:10年以内(据置期間3年以内)

【県説明資料より】

【林業・木材産業改善資金】 平成27年度



(イ)「木材産業等高度化推進資金」(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通 等に関する暫定措置法第8条)

林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、育成すべき林業経営の経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通等に関する措置を講ずることにより、林業並びに木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。

国が独立行政法人農林漁業信用基金を通じて県に資金を低利で貸し付け、県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の2倍、3倍又は4倍の資金を低利で貸し付ける。

平成27年度は、指定金融機関に対して総額960,000千円を預託している。

対象者:森林組合及び森林組合連合会、森林所有者、素材生産業者、木材製造業者、

木材卸売業者、木材市場開設者

貸付限度額:最大5億円

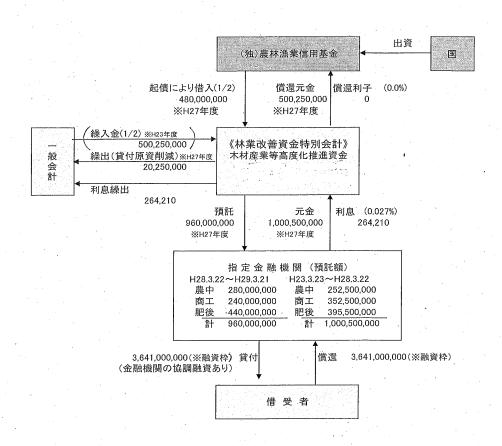
償還期間:5年以内(据置期間1年以内)

【県説明資料より】

【木材産業等高度化推進資金】

平成27年度

(単位:円)



(ウ)「林業就業促進資金」(林業労働力の確保の促進に関する法律第27条)

林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もって林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とする。

県は、国からの補助金を特別会計に受け入れるとともに、一般会計からの繰入を行ない、これらの資金(国が3分の2を負担)を財源として、林業労働力確保支援センターが行う資金貸付業務に必要な資金を林業労働力確保支援センターに無利子で貸し付ける。

この資金を借り受けた林業労働力確保支援センターが、新たに林業に就業しようと する者及び認定事業主を対象に、就業の準備に必要な資金を無利息で貸し付ける。

近年は利用者が低迷しており新規募集を停止している。平成 31 年度に現在の貸付金をすべて回収する計画であり、事業の終了を予定している。

対象者:新たに林業に就業しようとする者、県知事の認定を受けた事業主

貸付限度額:最大150万円/人

償還期間:20年以内(据置期間4年以内)

【県説明資料より】

【林業就業促進資金】

平成27年度



※平成10年度を最後に資金の造成なし

(3) 「林業改善資金特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
繰入金	1, 091	1, 187	1, 220	627	560
繰越金	491, 877	585, 556	649, 761	728, 901	785, 757
貸付金元利収入	126, 933	123, 567	103, 926	87, 480	1, 083, 536
雑入	43	189	138	47	62
県債	_	_	_	_	480, 000

歳入合計	619, 946	710, 500	755, 046	817, 056	2, 349, 916
農林業水産業費	33, 902	60, 416	24, 375	31, 029	983, 733
公債費	_	_	_	_	500, 250
諸支出金	487	321	1, 769	270	20, 514
歳出合計	34, 390	60, 738	26, 144	31, 299	1, 504, 497
翌年度繰越額	585, 556	649, 761	728, 901	785, 757	845, 419

不納欠損額	-	_	7, 166	-	-
収入未済額	30, 099	25, 592	15, 769	12, 692	10, 386

注) 平成27年度の主な増加額は木材産業等高度化資金に係るものである。

貸付金元利収入…金融機関から預託金の返還額 1,000,500 千円

県債…預託金造成のための起債 480,000 千円

農林水産業費…金融機関への預託金の預託960,000千円

公債費…5年前に預託金造成のために起債した県債の償還500,250千円

諸支出金…預託金減少分を一般会計へ戻入 20,250 千円

(4) 「林業改善資金特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 当該特別会計の根拠となる当該特別会計に係る林業・木材産業改善資金助成法等、 会計書類、決裁書類等の閲覧、担当課へのヒアリング等を実施した。
- ▶ 熊本県議会の常任委員会議事録を閲覧し、当該特別会計についてどのような議論がなされているか、内容を確認した。
- ▶ 特別会計における支出内容を確認するため、平成23年度~平成27年度の5年間の歳入歳出決算書、歳出の内容を確認するとともに、重要なものについては決裁文書の内容を確認した。

(イ) 結果の概要

貸付金に係る残高推移は以下の様である。尚、カッコ内は件数である。

【林業・木材産業改善資金貸付金】

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貸付実績 注1	32, 648 (20)	56, 010 (16)	23, 430 (8)	29, 975 (12)	22, 835 (12)
償還額	125, 884	121, 558	103, 095	86, 648	82, 210
貸付残高 注2	440, 995	375, 447	288, 616	231, 943	172, 568
償還額-貸付実績	93, 236	65, 548	79, 665	56, 673	59, 375

注1) 下段()きは、融資件数である。

注2) 平成25年度7,166千円の不納欠損処理を行っている。

新規融資

貸付の決定を除き事務委託先に貸付事務を委託している。

利用希望者が事務委託先を通して申し込みを行なう。

年4回審査会を開催したうえで貸付を実行し、その後利用者のいる振興局の 担当者が融資対象物件の現物確認を行なう。

原則として担保(300万円以上の場合)及び連帯保証人を取っている。

回収管理

年度ごとに償還台帳を作成し、回収状況の管理を行なっている。

回収予定に基づいて納入通知書を発行し、事務委託先が回収し、その報告を 行なう。

未回収となった場合は、団体管理課へ報告され督促状を送付する。

平成27年度はすべて予定とおり回収されている。

【木材産業等高度化推進資金】

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貸付実績	1, 526, 850 (47)	1, 015, 580 (44)	1, 112, 100 (37)	902, 770 (35)	726, 240 (24)
償還額	1, 524, 400	1, 278, 258	1, 375, 986	902, 376	961, 742
貸付残高	1, 275, 982	1, 013, 304	749, 418	749, 812	514, 310
償還額-貸付実績	▲ 2, 450	262, 678	263, 886	▲394	235, 502

注)上記金額は、金融機関の資金による貸付額も含んでいる。

新規融資

利用希望者は合理化計画又は林業経営改善計画を作成し、県に計画の認定申請を行う。県は計画を審査し、認定したときは利用者と金融機関に通知する。

利用者は金融機関に借入申し込みを行ない、金融機関はこれを審査し融資を 実行する。

計画の認定は貸付の要件となっており、貸付の決定は金融機関が行っている。

回収管理

利用者からの回収は金融機関が行っており、県は金融機関から毎月貸し付け状況の報告を受けている。また、利用者からは事業年度ごとに実績報告を受けている。

【林業就業促進資金貸付事業】

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貸付実績	-	-	-	-	-
償還額	910	810	410	410	410
貸付残高	2, 810	2, 000	1, 590	1, 180	770
償還額-貸付実績	910	810	410	410	410

新規融資

県が林業労働力支援センターに資金を貸し付け、同センターが資金利用者に資金を貸し付ける。平成20年度以降は利用者への新規貸付は実行されていない。 回収管理

同センターから事業年度ごとに転貸の実績報告を受けている。

(ウ) 結論

当該特別会計歳出項目のうち農林水産業費の予算規模と支出済額は、以下のとおりである。 (単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算規模	314, 574	317, 574	314, 467	74, 324	1, 031, 668
支出済額	33, 902	60, 416	24, 375	31, 029	983, 689
不用額	280, 671	257, 157	290, 091	43, 294	47, 978

注) 平成27年度予算及び支出済額が多額となっているのは金融機関に貸付原資として960百万円を預託したことによる。

平成25年度以前は3億円弱の不用額が発生していたが、平成26年度以降は、予算規模を見直して縮小した為不用額は減少している。それでも40百万円超の不用額が生じている。貸付事業の為、当初予算額は余裕をもって計上されているが、利用が低迷して貸出金は減少傾向にあることも鑑み、予算要求すべきである。

ただ、平成 26 年度より予算の見直しが行われ、予算規模が大幅に減額され、不用額も大幅に減少している。すなわち、貸付が減少傾向にある中での可能な限りの改善策として、平成 26 年度から補正予算で予算規模を減額する方法をすでに実施済みである。林業機材の価格等考慮すれば、その貸付資金の余裕額と言えなくなく改善傾向にあると言える。

上記の手続の結果、法令等に違反する重要な指摘事項は存在しないものと判断した。しかし、今後検討をしてはどうかと考える事項1件を意見として記載する。

(5) 「林業改善資金特別会計」に対する指摘事項 特に指摘すべき事項はなかった。

(6) 「林業改善資金特別会計」に対する意見

(ア) 繰越金の水準について

新規の貸出金が低迷していることから繰越金は毎年増加傾向にある。(単位:百万円)

	林業・木 材産業改 善資金貸 付実績	木材産業等高 度化推進資金 貸付実績	林業就業 促進資金 貸付事業	林業改善資 金特別会計 繰越金	うち林 業・木材 産業改善 資金繰越 金
平成 18 年度	158				
平成 19 年度	178				
平成 20 年度	159				
平成 21 年度	93				
平成 22 年度	60				
平成 23 年度	32	1, 526	ı	585	574
平成 24 年度	56	1,015	ı	649	639
平成 25 年度	23	1, 112	-	728	720
平成 26 年度	29	902	-	785	777
平成 27 年度	22	726	_	845	836

平成 21 年度から一般会計で予算化された補助事業 (国 1/2、県 1/2) が始まり、 林業・木材産業改善資金と同じく林業機械や木材加工施設の施設整備のために利用で きる状況となった。当該補助事業は、平成 26 年度で終了し平成 27 年度以降は同事業 の繰越金により事業実施されているが、補助事業の規模は縮小している。

今後は補助事業の規模が縮小することで、十分な自己資金を有しない林業者等は無利子である林業・木材産業改善資金を利用することが予想されるが、前述した林業・木材産業改善資金貸付金の実行及び回収推移からすれば、当該特別会計の繰越金は多過ぎる状況である。

過去5年の林業・木材産業改善資金事業実績からすれば、5年間の貸付件数:68件、5年間の貸付実績:164,898千円であり、一件当たり貸付平均金額は2,500千円弱である。数値上は、償還額からだけでも新規貸付32件分の回収がある状況である。

今後、資金需要が減少する一方貸付金の回収が進めば更に繰越金は増加するものと 考える。当該林業・木材産業改善資金事業に必要な資金の見直しを行い、超過部分は 一般会計へ繰り出すべきである。

木材産業等高度化推進資金及び林業就業促進資金貸付事業についても同様の検討を 要すると考える。

7) 「沿岸漁業改善資金特別会計」について

(1) 「沿岸漁業改善資金特別会計」の目的

沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする(沿岸漁業改善資金助成法第12条第1項)。

(2) 「沿岸漁業改善資金特別会計」の扱う事業内容の概要

沿岸漁業従事者に対し、資金の貸付を行う。貸付事業の詳細については、「沿岸漁業改善資金助成法施行令」及び「沿岸漁業改善資金助成法の施行について(昭和54年4月27日付け54水研第613号都道府県知事あて農林水産事務次官)」に記載されている。また、事務処理に関しては、「熊本県沿岸漁業改善資金事務処理要領」に基づいて処理されている。貸付に際しては以下のような資金区分が設けられ、それぞれにつき貸付対象となる事業及び上限額等が定められている。

なお、「沿岸漁業」の定義は以下のとおりである。

- ① 20 トン未満の小型の漁船を使用して、または漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- ② 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業
- ③ 水産動植物の養殖の事業

(ア) 資金区分及び貸付対象事業

資金区分	対象事業	限度額 (単位:万 円)	償還期間 (据置期間)
経営等改善資金			7年以内
1 操船作業省力	①レーダー	180/台	(1年以内)
化機器等設置資	②自動航跡記録装置	120	
金	③GPS受信機	130	
2 漁労作業省力	①ラインホーラー等揚縄機	120	
化機器等設置資	②ネットホーラー等揚網機	120	

金	③カラー魚群探知機	150	
3 燃料油消費節	①エンジン	2, 400	
減機器等設置資	②定速装置	120	
金	③発光ダイオード式集魚灯	1, 300	
青年漁業者等養			
成確保資金			
1 研修教育資金	①国内研修(教材費等)	12 ヶ月	5年以内
		180/人	(1年以内)
2 高度経営技術	①パソコン等関連機器	150	5年以内
習得資金	②漁船、機器、漁具、種苗、	2,000	10 年以内
3 漁業経営開始	餌等		(3年以内)
資金			
生活改善資金			
1 生活合理化設	①し尿浄化装置	30/件	3年以内
備資金	②自家用配水施設	10	2年以内
2 住居利用方式	①居室等の改造	150	7年以内
改善資金			

(「要綱」別表より一部改編抜粋)

(イ) 貸付対象者

資金区分	貸付対象者
経営等改善資金	沿岸漁業従事者、漁業生産組合漁協、従業員 20 人
	以下の会社
青年漁業者等養成確保資金	青年漁業者(18~40 才未満)
生活改善資金	沿岸漁業従事者

(ウ) その他

① 担保等・・・連帯保証人(2人以上)の提供(物的担保及び債務保証は不要)

本事業は、「沿岸漁業改善資金助成法」に基づく事業であり、貸付金の利率については無利子と定められている。漁業者が、安定的に漁業に従事できるようにするための経営支援は重要な施策ではある。国の資金2/3、県の資金1/3の割合で事業を実施しており、この制度は原則1回限り利用が認められる。

この事業に類似する事業として一般会計の中に漁業近代化資金の利子補給を行う事業がある。この事業は、系統融資機関(漁協、農林中金)が漁業者に対して漁船、漁具、養殖施設等の施設資金を一定の条件のもとに融通した場合、融資機関に対して県

が利子補給する事業であり、漁業者の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に 資することを目的としている。県の資金 100% の割合で事業を実施している。

(3) 「沿岸漁業改善資金特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
繰越金	370, 145	304, 721	374, 125	327, 700	326, 039
一般会計繰入金	2, 926	2, 394	3, 206	2, 486	892
貸付金元利収入	110, 034	119, 973	106, 015	106, 146	100, 254
雑入	93	441	758	896	667
歳入合計	483, 200	427, 531	484, 105	437, 229	427, 853
沿岸漁業改善資金	168, 478	53, 405	156, 405	111, 189	58, 321
繰出金	10, 000	-	_	_	-
歳出合計	178, 478	53, 405	156, 405	111, 189	58, 321
翌年度繰越額	304, 721	374, 125	327, 700	326, 039	369, 532

不納欠損額	ı	I	-	I	ı
収入未済額	12, 816	11, 458	15, 719	15, 870	15, 289

(4) 「沿岸漁業改善資金特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

沿岸漁業改善資金特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施 した。

- ▶ 平成 27 年度末時点における貸付金残高一覧表を元に、サンプルとして平成 23 年度、平成 25 年度及び平成 27 年度において実行された貸付金の申請書類等を 閲覧した。
- ▶ 貸付実行手続に問題がないかサンプルにて確認した。
- ▶ 未収金の回収状況表を入手し、貸付金回収の延滞状況を確認した。

(イ) 結果の概要

最近の5年間の貸付実行件数、金額は以下のとおりであり、経営等改善資金に関するものが過半を占めている。貸付に当たっては、各種申請書類を入手し、県において 当該申請書のチェック作業等が必要になる。また、実際の貸付に際しては、事務委託 機関(農林中央金庫及び各漁業協同組合)が貸付事務を所掌しており、貸付事務に関 する事務委託料も年間1百万円程度支払っている。

左座	経営等改善資金		青年漁業者等養成資金		合計	
年度	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
平成 23 年度	20	82, 266	6	63, 700	26	145, 966
平成 24 年度	8	32, 939	2	19, 000	10	51, 939
平成 25 年度	7	42,000	7	112, 000	14	154, 000
平成 26 年度	18	97, 423	3	11, 700	21	109, 123
平成 27 年度	10	47, 942	1	9, 000	11	56, 942

貸付金残高の推移の推移は次のとおりである。

- ((単	77	٠	7	- ⊔	Ш١	١

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度			
経営等改善資金	221,715		221, 715 199, 71		190, 560	237, 231	235, 662	
青年漁業者等養成確保資金	299, 819	253, 787	310, 925	267, 231	225, 488			
貸付金残高計	521, 534	453, 500	501, 485	504, 462	461, 150			
繰越金+貸付残高	826, 255	827, 625	829, 185	830, 501	830, 682			

(ウ) 結論

貸付件数は120件あるが、上記の手続の結果、法令等に違反する重要な指摘事項は存在しないものと判断した。しかし、今後検討をしてはどうかと考える事項1件を意見として記載する

- (5) 「沿岸漁業改善資金特別会計」に対する指摘事項 特に指摘すべき事項はなかった。
- (6) 「沿岸漁業改善資金特別会計」に対する意見

(ア) 事業の効率性について

本事業の目的として、「沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資すること」が挙げられているが、このうち「漁業生産力の増大」に対して本事業がどの程度効率的に機能しているかを数値上で確認できるようにするため、1つの分析の試みとして漁獲高を切り口として他県との比較を行った。

比較の方法は、農林水産省が公表している、平成26年度漁業統計のうち、「2 大海区都道府県振興局別統計」中の「(1) 漁業種類別漁獲量」の「合計」に数値のある県につき、同年度の沿岸漁業改善資金特別会計、もしくは同様の会計における支出額、貸付残高(いずれも明示されているデータに限る)を抽出し、漁獲高の順位で並べ替えて比較した。

各県の漁獲高及び貸付事業関連数値の比較表 (単位:トン・千円・円/トン)

各県の漁獲局及び貸付事業関連数値の比較表 (単位:トン・千円・円/トン							
順位	都道府 県名	漁獲高	支出額	貸付残高	トン当た り 支出	トン当た り 貸付残高	備考
1	北海道	1, 103, 885	331, 569	1, 009, 256	300	914	
2	長崎	240, 390	64, 271	(データなし)	267	_	
3	茨城	223, 721	71, 183	134, 354	318	601	
4	静岡	197, 137	8, 052	(データなし)	41	_	
5	三重	183, 711	390	160, 373	2	873	
6	宮城	177, 428	210, 326	58, 846	1, 185	332	
7	千葉	135, 383	102, 303	(データなし)	756	_	
8	青森	127, 791	49, 992	(データなし)	391	_	
9	島根	117, 021	108, 604	(データなし)	928	_	注1
10	岩手	114, 031	18, 919	(データなし)	166	_	
11	宮崎	101, 229	41, 723	(データなし)	412	_	
12	鹿児島	83, 228	7, 592	(データなし)	91	_	
13	愛知	80, 949	422	(データなし)	5	_	
14	愛媛	75, 020	3, 885	(データなし)	52	_	
15	高知	74, 167	27, 643	189, 510	373		
16	鳥取	67, 382	112	(データなし)	2	_	
17	福島	59, 790	227	(データなし)	4		
18	石川	58, 919	6, 176	(データなし)	105		
19	兵庫	56, 559	33, 116, 079	(データなし)	585, 514	_	注2
20	富山	47, 790	91, 537	(データなし)	1, 915		
21	東京	47, 017	162	(データなし)	3	_	
22	大分	41, 590	※特別会計類	数値確認できず			
23	神奈川	39, 597	34, 394	131, 040	869	3, 309	
24	新潟	31, 695	36, 001	(データなし)	1, 136		
25	山口	27, 879	7, 904	(データなし)	284	_	
26	福岡	27, 602	105, 094	(データなし)	3, 807		
27	和歌山	22, 356	17, 470	55, 292	781	2, 473	
28	熊本	20, 063	111, 189	504, 462	5, 542	25, 144	
29	大阪	18, 604	37, 409	(データなし)	2,011	_	
30	広島	18, 072	11, 789	(データなし)	652	_	
31	沖縄	15, 317	100, 317	120, 008	571	7, 835	

32	福井	14, 872	2, 624	(データなし)	176	_	
33	香川	14, 160	57, 660	119, 949	4,072	8, 471	
34	佐賀	13, 758	156, 558	214, 205	8, 181	_	注3
35	徳島	11, 618	6, 157	90, 172	530	7, 761	
36	京都	10, 743	※特別会計	なし			
37	秋田	7, 204	14, 996	(データなし)	2, 082	_	
38	山形	5, 460	229	(データなし)	42	_	
39	岡山	4, 122	68, 000	(データなし)	16, 497	_	

支出額の中に他会計への繰出金を含む場合もあるが、上記表中では当該金額は控除していない。

- 注1)農林漁業改善資金としての数値
- 注2)農林水産資金としての数値
- 注3) 支出額の中に他会計繰出金44,000千円を含んでいる。

以下は上記表において、特別会計のデータが取得できた範囲においての分析である。まず、単位漁獲高あたりの特別会計における支出額について、熊本県の金額は、兵庫県、岡山県、佐賀県に続いて4番目に大きい。ただ、上位3県のうち、兵庫県については他の事業(農林関係の貸付事業等)を含む支出額であり、佐賀県の支出額には他会計への繰出金44,000千円を含んでいる(繰出金を除いた単位当たり支出額では4,983円/トン)。また、これらを考慮しなくとも、単位当たりの支出額が1,000円を超えているのは、データを取得できた37自治体中11自治体しかなく、漁獲高当たりの支出額は大きい方であることが分かる。

また、単位漁獲高当たりの貸付金残高について、データの取得できた 10 自治体のうち、熊本県のみが 1 万円を超えて 25 千円に達しており、突出して高いことが分かる。漁獲高の多寡のみが漁業関連政策の良否を決めるわけではなく、また、本事業の効果が直接漁獲高の向上につながるわけではないため、上記の分析で示した数値が直ちに漁業政策に関する成否を示す結果とはならないものと思われるが、各自治体の身の丈(漁獲高)に見合った効率的な支出が行われているかを測る指標にはなるものと思われる。その観点からいえば、熊本県が本事業で行っている支出は、少なくとも他県と比較した場合において漁獲高に対して高くなっており、効率性の面では劣っているということが言うことができる。

事業の効率性を検討するうえで、漁獲高以外の他の指標をもって、検討するにしても、他の水産施策もあり、沿岸漁業改善資金の貸付だけをもって、事業の効果(効率性等)を考える事には無理があるかもしれないが、当該事業規模を検討する上で参考にして頂きたい。

8) 「就農支援資金貸付特別会計」について

(1) 「就農支援資金貸付特別会計」の目的

地方自治法第209条第2項の規定により、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の青年等就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく貸付事業及び改正法附則第9条第3条の規定によりなお従前の例により行われる資金の貸付けの業務の円滑な運営とその経理を適正に図るためこの特別会計を設置する。

(2) 「就農支援資金貸付特別会計」の扱う事業内容の概要

認定就農者(①就農後の営農、研修や資金等についての就農計画を作成し、県知事から認定を受けた者 ②青年等を自ら営む農業に従事させようとする場合、その青年等についての就農計画を作成し認定を受けた農業法人等)の新規就農に必要な資金の貸付け(無利子)を行う。

尚、平成27年度より日本政策金融公庫より資金貸付を行う事となり、この会計は廃 止された。現在、回収業務は一般会計にて行っている。

(ア) 就農研修資金

農業に関する知識・技術の取得のための研修経費

貸付限度額:農大5万円/月 農家研修15万円/月 他

(イ)就農準備資金

就農先の調査、住居の移転、資格取得などの準備経費

貸付限度額:200万円

(ウ)就農施設等資金

農業経営の開始に必要な施設や機械等の購入経費

貸付限度額:青年3,700万円 青年以外2,700万円

(3) 「就農支援資金貸付特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般会計繰入金	492	476	491	216	-
繰越金	176, 940	184, 217	221, 533	103, 086	_
貸付金元利収入	159, 089	219, 287	148, 956	179, 422	
県債	0	0	0	0	
歳入合計	336, 521	403, 980	370, 982	282, 725	-
就農支援資金	134, 878	148, 209	224, 356	146, 175	_

公債費	11, 617	22, 825	29, 026	36, 132	-
諸出金	5, 808	11, 412	14, 513	100, 418	_
歳出合計	152, 303	182, 446	267, 895	282, 725	-
翌年度繰越額	184, 217	221, 533	103, 086	-	-

不納欠損額	_	-	-	_	_
収入未済額	_	-	_	_	_

(4) 「就農支援資金貸付特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

▶ 「就農支援資金貸付特別会計」の根拠となる当該特別会計条例、決算特別委員会 議事録等入手し、関係書類をレビューした。

(イ) 結果の概要

平成27年3月に同会計貸付残高1,136,012,463円を平成27年度から一般会計において回収している。

平成 26 年度末残高

1, 136, 012, 463 円

平成 27 年度中回収額

△180, 900, 995 円

平成 27 年度末残高

955, 111, 468 円

不納欠損、収入未済額は発生していない旨が決算特別委員会で報告されている。

(ウ) 結論

適正に管理運営されていると判断した。

- (5) 「就農支援資金貸付特別会計」に対する指摘事項 特に指摘すべき事項はなかった。
- (6) 「就農支援資金貸付特別会計」に対する意見 特に記載すべき事項はなかった。

9) 「母子父子寡婦福祉資金特別会計」について

(1) 「母子父子寡婦福祉資金特別会計」の目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき特別会計を設け、各種資金の貸付を行うこ とにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図り、母子父子寡婦福祉 の推進に寄与することを目的としている。

(2) 「母子父子寡婦福祉資金特別会計」の扱う事業内容の概要

県内に居住する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対し低利または無利子で各 種資金の貸付けを行う。貸付けは以下の12種類である。

● 事業開始資金

● 事業継続資金

● 修学資金

● 技能習得資金

● 修業資金

● 就職支度資金

● 医療介護資金

● 生活資金

● 住宅資金

● 転宅資金

● 就学支度資金 ● 結婚資金

(ア) 貸付要件

- ① 熊本県内に居住していること。
- ② 母子父子寡婦福祉資金償還金等の滞納がないこと。
- ③ 経済的自立が不可能な程の多額の債務を抱えていないこと。
- ④ 破産申立中でないこと。
- ※ 上記に加え、別途資金毎に貸付要件が存在している。
- ※ 日本学生支援機構等、他の資金貸付との重複利用はできない。

(イ) 貸付対象者

- ① 母子福祉資金・父子福祉資金
 - a. 母子家庭の母または父子家庭の父(配偶者のない女子または男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している方)
 - b. 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養している 20 歳未満の児童
 - c. 父母のいない 20 歳未満の児童
- ※ a. または b. で、20 歳未満の児童と 20 歳以上の子を同時に扶養している場合に おける、その20歳以上である子を含む。
- ② 寡婦福祉資金
 - a. 寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった方)
 - b. 寡婦が扶養している 20 歳以上の子
 - c. 40 歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
- ※ a. または c. で、現に扶養している子がいない場合は、所得制限があり。

(3) 「母子父子寡婦福祉資金特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

項目\年度	項目\年度 平成 23 年度 平成 24 年		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般会計繰入金	21, 500	26, 000	22, 500	5, 500	-
繰越金	12, 225	14, 587	49, 600	103, 395	121, 364
貸付金元利収入	67, 850	70, 149	73, 198	80, 745	88, 948
雑入	1, 751	1, 176	1, 381	1,804	1, 431
県債	43, 000	52, 000	45, 000	11,000	-
歳入合計	146, 327	163, 913	191, 680	202, 445	211, 744
母子寡婦福祉資金	131, 739	114, 313	88, 284	81, 081	71, 828
歳出合計	131, 739	114, 313	88, 284	81, 081	71, 828
翌年度繰越額	14, 587	49, 600	103, 395	121, 364	139, 915

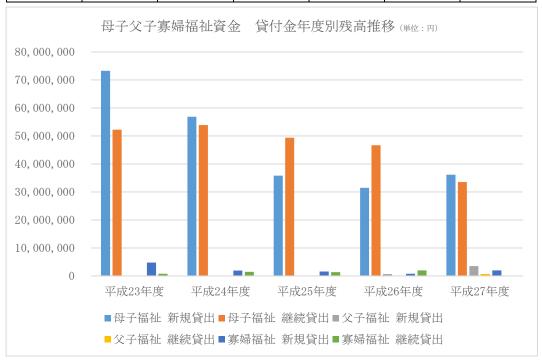
不納欠損額	ı	ı	859	ı	208
収入未済額	40, 383	42, 800	42, 854	42, 492	43, 150

平成23年度~平成25年度までは2千万円程度一般会計からの繰入れが発生していたが、新規貸出が低調であり、繰越金が増加傾向にあったことから、平成26年度は一般会計からの繰入額を減額し、平成27年度には繰入額はゼロとなっている。同様に、県債(引受先は国)についても平成23年度~平成25年度までは4千万円程度発行していたが、新規貸出が低調であることから、平成26年度の発行は減額し、平成27年度は発行をゼロとした。

民生費の母子父子寡婦福祉資金の内容は、貸付金の貸し出し支出であり、これに相 談員に関する経費は含まれていない。

また、過去5年間の新規貸出額及び継続貸出額は次表のとおりである。母子福祉貸出制度は、平成27年度で若干新規貸出額が増加に転じているものの、全体としては融資額が減少傾向にある。父子福祉貸出制度は平成26年度より新設されたことから、それ以前は貸出自体が発生していない。寡婦福祉貸出制度についても、ここ数年は貸出状況が低調であり、あまり利用率は高くないといえる。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
母子福祉	新規貸出	73, 283	56, 881	35, 835	31, 478	36, 190
百丁怕仙 	継続貸出	52, 248	53, 893	49, 359	46, 681	33, 546
父子福祉	新規貸出	-	-	-	690	3, 538
又于領征	継続貸出	-	-	-	-	675
寡婦福祉	新規貸出	4, 790	1, 901	1, 584	780	1, 966
	継続貸出	768	1, 440	1, 368	2, 004	-



(4) 「母子父子寡婦福祉資金特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 本庁担当者に対してヒアリングを実施するとともに、法令、要項、取り扱い要領等の内容を確認した。
- ➤ その後、特別会計における支出内容を確認するため、平成23年度~平成27年度の5年間の歳入歳出決算書、歳出に関する決裁書、及び熊本県議会の常任委員会議事録を閲覧した。
- ▶ 地域振興局及び本庁で保管されている、貸出金の申請書類を5件抽出し、内容 の確認を実施した。
- ▶ 申請者と直接面談等を実施している相談員(福祉事務所に所属し、9名が活動

している) に対して、実情を把握するためにアンケートを実施した。

(イ) 結果の概要

上記の手続を実施したが、支出等は適切になされており、法令等に違反する重要な問題点は存在しなかった。このうち、平成26年度及び平成27年度については、予算の令達はなされているものの、最終的には事務費の支出はゼロであったことから、その理由について確認した。

また、当該特別会計について県議会で重要な審議はなされておらず、重要な問題は 発生していないものと判断した。

さらに、貸付金の申請書類について内容の確認を行ったが、申請作業はルールに従って適切になされていることを確認した。

(ウ) 結論

上記の手続きの結果、今後早急に改善が求められる指摘事項が1件、今後検討をしてはどうかと考える事項7件を意見として記載する。

(5) 「母子父子寡婦福祉資金特別会計」に対する指摘事項

(ア) 支援員の活動に関する経費の負担について

歳入歳出決算書を確認したところ、相談員の活動費については一般会計から全額支出しており、特別会計からは支出していなかった。理由について確認したところ、貸付業務の窓口となっている支援員は、当該特別会計に関する業務だけでなく、他の事業に関する業務も担当していることから、一般会計でまとめて支出しているとのことであった。支援員の人件費については、特別会計で負担できない規定になっていることから、これについて一般会計で支出することは問題ない。

しかし、支援員の旅費交通費等の活動費については、本来関係する事業ごとに按分 負担することで、その事業のコストを正確に把握することができるものと考える。現 在、按分に関するルールは存在しておらず、関係する事業に負担させることが困難で あるが、今後支援員の活動報告書をもとに時間集計するなどし、関係する事業で実態 に即して按分負担することが妥当である。

(6) 「母子父子寡婦福祉資金特別会計」に対する意見

(ア) 繰越金の水準について

現在、特別会計の繰越金が139,913千円存在しているが、これはここ数年の新規貸付額の2倍の水準である。繰越金については、一定の算定ルールが存在しており、算定式で求めた金額以上に繰越金が発生した場合、超過額について国に返還する必要がある。現時点ではこの限度額を超過していないことから、熊本県としては繰越金について特に返還することを検討していない。

しかし、特別会計の資金については、3分の2が国の資金、3分の1が熊本県の資金である。当該繰越金について、貸付状況を踏まえた適正残高を求め、これを超過する部分について国に返還することとすれば、3分の1については熊本県も一般会計に繰り入れることができ、財政に余裕が出る。

今後、繰越金については、直近の貸付状況を考慮した繰越金残高に抑制し、できる 限り余分な資金を特別会計で拘束することを避けるべきである。

(イ) チェックリストの作成について

融資の申請書類の提出について、支援員が個人的に作成したものは存在しているものの、熊本県として統一されたチェックリスト等は存在していない。利用者からは、提出を要求される資料が多いという意見が出ているようである。また、支援員は最長10年までは契約の延長ができるが、基本的には嘱託契約であることから、短期的に交替となる可能性もある。

このような状況において、融資業務の品質を維持し、また利用者の利便性、効率性 を考えると、統一されたチェックリストを作成する必要がある。

(ウ) 支援員の契約形態について

上述したが、支援員は短期雇用契約であり、最大 10 年まで契約の延長が可能となっている。今回支援員に対してとったアンケートの中には、以下のような意見も存在した。

相談員の更新期間が限られていますが、他県では20数年、10数年勤務されている所もあります。ひとり親家庭への支援は、子供の成長と共に、貸付相談や転職など親の状況の変化で、継続して相談や支援に関わる事が多く、継続勤務が必要と感じます。

培った技能や経験の積み重ねで専門性を高めることができ、相談者からの信頼 感も高まると思います。

融資に関する業務は、非常に専門的知識が要求されるものであり、一朝一夕に理解できるものではない。特に返済計画の立案や回収に関する業務は、経験により培われるノウハウも大きく、より多くの経験をさせることが滞納の防止に有効であると考える。短期雇用契約とした理由としては、より多くの方に雇用機会を与えることに配慮しているものと考えるが、今後の制度の運用を円滑に進めるためには、支援員の増員と合わせて、雇用条件の見直しも検討する必要がある。

このことからすれば、支援員の雇用条件についても、長期安定的な契約とすることで、より利用者及び熊本県にとって利便性が上がる可能性もある。

(エ) 制度の利用率向上のための努力について

上記母子父子寡婦福祉資金の貸付額の推移をみると、ここ数年減少傾向がみられるが、原因については特に分析していないとのことである。貸付額が減少している理由

の一つに、広報活動の不足による利用機会の逸失が懸念される。

支援員に対し、貸付制度の存在をどのようにして利用者が知ったかアンケートをとったところ、以下のような回答があった。

質問 回答

制度の利用率を上げるためには、まず制度の存在を認知してもらう必要があると考えます。

貸付制度の利用者の方は、どうやって当該貸付制度の存在についてお知りになられているのでしょうか?ご存知の範囲で、できるだけ具体的に教えてください。

- 進学の費用に関しては、「進路案内」 等の冊子を学校で配布されており、 その中に母子父子寡婦福祉資金の 記載もある。
- 学校より案内されている。
- 児童扶養手当現況届提出書類にリーフレットを同封している。
- 母子会や母子家庭の友達からの紹介。
- 役場や社会福祉協議会からの案内。
- インターネットでの情報入手。

上記の中でも、学校における案内や役場における紹介等が効果を上げているようであるが、いずれにしても保護者又は学生本人が意識しない限りは、見過ごされてしまう可能性が高い。支援員のなかには、融資制度に対する認知度が非常に低いと感じているという意見もあり、上記のような広報活動を行っているものの、なかなか利用者の拡大につながっていないようである。過去において、リーフレットを作成し、積極的に配布したことがあったが、この時は利用率も高くなったとのことから、広報活動の積極性が利用率の高さに比例することは明らかなようである。重要なのは、いかに目にする機会を増やすかであり、その意味では若い世代が情報収集に利用する可能性が高いインターネット上で情報発信をできるかである。

今後、熊本県の融資制度に関するホームページを充実させ、対象者が閲覧する可能性が高いサイトにリンクを貼る等、若い世代の目につくような広報手段を検討する必要がある。

(オ) 市町村との連携について

融資の申請窓口は市町村であり、それを地域振興局で審査する流れとなっている。 このため、制度に関する情報は、市町村が運営するホームページに載せていることが 多い。

しかし、熊本県内の各市町村のホームページを閲覧したが、自治体ごとに内容の充実度に差があり、市町村においてもホームページの更新が負担になっていることが懸念される。当該融資制度は、メニューが多く存在しており、かつメニューごとに融資条件が異なることから、市町村の担当者がこれを適時に把握し、ホームページを更新

することは困難である。

今後は、熊本県がホームページの内容を充実させ、これに各市町村はリンクを貼るようにすることで、市町村のホームページの更新の負担を軽減させる必要がある。

また、リンクを貼れない場合は、少なくともホームページのコンテンツを提供し、 熊本県が作成しているホームページと同程度の情報提供ができるホームページの作 成を支援する必要がある。

(カ) 同種の目的を持つ他の事業との連携について

母子父子寡婦福祉資金と同様の機能をもつ事業として、育英資金事業が存在するが、育英資金の方でも成績基準を無くしていることから、実質的に制度の対象者が重複している。両方の融資制度の条件を満たしている場合、いずれの制度を薦める方針となっているかヒアリングしたところ、現時点では特に両部署での調整は行っておらず、いずれの制度を先に検討しているかによるとのことであった。

この点、母子父子寡婦福祉資金の方は、父母いずれか片方の親が子育てをしている 家庭が前提であることから、対象となる家庭は絞られる。よって、条件を満たす生徒 に対しては当該制度の利用を薦め、育英資金を利用できる枠を広げた方がよいと考え る。

今後、状況に応じていずれの制度を薦めるべきか、両課での検討が必要である。

(キ) 未収金について

平成28年3月末時点で、当該融資制度の未収金残高は43,151千円となっている。 支援員に対し、未収金が発生している原因についてアンケートをとったところ、以下 のような回答があった。

質問 回答

貸付金について、返済期限を過ぎて も回収ができていないものが、平成 27 年度までに 43,151 千円存在していま す。

今後も当該制度を維持していくため には、できる限り回収を進める必要が あると考えます。

上記のような未収金が発生する一番 の原因は何であると考えられますか? 例:

- 人手が足りず、貸付後の面談が十 分にできていない
- 貸付段階の審査が厳しくない

- 保証人なしの申請は滞納につなが りやすいと感じている。
- 以前の貸付は、修学資金・就学支度 資金の借主が親になっていたため、 子ども自身が借金をすることにな るという自覚がなく、親が勝手に借 りたという認識を持っている人が 少なくない。
 - 口座振替不能の場合、納入通知書を 発送しても銀行や郵便局の窓口に 行く時間がないと言われることが ある。口座振替を月2回にして振替 不能の場合再振替を実施する、又は

- 返済計画の立案が、現実的ではない
- 融資後の家庭環境の変化について、十分把握できていなかった
- コンビニでの納付を可能にする等、 利用者の利便性を高める必要があ る。また、利用できる金融機関が限 られており、特に県外からの返済は 不便である。
- 学校側が安易に奨学金の利用を勧める場合があり、経済的状況を考慮せずに本人が希望するからという理由で私立学校の進学を決めているケースがある。
- 貸付や償還に関して、担当者がノウ ハウを持っておらず、安易な貸付を 行っている。
- 他の奨学金の督促が厳しいため、福 祉資金は後回しにしているという 返答があった。貸付金の趣旨から強 制手続きが取りにくい。
- 申請の段階で詳細に家庭の状況等 を把握することには限界があり、実 態に則した返済計画の作成が困難 な場合がある。
- 貸付後に退学、離職等し、返済計画 の前提が変化している場合がある。
- 制度によっては返済期間が短く、1 回の償還額が大きいため。
- 人員不足、勤務時間の制限により、 丁寧な審査、融資後のフォロー、相 談対応、未収金の回収作業に十分な 時間をとれない。

上記アンケートの結果によれば、主に以下のような原因が存在しており、これに対して下記のような対応が必要であると考える。

原因	対応
子どもが修学するための資金につい	当該制度は返済を受けることで、今後
て、親が借主となっている場合、子ど	新たに融資を受ける方たちの財源とな
もが借金をしているという認識が薄	るものである。
く、就職しても借入金の返済に非協力	この仕組みを十分理解してもらえる

的である。 よう、融資時に十分な説明を行う必要が ある。 なお、現在は子ども自身が借主とな り、親が保証人となることを認めている ことから、子どもの自覚を促す効果が期 待できる。 納付書を使って納付する場合、納付 現在熊本県が利用している納付書は、 できる金融機関が制限されることか 熊本県内の金融機関の窓口で支払うこ ら、利用者の利便性が悪い。 とができ、熊本県外では肥後銀行の支店 及びみずほ銀行の窓口でのみ使用でき このことから、金融機関の窓口が閉ま った後の時間帯での納付ができず、また 県外においてはそもそも利用できる金 融機関自体が少ないため、利用者の利便 性が悪い。 同様の機能をもつ育英資金貸付制度 においては、コンビニエンスストアでの 納付も可能である。 今後、より利用者の利便性に配慮し、 口座引落しや納付方法を検討する必要 がある。 融資制度に関係する自治体職員、学 自治体職員や支援員に対する研修制 校関係者、本人等の制度に対する理解 度やマニュアル等は存在しているもの が十分ではなく、返済に関する検討が の、学校関係者や本人に対する教育機会 が十分ではない可能性がある。 十分になされていない。

融資条件が緩和されていることから、 償還に関する責任は重く、融資前に研修 の受講を義務付ける等の対応を検討す べきである。

融資後に経済状態に大幅な変化が発生し、返済計画の実現が困難となった。

現在も支援員による継続的なフォローは実施しているものの、支援員は県内 9ヵ所の福祉事務所に、各1名配置されているのみで、十分なフォローができないのが実情である。

以前は2~3名の支援員を配置してい

たが、人員削減の煽りから、支援員についても1名に減員されてしまった。

しかし、地域によって業務量の違いがあることから、今後未収金が多く残っている地域等、支援員の増員により滞納状況を改善できる可能性がある地域については、増員を検討すべきである。

支援員、地域振興局の担当者等、融資 業務及び回収業務に関与する人員が不 足しており、十分な対応がとれていな い。 上述したが、地域ごとで業務量に違いがあるにも関わらず、支援員は各福祉事務所に1名しか配置していないことから、このことも滞納の発生に影響しているものと考える。

地域振興局の担当職員も回収業務に協力しており、また、場合によっては回収協力員の応援も受けているとのことである。

しかし、相談対応等、支援員にしかできない業務もあることから、今後必要であれば支援員の増員を検討すべきである。

上記のような対応をとったとしても、今後回収が見込めない債権は残ると考える。 このような場合、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 15 条 2 項で県の判断により一部 免除できる規程があることから、これを有効活用することが必要である。

【母子及び父子並びに寡婦福祉法第 15 条】

(償還の免除)

第十五条 都道府県は、第十三条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死 亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償 還することができなくなつたと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付 金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で 定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、第十三条第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

10)「県立高等学校実習資金特別会計」について

(1) 「県立高等学校実習資金特別会計」の目的

熊本県立高等学校が行う実習の円滑な運営とその経理の適正化を図る。 熊本県立高等学校実習資金特別会計条例(昭和39年3月31日条例第36号)。

(2) 「県立高等学校実習資金特別会計」の扱う事業内容の概要

当該特別会計は、実習における物品売払収入、生産物売払収入等を財源とし、農業実習及び水産実習に必要な経費、実習のための公有財産購入費等の支出に充てている。対象は、熊本県立農業高等学校(12校)及び熊本県立水産高等学校(1校)である。歳入は、主に水産高等学校における使用料及び手数料収入、物品売払収入及び生産物売払収入からなる財産収入からなり、歳出は、主に農業高等学校費及び水産高等学校費(以下「教育費」)からなる。

▶ 農業高校(12校)の平成27年度決算概要(主な収入・支出)

歳入 物品売払収入 2,846 千円

生産物売払収入173, 258 千円基金繰入金5, 866 千円繰越金89,001 千円

歳出 実習に係る諸経費 157,892 千円

熊本県立高等学校の農業に関する学科等における生産品の適正な管理及び処分に 関し、必要事項を定めることを目的として「熊本県立高等学校農業に関する学科等の 生産品取扱要領」が定められている。

▶ 水産高校(1校)の平成27年度決算概要(主な収入・支出)

歳入 教育使用料 19,852 千円

生産物売払収入 4,450 千円

一般会計繰入金 52,193 千円

歳出 実習に係る諸経費 39,997 千円

実習船ドッグ経費等 46,440 千円

歳入及び歳出については各学校で行われ、経理についても、同様である。教育費で 購入された財産の管理は、熊本県物品取扱い規則に基づいて管理されている。

(3) 「県立高等学校実習資金特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
使用料	16, 769	18, 246	18, 860	19, 045	19, 852
財産運用収入	254	186	156	159	212

財産売払収入	170, 975	173, 715	161, 714	176, 156	180, 554
一般会計繰入金	36, 540	35, 828	63, 303	24, 680	注 1 52, 193
基金繰入金	2, 967	5, 364	3, 136	1, 294	5, 866
繰越金	65, 478	66, 482	75, 026	76, 976	89, 001
諸収入	924	579	674	703	845
歳入合計	293, 911	300, 403	322, 872	299, 016	348, 525
教育費 注2	227, 428	225, 376	245, 896	210, 015	244, 330
歳出合計	227, 428	225, 376	245, 896	210, 015	244, 330
翌年度繰越額	66, 482	75, 026	76, 976	89, 001	104, 195

不納欠損額	_	_	ı	ı	_
収入未済額	-	_	-	-	_

注1)(6)(ウ)「繰越金の使用を限定することについて」での表では、一般会計繰入金の合計から繰出金(光熱水費相当額)を控除したものである。

(4) 「県立高等学校実習資金特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 当該特別会計の根拠となる当該特別会計条例、要綱等の閲覧、会計書類、決裁書 類等の閲覧、担当課へのヒアリング等を実施した。
- ▶ 特別会計における支出内容を確認するため、平成23年度~平成27年度の5年間の歳入歳出決算書、歳出の内容を確認するとともに、重要なものについては決裁文書の内容を確認した。
- ▶ 農業高等学校については現地調査を行った。

(イ) 結果の概要

当該特別会計は、農業実習及び水産実習のある各学校毎の実習における物品売払収入、生産物売払収入等を、実習に必要な経費、実習のための公有財産購入費等の支出を歳入歳出決算書としてまとめたものである。

(ウ) 結論

上記の手続の結果、法令等に違反する重要な指摘事項は存在しないものと判断した。 しかし、今後検討をしてはどうかと考える事項5件を意見として記載する。

(5) 「県立高等学校実習資金特別会計」に対する指摘事項 特に指摘すべき事項はなかった。

注2) 教育費の主な項目は、教職員の特殊勤務手当、需用費、役務費、原材料費、備品購入費、消費 税等公課費である。

(6) 「県立高等学校実習資金特別会計」に対する意見

(ア) 予算要求資料通知書の整備について

各高校の予算編成資料を閲覧すると、収入を直接生産費額と同額としている高校や年間の収支貸借が一致しない部分を共通費として各経費支出に配分している高校も複数あった。予算編成は歳入及び歳出の積み上げ計算に基づくべきであり、問題である。

予算編成は年度の実習計画に基づいて、実習に必要な支出額及び実習による売払収入等の収入額を数値化することで、収支の側面から実習計画に寄与する重要な役割がある。さらに基金繰入額を予算立てすることで、基金の活用による中長期的でかつ多額な支出に備えることも可能になる。予算編成作業の精度を上げるために、予算要求資料通知書について、基本的な考え方、収入の考え方、支出の考え方など必要な情報が明記されるよう、見直しが必要である。

さらに、所管課である高校教育課においても、見直された予算要求資料通知書に基づいて予算編成されているかのチェック体制を整えることが必要である。

(イ) 歳出金額とする光熱水費相当額について

実習に係る光熱水費については、一般教育と実習教育での使用が混在しており、実習に係る実費相当額の算出が困難である。そのため便宜的に、平成19年度以降、過去の財産売払収入(平成27年度においては平成22年から25年度の平均値)の7%相当額を光熱水費相当額として一般会計へ繰出している。

光熱水費相当額の算出根拠については、平成 19 年度に以下のように算定されている。

(光熱水費相当額の算定)

- ① 学校ごとに光熱水費(電気料(A)、水道料(B))の2年平均実績を算出
- ② このうち電気料のみの金額(A)を学校建物の全体面積(C)のうち生産 関係分の面積(D)で按分する。・・・A×D/C=E
 - ※水道料を含めていないのは、地下水を使用し水道料が発生しない高校があるため、 当該高校が不平等にならないためである。
- ③ 各学校で算出されたEを合計し、その額を2分の1・・・E'×1/2=F ※半分にする根拠は、一般教育と実習教育で使用する時間がおおよそ半分であるためである。

(財産売払収入に対する比率の算定)

- ④ 財産売払収入の平成14年~17年の平均を算出G
- ⑤ 各学校で算出した G の合計 $G' \times 7\% = H$ が、F の金額と近い数値になる。よって、財産売払収入(過去 4 年平均) $\times 7\%$ を光熱水費相当額としている。

平成19年度に算出された光熱水費相当額について下記の疑問がある。

- ◆ 水道料を含めていない理由として水道料が発生しない高校があるためとしているが、水道料が発生している高校もあるため、算出に水道料を含めないのは合理的ではない。
- ◆ 上記Fの金額とHの金額が近似値となるため財産売払収入の7%と算定されているが、各学校の光熱水費と財産売払収入×7%の合計が近似値になっているのであって、各学校で判断すると近似値となる金額は財産売払収入の3%となる高校や、16%となる高校がある。

光熱水費については、畜産、林業園芸、食品加工など各学校で実習の内容により異なるものである。そのため光熱水費相当額の算定にあたっては、各学校の過去のデータ及び実習内容をもって算定し、学校ごとの管理が妥当と考える。

また、光熱水費相当額の算定については平成19年度以降、変更されておらず、電気料金及び水道料金の改定もあることから少なくとも3年に1度の見直しは必要である。

(ウ) 各学校の繰越金の使用を当該学校に限定することについて

各学校の過去の収支差額である繰越金については、繰越金の生じた学校にそのまま帰属し、翌年度以降の実習経費として使用される。これは、県立高等学校実習資金特別会計が実習により得られた収入は、実習のために還元するように努めるという産業教育振興法の考えを基本としているためである。

繰越金の推移をみると各学校により繰越金の残高は、大きな差異がある。水産学科があるM高校においては、船舶に係る修繕・維持費が多額にかかることから実習による収入では賄えず一般会計からの繰入金で対応しているため、繰越金はゼロとなっている。

各高等学校の繰越金の推移

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
A高等学校	6, 825	10, 039	12, 747	23, 323	30, 462
B高等学校	16, 129	18, 792	18, 248	18, 264	23, 793
C高等学校	10, 953	9, 823	9, 373	9, 908	10, 986
D高等学校	4, 189	5, 056	6, 580	6, 950	7, 695
E高等学校	6, 567	8, 019	7, 402	7, 062	7, 317
F高等学校	5, 112	5, 337	5, 506	6, 342	6, 402
G高等学校	3, 162	4, 454	4, 447	4, 923	5, 559
H高等学校	3, 443	3, 294	2, 779	2, 635	3, 418
I 高等学校	3, 628	3, 112	2, 841	2, 486	3, 016

J高等学校	2, 562	2, 992	3, 367	3, 622	2, 934
K高等学校	2, 386	2, 564	2,720	2, 180	1, 804
L高等学校	1, 527	1, 545	966	1, 306	808
M高等学校	0	0	0	0	0
合計	66, 483	75, 027	76, 976	89, 001	104, 195

平成27年度 県立高等学校実習資金特別会計

(単位:千円)

区分/高校(略称)	B高校	I 高校	F高校	A高校	L高校	G高校
使用料及び手数料	_	_	_	_	_	_
物品売払収入	144	_	_	514		203
生産物売払収入	36, 049	7, 470	7, 292	48,872	1, 434	18, 301
実習基金繰入金	3, 778				1, 912	
繰越金 (前期繰越金)	18, 264	2, 486	6, 342	23, 323	1, 306	4, 923
その他	144	21	21	139	31	131
歳入合計	58, 379	9, 977	13, 654	72, 849	4, 682	23, 558
学校費	32, 526	6, 412	6, 642	39, 446	3, 675	17, 159
繰出金 (光熱水費相当額)	2, 060	550	610	2, 940	200	840
歳出合計	34, 586	6, 962	7, 252	42, 386	3, 875	17, 999
差引(翌期繰越金)	23, 793	3, 016	6, 402	30, 462	808	5, 559

区分/高校(略称)	D高校	E高校	H高校	C高校	J高校	K高校	M高校
使用料及び手数料	_	_	_	_	_	_	19, 853
物品壳払収入	_	_	_	1, 986	_	_	_
生産物売払収入	6, 182	8, 079	5, 849	22, 516	9, 120	2, 095	4, 450
実習基金繰入金	_	_	177	_	_	_	_
一般会計繰入金 注		_	_				61, 823
繰越金 (前期繰越金)	6, 950	7, 062	2, 635	9, 908	3, 622	2, 180	
その他	18	10	18	179	15	18	312
歳入合計	13, 149	15, 151	8, 679	34, 589	12, 757	4, 293	86, 438
学校費	5, 074	7, 284	4, 910	23, 303	9, 173	2, 289	86, 438
繰出金 (光熱水費相当額)	380	550	350	300	650	200	_
歳出合計	5, 454	7, 834	5, 260	23, 603	9, 823	2, 489	86, 438
差引 (繰越金)	7, 695	7, 317	3, 418	10, 986	2, 934	1, 804	— — — A

注) 一般会計繰入金の内訳は、農業高校からの光熱水費相当額 9,630 千円及び一般会計繰入金52,193 千円である。

繰越金については、郡部校は、人口減少で生徒数が少ない等の問題で、繰越金の少ない学校もある。現状、繰越金を繰越金の生じた学校に帰属させ、当該学校の次年度以降の実習経費に充てているため、繰越金の多い学校と少ない学校とを比較すると、実習教育に差が生じる可能性がある。

実習に係る支出については、すべての支出が実習に係る収入で賄われているわけではなく、実習棟の建設や多額の設備投資など産業教育設備整備として一般会計での負担となる場合もある。この様なことからも、繰越金の使用については、学校ごとに限定するのではなく、繰越金残高の大きい学校から少ない学校への振り分けなど当特別会計内で実習資金の活用を図り、熊本県全体の農業高校に対する実習教育の充実・レベルアップを図っていくことが重要であると考える。

(エ) 熊本県立高等学校実習基金について

熊本県立高等学校実習基金は以下のように定められている。

熊本県立高等学校実習基金条例

(設置)

第1条 熊本県立高等学校の実習に使用する施設(土地を含む。)及び設備の設置に要する費用に充てるため熊本県立高等学校実習資金(以下「基金」という。)を設置する。

実習基金の使途・目的は、大きく2点。①災害復旧費用。②実習に使用する設備の うち、単年度で購入できない規模の設備の取得または更新。実習基金として積み立て る額や取り崩す額、さらに必要基金の算定については各関係高校の判断に任せており、 所管課である高校教育課においては、積み立て及び基金取り崩しの際に証憑書類との 照合を行うのみである。

熊本県立高等学校実習基金残高推移

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
前期繰越	53, 473	50, 760	45, 582	42,602	41, 467
積立額 注 1	254	187	156	159	212
取崩額 注2	2, 968	5, 365	3, 136	1, 294	5, 867
次期繰越	50, 760	45, 582	42, 602	41, 467	35, 812

- 注1)過去5年間の積立額は基金利息の繰入額である。
- 注2) 取崩額は実習に係る設備の更新等である。

各高校へのヒアリングを行ったが、災害想定の程度に温度差があり、災害復旧費用や設備更新の想定をしていない学校や想定金額の見積もりをしていない学校があり、 実習基金の設置目的に沿った積み立てができていない状況であった。

必要基金の想定が行われないと、目標額が設定できず年度の基金積立計画もできな

い。また、基金の適切な運用がなされないと、基金の設置目的である、災害復旧費用 や設備の更新等について資金の確保ができなくなるおそれがある。

実習基金を有効に活用するために以下のことを行う必要があると考えられる。

- a. 想定事由の選定・・例えば災害については、台風・地震災害・食品事故など各 学校の実習の状況に応じて想定する。設備については、経年劣化に伴う取換時 期や設備の取得時期を見積もり5年程度の計画を行う。
- b. a. で想定した予定額を目標額とし、また支出予定年度を設定する。
- c. b. の支出予定年度に向けて予定額の積み立てができるよう、毎年の基金積立額 を計画する。

【ケーススタディ】

(具体例)

想定事由の選定と目標額及び支出予定年度の設定

(単位:千円)

目的/年度	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33
111107 1 50	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
災害復旧費用 注						3, 000
設備更新		1, 000		700		

注)災害復旧費用は支出予定年度が設定できないため、目標額のみの設定。

毎年の基金計画

(単位:千円)

目的/年度	平成 28 年 度 注1	平成 29 年 度 注2	平成 30 年 度 注3	平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度
基金積立額	11.1	640	630	630	400	400
基金取崩額		1,000	_	700	_	3,000
基金残高	2,000	1, 640	2, 270	2, 200	2,600	_

- 注1) 平成28年度の基金残額:28年末現在、災害復旧費用は1,000千円、設備更新費用は1,000 千円の基金残高とする。
- 注2) 災害復旧費用の基金残高を平成33年までに3,000千円とするために毎年400千円の積み立てを行う。設備更新費用については、平成31年更新予定の700千円に備えるために平成29年度は240万円。次年度以降は毎年230万円の積み立てを行う。よって、平成29年度は合計640千円の積立予定額。 取崩額は、予定とおり平成29年に対象設備の更新を行ったので1,000千円取り崩す。
- 注3) 平成30年度の基金積立額:災害復旧費用400千円+設備更新費用230千円=630千円)

災害復旧費用に係る実習基金積立額については、災害を想定した見積もりであることもあり、予定額及び支出予定年度の想定は困難である。現状は、災害時のビニールハウスの取換費用等具体的な設備を想定し金額を算定しているが、各学校で想定する設備の範囲が大きく異なっている。災害復旧費用に係る実習基金積立額については、設備の取換費用相当額ではなく、例えば財産売払収入の4分の1等一定割合とすることや財産売払収入のうち作物のみの年間売払収入の金額を相当額と仮定する等収入金額に着目した方法も客観性のある金額となると考える。

また、実習基金積立については、「県立高等学校実習資金特別会計」の次期繰越額

を減少させるおそれがあるため、計画に基づいた基金積立(当該特別会計でいうところの「基金繰出金」)であることを所管課である高校教育課でチェックすることも重要である。

(オ)「県立高等学校実習資金特別会計」制度の意義について

「県立高等学校実習資金特別会計」については、平成 18 年 7 月に行われた実習資金特別会計制度検討会で、特別会計制度の存続の必要性を含めて、望ましい会計制度の在り方、適切な制度の運用方法等が検討されている。この検討会メンバーは、13 名(農業高等学校指導者 7 名、水産高等学校指導者 1 名及び高校教育課 5 名)である。そのなかで、以下の理由により特別会計制度を存続させることが望ましいとされている。

- a. 農業関係高校における実習教育は、農業自営者育成に大きな役割を果たしている。
- b. 実習教育は、生産に重点を置き、生産物の販売によって得られる収入を次の生産 に有効に支出するという経営感覚の醸成に力を注いでいる。(一般会計に比べ、 特別会計のほうが長期の実習計画を立てやすい。特別会計であることによって自 ら得た収入によって実習が行われていることを実感でき、職員、生徒の生産意欲 が得られている。)
- c. 果樹等においては、収入を得るまで数年の期間で収支を見込む必要から、積立・ 繰越等を活用できる特別会計での対応が適当である。
- d. a.b. については水産高等学校においてもあてはまることが多く、食糧生産を担う 自営業者育成という共通の目標から水産実習と農業実習を異なる会計制度とし て運営すべきでない。

実習に伴う売払収入で実習経費を賄うという点では農業経営の観点から、自営者 育成につながり、また自ら得た収入によって実習が行われていることを実感できるた め、生産意欲が得られる等の検討会での意見は同意できる点もある。

しかし、下記の点で当該特別会計に対する考え方、運営方法等について再検討が必要な時期に来ているのではないかと考える。

- ▶ 平成18年7月に実習資金特別会計制度検討会により当該特別会計の存続の検討が行われているものの、当該検討会メンバーは、対象校の教頭、事務長、農場長及び高校教育課の課長補佐等関係者のみによる検討であり、客観性に欠ける側面があること。
- ▶ 検討会における「経営感覚の醸成」といっても生徒は3年間で卒業する。各年度 の歳入歳出差額及び繰越額の使用計画について生徒に開示・説明されない限り、 生徒は知り得る方法がないこと。
- ▶ 検討会において、「水産実習と農業実習を異なる会計制度として運営すべきでない」としているが、歳入超過の場合その高校だけに使用予算を認め、歳出超過の

高校については一般会計から補填している。特別会計は、「特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある(地方自治法第 209 条 2 項)」としている。従って、この特別会計の範疇に含まれる特定の歳入歳出で繰越金を考えるべきであり、高校毎で考えるなら「熊本県立●●高等学校実習資金特別会計」として特別会計を設定すべきであること。

- ▶ 実習に係る支出については、全ての支出が実習に係る収入で賄われているわけではなく、実習棟の建設や多額の設備投資など産業教育設備整備として一般会計で計上されていること。
- ▶ 平成 18 年7月検討会開催当時7県が、実習資金特別会計を設定していたが、現在実習資金特別会計を有している県は、熊本県を除いては2県であること。

11) 「育英資金等貸与特別会計」について

(1) 「育英資金等貸与特別会計」の目的

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により、熊本県育英資金貸与基金条例(昭和 47 年熊本県条例第 27 号)に基づく育英資金及び熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例(平成 22 年熊本県条例第 20 号)に基づく通学支援奨学金の貸与の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

関係する条例等

- 熊本県育英資金等貸与特別会計条例
- 熊本県育英資金貸与基金条例
- 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例
- 熊本県育英資金貸与規則
- 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則

(2) 「育英資金等貸与特別会計」の扱う事業内容の概要

事業の性格は、特定の事業実施(資金貸付)である。上記条例に基づき、主に県内 の高校生に対する修学資金の貸付けを行う。

(ア) 種類

- ① 大学貸与:大学、短期大学の学生が対象
- ② 修学貸与:高等学校、専修学校、高等専門学校の生徒が対象
- ③ 緊急貸与:高等学校、専修学校(高等課程)に在学する生徒で家計急変事由が あった者が対象

(イ) 申請資格

- ① 申請者と生計を一にする生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。
- ② 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- ③ 勉学に意欲があること。
- ④ 日本学生支援機構(旧日本育英会)その他法人等から現に育英資金に相当する 学費の貸与を受けていないこと。
- ⑤ 貸与した育英資金の返還が確実であると認められること。

(ウ) 貸与金額

区分	国公	立立		公立
立 於 24.4 5	自宅	自宅外	自 宅	自宅外
高等学校 専修学校	① 18,000円	① 23,000円	① 30,000円	① 35,000円
高等専門学校	② 13,000円	② 18,000円	② 20,000円	② 25,000円
(①~③から選択)	③ 8,000円	③ 13,000円	③ 10,000円	③ 15,000円

大学・短大	25,000 円	35,000 円
-------	----------	----------

(エ) 募集期間

在学募集:6月

予約募集:9月(中学3年生のみ対象)

(3) 「育英資金等貸与特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
国庫補助金 注	891, 441	742, 859	499, 207	299, 524	_
財産運用収入	910	698	645	707	973
一般会計繰入金	241, 342	-	-	-	-
基金繰入金	-	165, 509	116, 154	108, 542	-
繰越金	905, 123	1, 105, 403	1, 221, 396	1, 214, 900	1, 157, 565
貸付金元利収入	531, 627	636, 765	751, 748	868, 614	979, 579
雑入	6, 677	5, 053	6, 025	3, 449	1, 756
歳入合計	2, 577, 122	2, 656, 289	2, 595, 176	2, 495, 738	2, 139, 874
育英資金	1, 471, 718	1, 434, 892	1, 380, 276	1, 338, 173	1, 295, 622
歳出合計	1, 471, 718	1, 434, 892	1, 380, 276	1, 338, 173	1, 295, 622
翌年度繰越額	1, 105, 403	1, 221, 396	1, 214, 900	1, 157, 565	844, 252

不納欠損額	Ī	ı	2, 526	-	Ī
収入未済額	111, 723	98, 835	92, 123	102, 657	117, 750

注) 奨学金事業が県に移管されるようになってから、貸付く回収額となるまでの間は補助するが、 それ以降は回収額の範囲内で事業を継続するようにという国の方針があり、そのため、国の補助金が漸減(平成22年度以降)し、平成27年でゼロとなった。

収入未済額の状況について

育英資金事業に関して、九州各県における平成26年度の調定金額、収入金額及び調定額に対する収入額の割合を比較したデータは、以下のとおりとなっている。このデータに基づくと、熊本県における収納率は、他県と比較しても高い状況であり、未収を発生させないようにする努力がみられる。 (単位:千円)

県名	調定金額	収入金額	収入額÷調定額 (%)
福岡	4, 157, 391	2, 798, 238	67.31
佐賀	772, 890	623, 539	80.68
長崎	979, 836	867, 638	88. 55

熊本	943, 065	868, 614	92.11
大分	740, 237	572, 889	77. 39
宮崎	1, 272, 490	814, 421	64. 00
鹿児島	1, 884, 548	1, 464, 604	77.72
沖縄	854, 053	687, 361	80.48

注)調定金額・収入金額とも、各県における元利金収入の額であり、現年度調定分、過年度調定分を含む。

また、熊本県における、年度別の未収金額の推移を示すと以下のとおりとなっている。

これによると、収納率 (調定額に対する収入額の割合) は改善傾向にあるが、貸付金の回収額自体が増加傾向にあるため、未収額自体はここ3年増加傾向にある。また滞納者数当たりの未収額が減少傾向にあり、比較的滞納金額の低い滞納者が増えてきていることが考えられる。経済環境等の悪化により、少額の返済であっても滞納が発生しやすい状況になっているものと考えられる。 (単位:千円・人・%)

	調定額	収入額	未収額	滞納者数	未収額÷ 滞納者数	収入額÷ 調定額
平成 20 年度	253, 709	189, 415	64, 293	556	115	74. 7
平成 21 年度	364, 280	274, 413	89, 866	756	118	75. 3
平成 22 年度	578, 406	459, 119	119, 287	296	402	79. 4
平成 23 年度	649, 310	537, 587	111, 723	217	514	82. 8
平成 24 年度	739, 769	640, 934	98, 835	190	520	86. 6
平成 25 年度	850, 889	758, 765	92, 123	170	541	89. 2
平成 26 年度	973, 435	870, 778	102, 657	204	503	89. 5
平成 27 年度	1, 098, 805	981, 055	117, 750	315	373	89. 3

注) なお、平成 26 年度の調定額、収入額について、前掲した他県との比較表と数値が異なっている。 これは、他県との比較表においては、他県資料との比較の都合上元金のみの数値となっているの に対し、上記年度別推移表においては利息のみの調定額、収入額も含めているためである。

(4) 「育英資金等貸与特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 債権管理(募集・貸付・回収・免除・延滞)に必要な書類は適正に保管されているかという視点より貸付金を管理する補助簿と決算報告上の貸付金残高が整合しているか確認した。
- ➤ 会計上(決算報告上)の貸付金残高と、管理資料との突合・・・下記 a. と b. の残高を突合した。
 - a. 監査の着手に当たり、決算監査用の資料に基づき、貸付金の平成27年度

末残高を入手した。

- b. また、管理システムにおいて管理されている平成27年度末における貸付金残高を把握するため、往査日(平成28年10月25日)現在におけるシステム上の貸付金残高の明細を入手した上で、当該金額を集計。これに平成28年度中の収入・支出金額を加減することで、システム上の平成27年度末時点残高を算定した。
- ➤ 管理システム上で管理されている貸付金の残高につき、上記 b. による方法とは別に、システム内で管理されている明細ごとに平成 28 年 3 月末における残高のデータまでさかのぼって集計 c. し、上記 b. の結果と一致しているかを確認した。

(イ) 結果の概要

- a. の金額 9,066,644,286円]
- b. の金額 9,060,646,584円 」 7
- c. の金額 9,060,537,654円

3 つの金額がそれぞれ異なり a. と b. とは 5,997,702 円、b. と c. とは 108,930 円の 差額が生じていた。

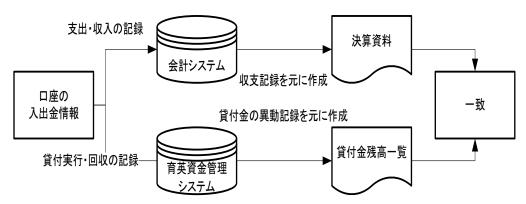
(ウ) 結論

管理システムと会計上の残高とは一致しなかった。また、現時点において、管理システムを使用して、任意の時点における正確な残高が集計できないことが判明した。 早急に改善が求められる指摘事項が1件、今後検討をしてはどうかと考える事項4件 を意見として記載する。

(5) 「育英資金等貸与特別会計」に対する指摘事項

(ア) 貸付金の残高管理について

下記データフローに示した通り、県の会計上の収支と、管理システム上の貸付残高の増減は、同一のデータに基づき記録・更新されるものである。したがって、会計上の「期首貸付残高(過年度における支出額-収入額の累計額)+支出額-収入額」と管理システム上の「期首貸付残高+貸付額-回収額」の結果である貸付金残高については、一致していなければならない。



しかし、平成27年度末において、前述のとおり両者間に6百万円弱の差異が生じている。本報告書作成時点において原因は不明であるが、考えられる原因として、以下のものがあげられる。

差異の発生要因	考えられる原因
①会計上の支出額>システム上の貸付額	ア. 会計上、支出されているの
	に、管理システム上、貸出と
	なっていない支出がある。
②会計上の収入額<システム上の回収額	イ. 管理システム上、回収済みと
	なっているのに、会計上、収
	納されていない収入がある。
③期首残高の誤り	ウ. 会計上の期首残高の計算が誤
	っている。
	エ. 何らかの理由で、管理システ
	ム上の残高が減少している。

いずれの原因についても、ある一定の時点(例えば毎年度末)において、会計上あるべき残高と、管理システム上の残高を照合して、両者が一致していることを確かめる、もしくは不一致が確認されたのであれば、その時点で不一致の原因を調査し、これを是正する措置をとっていれば、差異の解消は比較的容易であり、生じる差異の金額も小さくなる可能性が高い。

また、このような状態を放置した場合、会計上の残高と管理システム上の残高の不一致を利用した資金流用等の不正が生じるリスクが高くなる。貸付資産の管理に関する内部統制上重要な問題である。

改善策として毎年度末において、会計上の残高と管理システム上の残高を必ず突合すること。不一致の場合は是正する等、会計帳簿と管理帳簿の整合性を確保する必要がある。

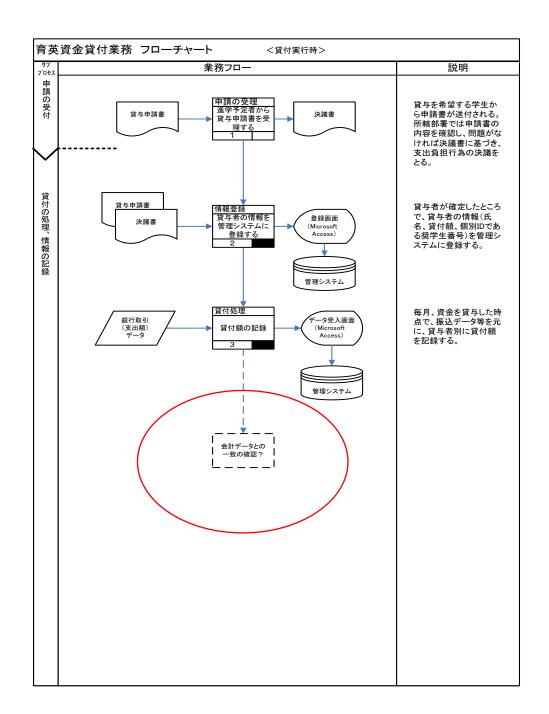
(6) 「育英資金等貸与特別会計」に対する意見

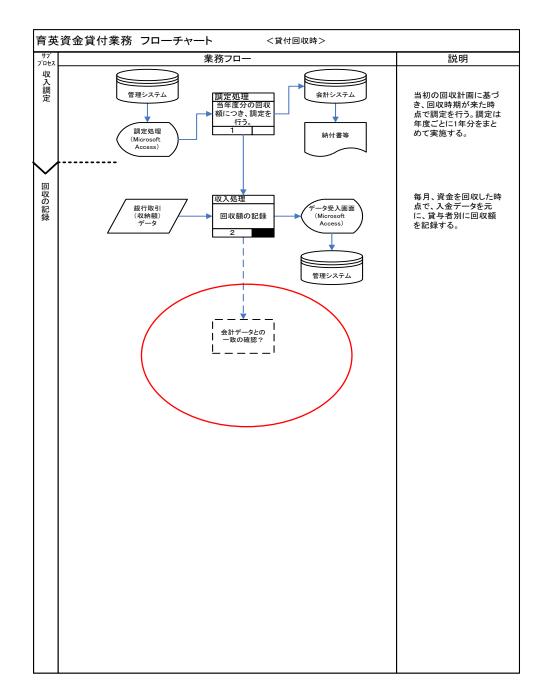
(ア) 管理システムに関する統制について

指摘事項の項でも示したとおり、会計上の残高と管理システム上の残高の不一致は、 不適切な取引の結果として生じる可能性がある。あくまで例示ではあるが、前述した 差異の発生要因別に、行われる可能性のある不正の類型を挙げると以下のようなもの が考えられる。

差異の発生要因	考えられる不正な処理
①会計上の支出額>システム上	県の会計上、架空の貸付を実行し支出を行
の貸付額	っている。実際には存在しない貸付なの
	で、管理システム上、貸付額が反映されて
	いない。
②会計上の収入額<システム上	滞納債権が増えていないように見せるた
の回収額	め、滞納等で回収できなかった金額につい
	ても管理システム上回収したものとして処
	理している。
③期首残高の誤り	実際には、前期末(=当期首)時点におい
	て滞納債権の額が増加していたが、これを
	増加していないように見せるため、貸付シ
	ステム上の残高を改ざんした。

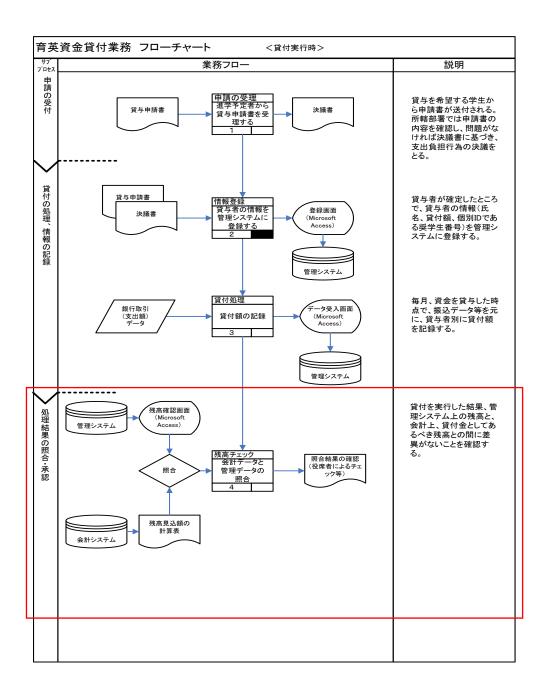
これら不適切な取引を防止するためには、実際の収支が生じた時点で、その結果である「貸付金残高」につき、会計上及び管理システム上の数値の整合性を確認することが有効な手段である。ここで、現時点における管理システムを用いた貸付金の貸付、回収に関する業務プロセスは以下のように図示することができる。下の各図のうち、左側が情報のインプット、中央が業務処理に関する統制(コントロール)、右側が情報のアウトプットもしくは処理結果である。県の収納データを元にして処理はされているものの、すべて管理システム内で処理が完結しており、処理結果を会計上の数値と突合して確認するという「チェック」のプロセスが欠如している。

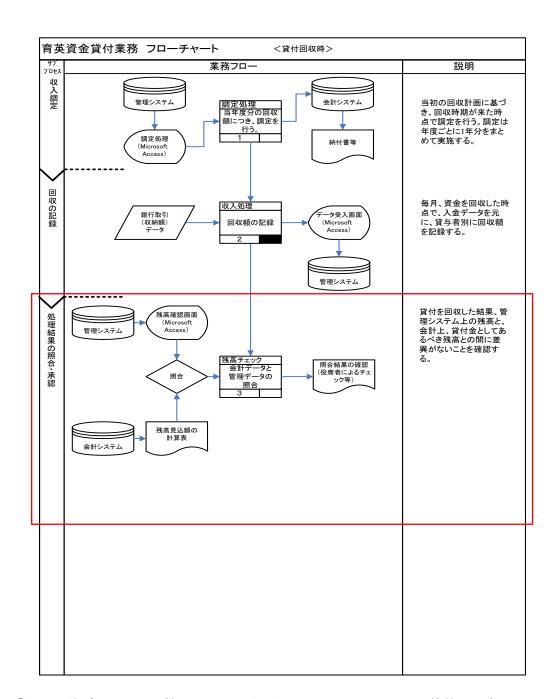




指摘事項の記載に際して掲げた図にもあるとおり、県の出納を管理する会計システムにおける収入・支出額と、管理システムにおける回収・貸付額は、一致していなければならない。またこれと併せて、県の会計上「期首貸付残高(過年度における支出額一収入額の累計額)+支出額一収入額」で算定される貸付金残高と、管理システムで集計する貸付金の残高との一致を確かめなければ、万が一、いずれかのシステムで処理漏れもしくはエラー等が生じた場合に、両者間の不一致が生じてしまうことになる。

従って、以下のように貸付・回収の各業務の最後に、「会計上あるべき貸付金残高と 照合する」という「チェック」のプロセスが重要である。





「県の出納データを元に管理システム上も処理をしているので、必然的に両者間で 残高は一致する」との先入観で判断すべきではない。それを防ぐためには、システム 間の整合性の確保に常に留意すべきである。

(イ) 管理システムのセキュリティについて

管理システムはデータベースソフト (Microsoft Access) を使用して管理されている。また、貸付金のデータベースは、職員が通常使用する端末とは別のサーバに保管されており、職員がデータを閲覧、処理する際に、データベースソフトを介して、データを更新する仕組みになっている。通常、貸付金の実行・回収の処理に当たっては、当該データベースソフト上に準備されているそれぞれの処理メニューを介して指示

を出し、もしくは銀行の収納データ等を投入しなければ、貸付金の残高が増減することはない。

しかしデータベースソフトには、何らかの不具合が生じた際に、これらのメニューを介さずとも、データベースに登録されているデータを直接修正、書換できる機能が備わっている。この機能を利用すれば、本来、適切な回収処理を行わなかった貸付金についても残高を減額することも可能であり、逆に実際に貸付が行われていない架空の貸付残高を登録することも可能である。

加えて、当該データベースソフトには、このようにデータベースの記録(レコード)を、通常の方法によらず直接変更した場合等、イレギュラーな処理を行った際に、その処理の履歴を記録しておく機能がなく、仮に直接データベースのレコードを操作してしまった場合、操作した本人以外誰もそのことに気づかない可能性が高い。この点データのセキュリティ上問題があるといえる。

望ましい対処策としては以下の様な点が挙げられる。

- ① データベースのレコードの更新については、特定のデータベースソフト内の正 規のメニュー以外からは更新できないようにする。また、そのような設定が可能 なデータベースソフトを使用する。
- ② やむを得ず、データベースのレコードを直接修正する必要がある場合には、その操作履歴が自動的に記録され、その操作を行った者以外の者がこれを確認できるようなプログラムを組み込む。なおかつ、処理の結果について、処理を行った担当者の上席者が確認を行う。

(ウ) 管理システムの災害対策について

現在、管理システムのデータベースは所轄部署内に設置しているサーバで管理しているが、当該データのバックアップは、当該サーバ内のみで管理されている状況である。

本年度に発生した熊本地震において、幸いにもサーバに異常は発生しなかったが、 万が一災害等でサーバに障害が生じ、データベースが消失するような事態になれば、 それ以降の貸付金の回収業務に重大な支障をきたす恐れがある。データベース内で管 理されている債権の残高が 90 億円にも上ることを考えると、データの保全は貸付金 の管理と同等に重要な課題であると考えられる。可能な限り、定期的に外部媒体にデ ータのバックアップを取り、遠隔地で保管するといった対策をとることが望まれる。

(エ) 基金の必要性について

当該特別会計とは別に、育英資金貸与事業については別途基金も保有している。基金残高は平成22年度以降変動しておらず、残高は191,387千円となっており、当該金額は、平成27年度における育英資金の支出額(1,295,622千円)と比較すると15%程度である。

また、基金の残高以外に、特別会計の繰越金も以下のとおり毎年度の支出に対して

一定程度は確保されている。

(1)/////		_	m \	
(単位	٠	-	ш١	
(11/		- 1	11/	

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貸付金元利収入	531, 627	636, 765	751, 748	868, 614	979, 579
育英資金支出	1, 471, 718	1, 434, 892	1, 380, 276	1, 338, 173	1, 295, 622
元利収入-支出	△940, 091	△798, 127	△628, 528	△469, 556	△316, 043
翌年度繰越額	1, 105, 403	1, 221, 396	1, 214, 900	1, 157, 565	844, 252
繰越額÷支出 (%)	75	85	88	87	65

表中の「元利収入-支出」の金額の推移からもわかるとおり、近年においては少子 化の影響で育英資金の支出も減少傾向にある。逆に元利収入については過去に貸出額 の大きかった時期の回収が進むことで増加することが見込まれ、結果としていずれは 貸出支出と回収とで収支の均衡が保たれるようになることが考えられる。

このような状況から、あえて基金残高を資金貸与の準備資金として保有しておく意義は薄れてきているものと思われる。

今後の資金貸与事業において、収入が支出を上回る状況になれば、基金の残高についても一般会計に繰り戻す検討をすべきではないかと考える。

12) 「市町村振興資金貸付事業特別会計」について

(1) 「市町村振興資金貸付事業特別会計」の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う地域の振興のための事業に要する資金の貸付けの円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(2) 「市町村振興資金貸付事業特別会計」の扱う事業内容の概要

熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計条例に基づき、公共施設の整備事業等に必要な資金の貸付けを行う。貸付事業の詳細については、「熊本県市町村振興資金貸付要綱」及び「熊本県市町村振興資金貸付要領」に記載されている。貸付に際しては3つの資金区分が設けられ、それぞれにつき貸付対象となる事業が定められている。当事業では、一般資金、過疎資金、特別資金の3つの資金区分を設けている。一般資金、過疎資金については、利息を徴収しており、特別資金のみ無利子としている。

特別資金は、①広域行政推進事業、②県総合計画推進事業、③その他知事が緊急に 実施することが必要と認める事業、に該当する場合に貸付を行い、これらの事業は、 県が推進する施策を市町村等に積極的に実施してもらうためのものである。

なお、県の資金100%で実施されている。

(ア) 資金区分及び貸付対象事業

資金区分	貸付対象事業	利率	貸付限度額	償還期限
一般資金	市町村(過疎市町村を除く)	貸付日におけ	原則として、1市	10 年以内
	が行う一般的振興事業	る財政融資資	町村につき 5,000	(うち、
	① 教育文化施設整備事業	金の貸付金利	万円。(過疎資金	据置期間
	② スポーツ・レクレーショ	に等しい利率	と合わせて借り	1年以内
	ン施設整備事業		入れる際は、当該	を含む)
	③ コミュニティ施設整備		金額も含めて	
	事業		5,000 万円を上	
	④ 観光振興施設整備事業		限)	
	⑤ 地域産業振興施設事業			
	⑥ 保健・福祉施設整備事業			
	⑦ 生活・環境施設整備事業			
	⑧ 消防防災安全施設整備			
	事業			
	⑨ 道路整備事業			
	⑩ その他、知事が特に必要			
	と認める事業			

過疎資金	過疎市町村が行う一般的振	貸付日におけ	原則として、1市	同上
	興事業又は辺地を有する市	る財政融資資	町村につき 5,000	
	町村が行う辺地に係る一般	金の貸付金利	万円。	
	的振興事業。	に2分の1を		
	(事業内容は上記に同じ)	乗じた利率		
		(上限 3.5%)		
特別資金	市町村が行う重要施策推進	無利子	原則として、1市	12 年以内
	事業		町村につき 1 億	(うち、
	①広域行政推進事業		円。ただし、広域	据置期間
	②県総合計画推進事業		行政推進事業に	2年以内
	③その他、知事が特に緊急に		限り2億円。	を含む)
	実施することが必要と認			
	める事業			

(イ)類似事業との関係

当該事業と類似する事業として、公益財団法人熊本県市町村振興協会(以下当協会 という)の実施する、貸付事業がある。

(同協会のホームページより抜粋)

災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業や施設等整備事業について、市 町村に対し資金の貸付を行っています。 貸付には、長期貸付と短期貸付がありま す。

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期間	償還方法
長期貸付	災害時緊急融資事業	20 年以内(うち据置期間無し、	半年賦元金均等償還
	災害防止対策事業	又は3年以内)の1年単位	
短期貸付	施設等整備事業	単年度	一括弁済

当協会が市町村に貸付を行うまでの手続きは下図のとおりです。まず、市町村は、 県に対して地方債の借入れ申請又は届出を行い、県において地方債の同意又は許可を 決定します。その後、借入先である当協会に市町村が貸付申請を行い、貸付を決定し ます。

(同協会のホームページより)



なお、市町村の側から見た場合、本特別会計で実施する貸付事業と、上記市町村振 興協会の貸付事業、ならびに一般的な地方債による資金調達との違いを表にすると、 以下のとおりとなる。

資金調達手段	県による起 債の同意	根拠法令
市町村振興資金貸付事業	不要	熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計条例
市町村振興協会貸付金	要	公益財団法人熊本県市町村振興協会基金貸付細則
地方債	要	地方財政法

したがって、市町村振興資金貸付事業の場合、地方債起債に関する同意基準に合致 しないような事業についても、資金調達が可能という面で異なる。

<地方債に関する省令(平成十八年三月三十一日総務省令第五十四号)より抜粋> (地方債の協議を要しない場合)

- 第一条 地方財政法 (昭和二十三年法律第百九号。以下「法」という。) 第五条の三第一項 ただし書(法第五条の四第六項 において準用する場合を含む。) に規定する総務省令で定める 場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 市町村等(地方財政法施行令 (昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」とい
 - う。) 第二条第一項第二号 に掲げる地方公共団体をいう。) が都道府県から借り入れる場合

(3) 「市町村振興資金貸付事業特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
繰越金	4, 580, 051	1, 488, 851	2, 091, 130	2, 431, 088	2, 715, 239
貸付金元利収入	829, 753	648, 636	495, 600	449, 354	252, 484
歳入合計	5, 409, 804	2, 137, 488	2, 586, 731	2, 880, 443	2, 967, 723
市町村振興資金 注1	109	187	88, 300	70, 089	263, 993
繰出金 注2	3, 920, 844	46, 170	67, 342	95, 114	69, 915
歳出合計	3, 920, 953	46, 357	155, 642	165, 203	333, 909
翌年度繰越額	1, 488, 851	2, 091, 130	2, 431, 088	2, 715, 239	2, 633, 814

不納欠損額	ı	ı	ı	ı	_
収入未済額	-	-	_	_	_

注1) 平成21年度から平成24年度までの間は貸付事業を休止。

なお、当特別会計に係る貸付金残高の推移は次のとおりである。 (単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
貸付金残高計	2, 099, 797	1, 457, 239	1, 054, 115	677, 443	690, 333
繰越金+貸付残高	3, 588, 648	3, 548, 369	3, 485, 204	3, 392, 682	3, 324, 148

(4) 「市町村振興資金貸付事業特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 当該特別会計の根拠となる当該特別会計条例、決算特別委員会議事録等入手し、 関係書類をレビューした。
- ▶ 所管部署で作成している貸付残高一覧を入手した。
- ▶ 当初貸付時の申請書等に基づき、貸付時の手続の妥当性を検証した。
- ▶ 貸付の内容についてヒアリングを行った。

(イ) 結果の概要

平成27年度末時点において、資金残高のうち無利子・有利子の別をまとめると、以下のとおりとなる。当事業で行っている貸付につき、件数ベースで約6割、残高ベースでは約9割が無利子での貸付となっている。無利子となっている事業については、

注2) 県の財政状況を勘案して、平成21年度から4年間貸付事業を休止し、支出を抑制するとともに、特別会計の繰越金で余剰と判断された部分について、一般会計へ繰出しを行っている。

当事業の概要において記載した「市町村が行う重要施策推進事業」として認められた ものである。当該事業については、県としても市町村に当該事業を積極的に実施する ことを推進するという政策誘導的な意味合いもかねて、利息を付さないこととしてい る、とのことであった。

区分	貸付利率 (%)	件数	残高 (円)	全件数に占 める割合 (%)	全残高に占 める残高割 合 (%)
無利子貸付	-	33	611, 547, 775	58.9	88.6
	0.5	6	20, 401, 488	10.7	3. 0
	0. 55	5	18, 188, 561	8.9	2. 6
有利子貸付	0.75	5	11, 995, 495	8.9	1.7
有利丁貝的	1	1	2, 094, 323	1.8	0.3
	1. 1	3	8, 747, 601	5. 4	1.3
	1.5	3	17, 358, 155	5. 4	2.5
合計		56	690, 333, 398	100.0	100.0

なお、平成25年以降に実行された貸付については、すべて「特別資金」の区分での貸付のみとなっている。当該資金区分の場合、利息は「無利子」となっているため、 県として利息を受領することはない。

(ウ) 結論

上記の手続の結果、法令等に違反する重要な指摘事項は存在しないものと判断した。 しかし、今後検討をしてはどうかと考える事項2件を意見として記載する。

- (5) 「市町村振興資金貸付事業特別会計」に対する指摘事項 特に指摘すべき事項はなかった。
- (6) 「市町村振興資金貸付事業特別会計」に対する意見

(ア) 繰越金の水準について

事業概要でも述べたとおり、当該特別会計においては、平成27年度末における貸付金残高690,333千円あり、繰越金を含む、本会計での運用資産総額(繰越金+貸付金元金残高)は、3,324,158千円となっている。

ここで、当該特別会計の大きな目的の一つは、資金を要する団体に対して貸付を実施し、所要の事業を行うための資金調達を円滑にすることがある。したがって、当該特別会計が有効に活用されているかどうかについての一つの指標として、運用資産総額に対する貸付金の残高の割合(便宜上、以後「貸付金利用度」と呼称する)がどの程度になるかを算出した。この割合が大きいほど、当該特別会計にプールされている資金が、本来の事業目的に対して有効に利用されているとみてよいものと思われる。

のちに述べる比較対象となる自治体のデータとの整合性から、平成 26 年度末における貸付金利用度は以下のようになる。

貸付金残高÷(繰越金+貸付金残高)×100%

=677,443 千円÷3,392,682 千円

=19.97%

したがって、当該特別会計でプールされている資産のうち、貸付金として実際に利用されている額は 20%程度となっている。

ここで、以下の各県の平成26年度決算の状況から、同様に貸付金利用度の指標を算定した。なお、対象データは九州・山口の各県を中心に、その他の地域からランダムに抽出し作成している。 (単位:千円・%)

	県名		方式	支出額	貸付残高	資産総額	利用度	繰出金
茨		城	特別会計	363, 900	7, 863, 377	8, 503, 453	92. 47	189, 000
沖		縄	基金	218, 900	3, 111, 663	7, 769, 541	40.05	なし 注2
栃		木	基金	474, 000	6, 772, 150	16, 061, 645	42. 16	なし
青		森	基金	317, 200	4, 211, 833	7, 154, 658	58. 87	なし 注1
福		岡	基 金	685, 500	12, 904, 353	18, 583, 619	69. 44	93, 042
鹿	児	島	一般会計	301, 400	3, 480, 362	3, 480, 362	100.00	なし
Щ		П	基 金	441, 200	8, 685, 140	12, 323, 240	70. 48	なし
熊		本	特別会計	70, 089	677, 443	3, 392, 682	19. 97	69, 916

- 注1) ただし、運用収益(利息)7,295千円は一般会計で収入済み
- 注2) ただし、運用収益(利息) 16,255 千円のうち、7,940 千円は一般会計にて収入
- 注3) 鹿児島県については一般会計で事業を行っているため、貸付金=総資産総額として算出
- 注4) 利用度は、貸付金残高÷ (繰越金+貸付金残高) ×100%で算出

すべての自治体のデータを収集しているわけではないため、当該データのみによって全体の傾向と比較することは適当ではないが、少なくとも上記各自治体と比較した場合においては、熊本県における貸付金利用度が低くなっていることがわかる。

つまり、貸付事業のために資産がプールされているにもかかわらず、本来の事業の ために利用されている割合が比較的低いということができ、その分、当該特別会計で 保有している資産の活用につき、有効度が比較的低くなっているということができ る。

また、上記表においては参考までに平成26年度における他会計繰出金の金額も記載しているが、熊本県よりも利用度が高い自治体においても、特別会計や基金の残高から一般会計へ繰出を行っている事例、もしくは、利息収入の一部もしくは全部を一般会計で収入することで、実質的に一般会計への繰出を行っている事例がある。熊本県の計画では、以下のとおり貸付金の収支状況を見込んでいるが、上記のような状況

に鑑みると、一般会計への繰出金の計画をより早期化し、資産利用の効率性を早期に 高める努力をすべきではないかと考える。

(イ)貸付事業の今後の方向性について

① 資金貸付計画の検討

担当課からの繰越金に関する考えは次のような内容であった。

今後、市町村においては、公共施設等の除却の需要が出てくるものと考えられる。除却で活用可能な地方債は合併特例債(市町村合併後 10 年間のみ起債可能、充当率 95%)、除却債(充当率 90%)があるが、充当残部分の負担があることや、合併特例債の発行期限が 31 年以降切れるため、本貸付事業を活用する団体が増えることが考えらる。

当課は公共施設の適切な管理を推進する立場であることから、充当率の有利な市町村振興資金の利用を促すことが考えられ、今後発生が予測される資金需要に応えるため、当事業を存続させる必要性があると認識している。また、除却のための貸付は、一般資金(有利子)で対応するため、今後は一般資金による貸付が増加するものと見込んでいる。

保有資産の有効活用のため一般会計への繰出を行う一方で、今後発生する資金需要に対して、毎年度安定して貸付を行うためには、一定程度の資産を特別会計として保有しておく必要がある。

しかし、示された今後5年間の貸付・回収見通しは次のとおりであった。

(単位:千円・%)

項目\年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
償還金	217, 232	160, 067	125, 814	75, 315	93, 875
繰越金	2, 633, 815	2, 428, 297	2, 148, 221	1, 903, 810	1, 608, 912
歳入計	2, 851, 047	2, 588, 364	2, 277, 035	1, 979, 125	1, 702, 787
貸付金	300, 000	300,000	300,000	300, 000	300,000
事務費	249	237	225	213	203
繰出金	122, 501	139, 906	70,000	70,000	70,000
歳出計	422, 750	440, 143	370, 225	370, 213	370, 203
繰越額	2, 428, 297	2, 148, 221	1, 903, 810	1, 608, 912	1, 332, 584
貸付残高	773, 770	913, 884	1, 088, 112	1, 312, 797	1, 518, 922
資産総額	3, 202, 067	3, 062, 105	2, 991, 922	2, 921, 709	2, 851, 506
貸付金利用度	24. 16	29. 84	36. 37	44. 93	53, 27

「今後、市町村においては、公共施設等の除却の需要が出てくるものと考えられる」

という説明に対し、5年間の貸付・回収見通しにおいて、貸出金見通しは毎年3億であり、平成31年度以降の資金需要見込みに反映されていない。5年間の貸付・回収計画の見直しが必要である。

② 資金調達手段面での検討

本事業は県内の自治体等の実施する事業に対する資金の貸付である。また、その趣旨は、他の資金調達方法(地方債の起債等)では資金調達が難しい事業に対して円滑に資金を提供することが挙げられる。

しかし、昭和57年に本事業に関する条例が制定されてから30年以上が経過し、自 治体の資金調達方法も多様化し、あるいは制度の簡素化等が行われている。当該事業 の存在意義の再検討が必要である。

(例1) 地方債の発行要件の変化

 . , =,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
年度	変更内容等				
平成 17 年度まで	・許可制による運用				
平成 18 年度より	・協議制の導入				
平成 24 年度より	・届出制の導入。一定の要件を満たす地方公共団体				
	について、原則協議不要に				
平成 28 年度より	・協議不要基準の緩和				

(一般財団法人地方債協会 HP 等より作成)

(例2) 地方公共団体金融機構 6の貸付事業

年度	変更内容等
平成 20 年度	・設立。公益企業金融公庫の事業を引継
平成 21 年度	・貸付対象拡大(以下、同様)
	地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨
	時財政対策債
平成 22 年度	社会福祉施設整備事業
平成 23 年度	公共事業等、緊急防災・減災事業、一般事業(出資
	金・貸付金、負担金)、被災施設借換債
平成 24 年度	一般事業(地域総合整備資金貸付事業、被災施設復
	旧関連事業)、学校教育施設等整備事業)
平成 25 年度	全国防災事業、特定被災地方公共団体借換債
平成 26 年度	一般廃棄物処理事業
平成 27 年度	公共施設最適化事業

(同機構 HP より作成)

⁶ 地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通し、資本市場からの資金調達に関して支援を実施することで、地方団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与。(同機構 HPより)

③ 他県における状況

上記の通り、地方公共団体の資金調達の方法は、本事業設置のころから比較すると 多様化しており、またその要件も緩和されてきている。その影響もあってか、他自治 体において、同様の事業が停止、もしくは廃止されている事例も見られる。

自治体	内容
佐賀県	平成 19 年に市町村振興資金貸付条例を廃止
広島県	平成 21 年度をもって貸付事業を廃止
大分県	平成23年以降、貸付事業を休止中

また、「(ア) 繰越金の水準について」でも示したとおり、本制度を残している自治体においても、特別会計あるいは基金で保有する総資産に対する、貸付金の残高の割合を高めて、資産を効率的に活用しようとの意図も見ることができる。各自治体とも財源が限られる中、資産の有効活用の面からも、利用度が低い貸付事業については廃止するか、利用度をあげるか、いずれかの目的をはっきりさせたうえで存否を判断しているように考えられる。

④ 資金需要面での検討

熊本県においても、平成21年度から平成24年度までの間は貸付事業を休止しており、再開前と再開後においては貸付件数に大きな開きがある。

年度	件数	貸付金額 (千円)
平成 27 年度	3	263, 900
平成 26 年度	1	32, 600
平成 25 年度	2	88, 200
(休止期間)	_	
平成 20 年度	11	137, 200
平成 19 年度	12	236, 900
平成 18 年度	13	328, 900

今後の動向について、明確な見通しを立てることは難しいものの、国全体として人口が減少傾向にある中、以前のように資金需要が増えることは考えにくい。

したがって、「あれば便利な制度ではあるが、必ずなければ困るというほどではない」という状況が続くのではないか。

⑤ コスト面での検討

当該特別会計では6億円余りの貸付金が無利子で運用されていることになっている。 当該貸付金に係る利息の機会費用を考えれば、年数百万円単位のコストを県が負担し ていることになる。したがって、この利息に相当する額を実際に支出することで同様 の効果が得られれば、結果的に行政実施コストとしては同等となる。 以上より、先ず貸付金制度の利用度の向上を図り、資産運用の効率性を図るべきと考える。今後、県内市町村では、公共施設等の老朽化対策に係る資金需要が見込まれる。現在、市町村が利用している「合併特例債」は時限的な財政措置であること、「除却債」は充当残部分の地方負担が大きいことなどから、本貸付金を活用する団体が増加することが予想されるが、資産の有効活用の観点から、以下の2点につき、数値目標を掲げたうえでこれを維持する努力が必要になるものと思われる。

- a. 毎年度一定水準の貸付が実行されること(資金の需要があること)
- b. 貸付金利用度を一定水準に保つこと

a. については、今後数年間は年間 3 億円の貸付を見込んでいるが、b. については、 現時点で特に指標化されたものはない。したがって、b. についても何らかの指標を設 定し、利用度が一定水準以下に下がることが見込まれる場合には、余剰金を一般会計 に繰り出し、資産運用の効率化を図るべきである。

また、資金調達の手段は市町村の自助努力により行い、県の立場からは重点施策として推進したい事業に対して、当該資金調達コストの一部を補助する、という形で支援するという方法もあると考える。この方法によれば、県として毎年多額の資金を特別会計として確保して実施する必要がなく、かつ、施策の実施に係るコストも明確にすることができ、経済性、有効性の面でより望ましいのではないかと考える。

今後、貸付金制度の廃止も含めて、当該事業計画の見直しが必要と考える。

13) 「収入証紙特別会計」について

(1) 「収入証紙特別会計」の目的

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項 ⁷ の規定により、収入証紙による歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して経理する必要があるため、特別会計を設置する。

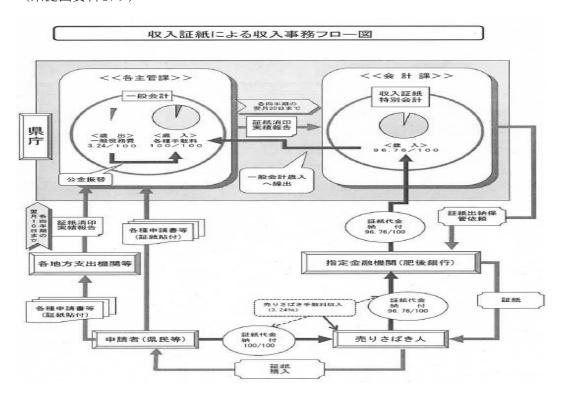
(2) 「収入証紙特別会計」の扱う事業内容の概要

証紙の売りさばき代金をもって歳入とし、証紙適用の一般会計収入科目に対する繰出金をもって歳出としている。

【具体的な事業内容】

県が指定した収入証紙の売りさばき人が、証紙の出納保管を行う指定金融機関(㈱肥後銀行)から証紙を買い受ける際、払込書により証紙代金(額面から売りさばき手数料を除いた額)を指定金融機関に払いこんだ時点で県の歳入として特別会計の収入になる。証紙により手数料を収入する課局の長は、四半期ごとに会計管理者に証紙消印実績報告を行い、会計管理者は報告に基づき特別会計から課局の歳入に繰出金として支出する。毎年6月1日付けで、前年度の収入から支出を引いた額を繰越金として収入している。

(県提出資料より)



⁷ 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て 一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

(3) 「収入証紙特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
証紙収入	2, 905, 676	2, 779, 462	2, 713, 657	2, 846, 164	2, 747, 114
繰越金	217, 479	229, 564	226, 345	233, 425	229, 287
歳入合計	3, 123, 155	3, 009, 026	2, 940, 003	3, 079, 590	2, 976, 401
繰出金	2, 893, 591	2, 782, 681	2, 706, 577	2, 850, 303	2, 742, 903
歳出合計	2, 893, 591	2, 782, 681	2, 706, 577	2, 850, 303	2, 742, 903
翌年度繰越額	229, 564	226, 345	233, 425	229, 287	233, 497

不納欠損額	-	ı	1	_	-
収入未済額	I	I	ı		_

平成27年度における繰出金の内訳(金額上位10件を個別掲示)

課名	手 数 料	年間件数	年間金額 (円)
警察本部	自動車運転免許証交付手数料	344, 327	798, 426, 123
警察本部	自動車保管場所関係手数料	207, 192	261, 612, 238
警察本部	高齢者講習手数料	47, 362	244, 651, 418
警察本部	更新時講習手数料	237, 202	180, 782, 755
警察本部	自動車運転免許試験手数料	70, 071	131, 820, 841
監理課	建設業許可申請手数料	1, 665	94, 447, 436
健康危機管理課	乳肉衛生関係手数料	214, 221	86, 627, 275
警察本部	道路使用関係手数料	36, 957	85, 802, 123
健康危機管理課	食品衛生関係手数料	10, 250	65, 101, 676
国際課	旅券等発給手数料	33, 235	64, 191, 261
※ その他	(107項目)		729, 440, 648
	合計	19, 107, 753	2, 742, 903, 794

(4) 「収入証紙特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 担当者に対してヒアリングを実施するとともに、法令、要項、取り扱い要領等の内容を確認した。
- ▶ 収入証紙特別会計については、平成27年度において収入証紙の取扱に関する業

務の改善等について、包括外部監査の意見を述べているが、当該意見に対する対 処状況を確認した。

(イ) 結果の概要

平成27年度における監査人からの意見と、これに対する県の回答は以下のとおりである。

意見の内容(要約)	改善措置(要約)
① 熊本県が採用する会計処理方法に	収入証紙制度に係る歳入歳出は、一般
よれば、紛失等により書類に貼付	会計と区分しておく必要があり、また
されることが見込まれない証紙に	紛失等により回収が見込まれない証紙
ついては、特別会計の残高として	を把握することは困難であるため、収
残るだけで、一般会計収入に振替	入証紙特別会計内で管理している繰越
えられる可能性がない。今後運用	金の一部を一般会計へ振替えることは
方針を見直す必要がある。	できない。
② 指定金融機関に対し、収入証紙の	手数料等の取扱については、今後適
管理を委託しているが、委託料等	宜、関係所管課との協議・検討を進め
が支払われていない。	る。
③ 収入証紙の取扱についてはいくつかの問題点があることから、コンビニ収納や、現金による納付等、新たな手数料収納方法も検討すべきである。	現金を取り扱わないことによる安全性 や利便性、効率性の面で有用であり、 新たな収納方法の導入に関するイニシ ャルコスト・ランニングコストも考慮 する必要があるため、当面現状を維持 する。

(ウ) 結論

上記の手続の結果、法令等に違反する重要な指摘事項は存在しないものと判断した。 しかし、今後検討をしてはどうかと考える事項3件を意見として記載した。

- (5) 「収入証紙特別会計」に対する指摘事項 特に指摘すべき事項はなかった。
- (6) 「収入証紙特別会計」に対する意見
 - (ア) 過年度意見に対する今後の対応について

上記意見②に対する回答については、今後の協議等の進展を待つほかないが、①及 び③については改めて検討を要する点ではないかと考える。 例えば、①については「紛失等により回収が見込まれない証紙を把握することは困難であるため、収入証紙特別会計内で管理している繰越金の一部を一般会計へ振替えることはできない。」としているが、それでは半永久的に繰越金のままとなる可能性がある。また、②についても社会は変化してきており、県民からみた利便性という観点からも見直しの議論があってもいいのではないかと考える。

(イ) 証紙特別会計の見直しについて

「繰越金の残高を特別会計に残しておくことの是非」につき、「回収が見込まれない 証紙を把握することは困難」であることを理由に、「繰越金の一部を一般会計に振替え ることはできない」としている。

ただ、各会計の繰越金は何らかの形で正確な金額が把握できるようにしておくべきであり、そもそも繰越金の内訳が正確に把握できない性質のものを、繰越金として残しておくことに問題があるのではないか。

そこで、年間ベースで取扱金額が大きく、当該手数料収受に関する証紙の売りさばき場所が決まっている項目(自動車運転免許更新関係、衛生関係手数料、等)は、売りさばき人が指定金融機関から証紙を購入した時点で当該部署の収入に計上し、そうでないものについては売りさばき時点で、例えば会計課の一般会計における雑収入として計上し、その後各部署での証紙の回収実績に応じて収入金額を振替えるという方法でもよいのではないか。このようにすれば、各年度において「販売したが未使用」となった証紙については、当年度の「雑収入」として整理されることになり、少なくとも特別会計で繰越金として残置することはなくなる。

この方法を採用するとした場合、例えば、過去の分は今後 10 年間繰越金で管理する という暫定処置で対応し、10 年後残置されている額は一括で一般会計に繰り戻し、今 後収入証紙売却分は、年度毎に完結するという方法でもいいのではないかと考える。

また、「収入証紙制度に係る歳入歳出は、一般会計と区分しておく必要があり」としているが、他県では証紙収入を販売時点で一般会計の収入としている事例も多い。例えば以下の自治体では証紙制度を設けているものの証紙管理に関する特別会計を設置していない。

※収入証紙特別会計に関する条例を設置していない都道府県の例 北海道、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、神奈川県、長野県、岐阜県、三重 県、兵庫県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

上記がすべてではないが、少なくとも九州各県の中では、証紙に関する特別会計を 設置している都道府県は少数派である。

上記特別会計を設置していない都道府県の中で、決算書から読み取れる範囲において収入証紙を販売時点で「証紙収入」として計上している事例を掲げると、以下のとおりである。

・山形県(平成26年度一般会計歳入決算審査資料より抜粋)

第8款 使用料及び手数料(単位:円)

調定額	収入済額
5, 810, 553, 650	5, 801, 176, 314

収入済額は 58 億 117 万 6,314 円で、前年度から 9 億 9,841 万 7,249 円 20.8%増加した。これは、(中略) 自動車運転免許の更新件数の増加による自動車運転免許手数料の増などで証紙収入が 1 億 983 万 7,885 円増加したことなどによるものである。

・茨城県(平成26年度一般会計歳入決算審査資料より抜粋)

第8款 使用料及び手数料(単位:千円)

調定額	収入済額
13, 935, 778	13, 545, 953

調定額は,前年度に比べ23億2,019万1千円の増である。

調定額の主なものは、次のとおりである。

証紙収入 4,950,411 千円 土木使用料 4,429,037 千円

教育使用料 2,617,408 千円

・岐阜県(平成26年度一般会計歳入決算審査資料より抜粋)

第8款 使用料及び手数料(単位:円)

第 0 款 使用材及UT数料(单位:口)		
科目 (項)	調定額	収入済額
使用料	6, 573, 033, 388	6, 561, 399, 017
手数料	183, 369, 571	183, 186, 870
証紙収入	3, 229, 724, 803	3, 229, 724, 803
計	9, 986, 127, 762	9, 974, 310, 690

・宮崎県(平成27年度一般会計歳入決算審査資料より抜粋)

第8款 使用料及び手数料(単位:円)

調定額	収入済額
9, 549, 841, 326	9, 544, 322, 815

収入済額 9,544,322,815 円の内訳は、使用料 6,768,589,740 円、証紙収入 2,721,656,715 円及び手数料 54,076,360 円である。

上記の他、証紙による収入の一部のみを特別会計で処理し、その他については一般 会計で処理するという事例も見られた。

・静岡県(平成26年度一般会計・特別会計決算審査資料より抜粋)

(一般会計)

第8款 使用料及び手数料(単位:円)

調定額	収入済額
12, 191, 167, 473	12, 180, 925, 481

収入済額 121 億 8,092 万 5,481 円の内訳は、次のとおりである。 使用料 61 億 7,886 万 8,612 円 証紙収入 56 億 4,787 万 5,729 円 手数料 3 億 5,418 万 1,140 円

(特別会計)

静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計

歳入(単位:円)

調定額	収入済額
2, 805, 169, 700	2, 805, 169, 700

歳出(単位:円)

予算額	支出済額		
2, 914, 000, 000	2, 805, 169, 700		

- 1歳入歳出差引額は、0円である。
- 2 収入済額 28 億 516 万 9,700 円は、自動車税等証紙収入である。
- 3 支出済額 28 億 516 万 9,700 円は、一般会計の自動車税及び自動車取得税への繰出金である。
- ・千葉県(平成26年度一般会計・特別会計決算審査資料より抜粋)

(一般会計)

第7款 使用料及び手数料(単位:円)

調定額	収入済額	
22, 975, 240, 081	22, 579, 710, 108	

手数料の収入状況は次表のとおりである。

科目	調定額	収入済額
(中略)		
証紙収入	8, 744, 952, 184	8, 744, 952, 184
計	9, 158, 774, 254	9, 158, 774, 254

(特別会計)

自動車税証紙特別会計

歳入(単位:円)

調定額	収入済額		
7, 091, 487, 276	7, 091, 487, 276		

歳出(単位:円)

予算額	支出済額		
6, 757, 718, 386	6, 757, 718, 386		

収入済額の内訳は、県税 6,589,385,000 円、繰越金 502,102,276 円で、支出済額は、一般会計繰出金 6,757,718,386 円で、不用額は、一般会計繰出金 373,281,614 円であり、歳入歳出差引額は333,768,890 円となっている。

上記、他県における事例を見ても、一般会計において証紙収入を処理する事例もあり、また一部の項目のみ特別会計で処理し、それ以外の項目については一般会計において処理するといった事例も見られることから、必ずしも証紙に関する収支を、一般会計と明確に区分しておく必要性はないといえるのではないか。

(ウ) 証紙以外による手数料の収受について

昨年の報告書(平成27年度包括外部監査報告書65ページ)でも述べられているとおり、少なくとも現金導入に関するイニシャルコストとランニングコストの見込額を比較した限りにおいては、経済性の面から言って現金収受の導入を検討する余地は十分あるものと考えられる。

また、現金事故のリスクについても、県の回答では懸念が示されているものの、これも昨年の報告書で述べられているとおり相応の対策はとることができる。そもそも、現状においても収入証紙販売時点での現金事故のリスクはあり、これを県としては売り捌き人へ「手数料」というコストを支払うことで、リスクを転嫁しているに過ぎない。遠隔地の納付者に対する利便性の問題も述べられているが、収入証紙の場合においても最寄りの売り捌き所まで出向くことには変わりはない。仮に利便性が明らかに向上すると思われる事例があるのであれば、それについてのみ証紙による納付方法を残しておき、「証紙を購入する場所⇒証紙を納付する場所」については、現金化する、という方法も考えられる。

証紙による納付の制度を維持する前提で考えるのではなく、これまでと異なる観点から制度を見直し、可能なところから見直すという観点があっても良いのではないかと考える。

14) 「公債管理特別会計」について

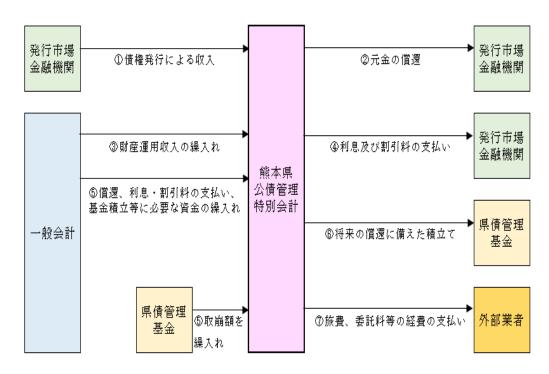
(1) 「公債管理特別会計」の目的

当該特別会計は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、 県債の管理とその経理の適正を図るために設置されたものである。その対象としている 県債は一般会計で発行されているものに限定され、特別会計で発行している 県債に ついては管理の対象外としている。

具体的には、主に以下のような業務を管理している。

- 市場公募債及び借換債の発行及び元金、利子の償還
- 将来の償還に備えた県債管理基金への積立
- 県債発行に要する手数料の支払い

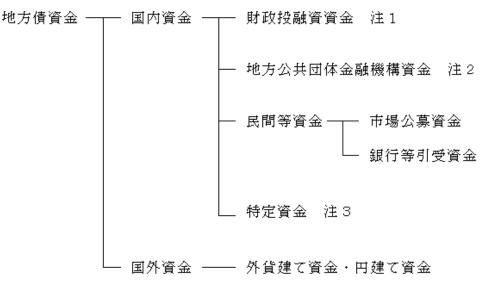
公債管理特別会計の特徴



上記のように、満期一括償還を行う市場公募債については、その返済財源を「県債管理基金」において毎期積み立てを実施しており、償還時に取り崩して返済資金を確保することで、償還時に資金需要が集中しないよう配慮されている。その他の分割返済している県債の返済資金については、県債発行による収入及び財産運用収入を考慮したうえで、不足資金を一般会計から繰り入れていることから、公債管理特別会計において繰越資金はゼロとなっている。

すなわち、公債管理特別会計は、毎期歳入と歳出が一致するように一般会計からの 繰入額を調整しており、繰越資金は県債管理基金において、将来の償還に向けた積立 金という形で残っており、公債管理特別会計と県債管理基金は一体としてみる必要がある。

- (2) 「公債管理特別会計」の扱う事業内容の概要
 - (ア) 熊本県の一般会計で発行している県債の概要



注1:財政投融資資金とは、財政融資資金法に基づき財投機関債又は財投債の発行により、金融市場から調達した資金等である。

注2:地方公共団体金融機構とは、地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通し、地方公共団体の財政の健全な運営等に寄与するとともに、地方公共団体が資本市場からの資金調達を効率的に行っていくために必要な支援を実施している団体であり、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関である。地方公共団体金融機構資金は同団体が提供している貸付資金である。

注3:国の予算及び政府関係機関等からの貸付金で、特別な法律を根拠としている。

上記のうち、熊本県の一般会計で発行している県債は、財政投融資資金、地方公共 団体金融機構資金等の公的資金、及び市場公募債等の民間等資金である。

また、市場公募債の発行方法の区分によれば、熊本県が単独で発行している個別債(5年債及び10年債)と共同発行市場公募地方債®の2種類である。

(イ) 県債発行の手順

県債の発行は、短期的な資金計画及び長期的な資金計画に基づいて、以下のような

_

⁸ 共同発行市場公募地方債

全国型市場公募債を発行する地方自治体(36 団体)が共同して発行する共同債(10 年債)で、平成 15 年 4 月から毎月発行されている。特徴としては、地方財政法第 5 条の 7 に基づき、36 団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行されることにある。また、発行団体に万一災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行うため、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置している点にある。さらに、非常に流動性の高いところに特徴がある。(一般財団法人 地方債協会のパンフレットより)

手順で発行される。

① 新規発行

- 各課の年度末での支払予定等の情報を収集し、3月末での必要資金を算定する。
- 必要資金に対して、調達すべき資金の額を算定し、債権の発行方法等について 検討を行う。
- 債権の発行について、総務省に届け出を実施する。
- 債権ごとに、発行条件、引受金融機関、金融機関ごとの引受額等を決定する。
- 債権を発行する。

② 借換債の発行

- 借換債は、短期的資金の借換えのために発行している。短期的資金は当初 10 年を中心に比較的短い期間で調達していることから、この償還時に金利状況等を 考慮し、長期的な資金(20 年程度)に借換えをするか否か検討している。
- 債権ごとに、発行条件、引受金融機関、金融機関ごとの引受額等を決定する。
- 債権を発行する。

平成27年度の支払いのために、平成28年4月に「平成27年度債銀行等引受債 借入方針(案)」を作成し、起債を行っていることを確認した。内容としては、熊本県の借入に関する基本的な方針を説明したうえで、他県の資金調達状況等を踏まえて、具体的な借入条件を記載している。

(基本的な考え方)

- 10 年債は、債権市場においてベンチマークの年限であり、引受サイドからの供給も行いやすい年限と考えられるため、10年債の借入を基本とする。
- 現在の低金利の状況であることを考慮し、将来の金利上昇リスクに備える点で、 超長期債(20年)について昨年程度の借入を行う。
- また、手数料のコスト低減を図るため、証書での借入を基本とする。

現状は、景気の変動が激しく、20 年を超える借入についてはその金利の有利さを維持できるか不透明であることから、比較的短期の 10 年で借入れをすることを基本としているようである。

但し、現在は低金利で、今後は金利が上昇する可能性があることから、長期借入についても、前年度と同程度は行う方針としている。

また、借入金残高全体の管理としては、できる限り借入金残高を減少させる方針を とっているようであるが、平成 24 年度には熊本広域大水害が発生したことから、一旦 平成 25 年度は起債額が増加した。その後は減少に転じているが、平成 28 年 4 月に発 生した「平成 28 年熊本地震」の影響から、平成 29 年度は起債額が増加する可能性が ある。

(3) 「公債管理特別会計」の直近5ヶ年の歳入歳出推移

(単位:千円)

項目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
財産運用収入	108, 242	128, 601	175, 762	257, 689	437, 291
一般会計繰入金	32, 020, 338	35, 309, 501	37, 584, 481	39, 439, 072	41, 395, 147
基金繰入金	740, 000	740, 000	1, 097, 000	4, 240, 000	7, 152, 000
繰越金	_	_	_	_	_
県債	39, 923, 617	26, 761, 466	29, 577, 734	46, 423, 752	44, 603, 572
歳入合計	72, 792, 198	62, 939, 568	68, 434, 977	90, 360, 514	93, 588, 010
公債費	72, 792, 198	62, 939, 568	68, 434, 977	90, 360, 514	93, 588, 010
歳出合計	72, 792, 198	62, 939, 568	68, 434, 977	90, 360, 514	93, 588, 010
翌年度繰越額	_	_	_	_	_

不納欠損額	ı	-	ı	-	_
収入未済額	_	1	1	-	-

上記によれば、平成 26 年度から平成 27 年度にかけては、歳入及び歳出額が増加傾向にある。これは、過去発行した公債の償還及び借換えが多く発生しているためであり、ここ数年、純粋な新規発行債は 200 億円程度で安定推移している。

県債残高の推移(目的別)

(単位:億円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
通	期首残高	10, 319	10,001	9,760	9, 576	9, 348
常	発行額	510	580	605	547	570
県債	償還額	▲ 828	▲ 821	▲ 789	▲ 775	▲ 763
	期末残高	10,001	9, 760	9, 576	9, 348	9, 155
臨時	期首残高	3, 135	3, 569	3, 966	4, 385	4, 703
財政	発行額	544	534	569	494	425
対策	償還額	▲ 110	▲ 137	▲ 150	▲ 176	▲ 201
債 等	期末残高	3, 569	3, 966	4, 385	4, 703	4, 927
		13, 570	13, 726	13, 961	14, 051	14, 082

注1) 上記発行額及償還額には、借換債分を除いている。

注 2) 上記にはチッソ債等の県債は除いている。

上記のように、チッソ債等を除いた県債の発行残高は、概ね1兆4千億円前後で推移している。このうち、通常県債の残高について、財政再建戦略の取組みの成果として1兆円を下回っていることを挙げている。

(4) 「公債管理特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 本庁担当者に対してヒアリングを実施するとともに、法令、要項、取り扱い要領等の内容を確認した。
- ▶ 特別会計における支出内容を確認するため、平成 23 年度~平成 27 年度の 5 年間の歳入歳出決算書、歳出に関する決裁書を確認した。
- ▶ 熊本県議会の予算、決算及び常任委員会議事録等を閲覧した。
- ▶ 本庁で保管されている、債権の発行に関する書類を閲覧し、内容の確認を実施 した。
- ▶ 本庁で保管されている、発行されている公債に関する「公債管理台帳(銘柄)」 の内容を確認し、他の管理資料との整合性を確認した。

(イ) 結果の概要

上記の手続を実施したが、支出等は適切になされており、法令等に違反する重要な 問題点は存在しなかった。

また、当該特別会計について県議会で重要な審議はなされておらず、重要な問題は 発生していないものと判断した。

さらに、資金調達に関する決裁書類等の内容確認を行ったが、起債作業はルールに 従って適切になされていることを確認した。

(ウ) 結論

上記の手続の結果、法令等に違反する重要な指摘事項は存在しないものと判断した。 しかし、今後検討をしてはどうかと考える事項1件を意見として記載した。

- (5) 「公債管理特別会計」に対する指摘事項 特に指摘すべき事項はなかった。
- (6) 「公債管理特別会計」に対する意見
 - (ア) 県債に関わる職員の充実について

現在県債に関わる事務を担当している業務は、総務部財政課起債班の6名が担当している。同班が担当している業務は、大まかには以下の3つの業務である。

▶ 起債充当等事務関係

- ▶ 起債借入等事務関係
- ➤ その他の事務(起債予算見込額とりまとめ表作成、起債協議・借入とりまとめ・作成、調査対応 他)

業務内容については、起債に関する業務を専業で行っているわけではなく、他の業務と兼業で行っており、起債に関する業務の比率は大きくなく、起債をするための予算作成に関する業務が大半を占めている。よって、公債の利息交渉にかけられる時間は限られており、またより広い資金調達先を確保するための検討の余裕もないのが現状である。

しかし、公債の利率は低いものの、発行する金額が大きいことから、金利の少しの差が支払う金額に大きな影響を与える。もし人員を増強することで、金利を少しでも下げることができるのであれば、増員した職員の人件費を上回る効果が得られる可能性がある。平成27年5月時点の銀行等引受10年債の金利は0.553%であるが、九州管内でも福岡県及び宮崎県は熊本県よりも低い金利で調達できている。0.001%金利を引き下げるだけで、670千円(新発債のうち銀行引受額67,066百万円×0.001%)の金利支払い額の削減ができる。現在は超低金利であることから、得られる効果も小さいが、金利上昇局面ではより大きな効果が期待できる。

上述したような、取引金融機関の幅を広げること、及び金利の引き下げを実現する ために必要であれば、人員の増強を検討する必要がある。

15) 「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」について

- (1) 「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」の目的 本会計は、チッソ株式会社に対する貸付金等の返済の猶予により、チッソ株式会社 が原因者負担の原則に基づいて行う水俣病患者に対する補償金の支払に支障が生じな いようにすることに伴い、チッソ株式会社に対して行った補償金の支払に係る資金の 貸付のために起こした県債等の償還等の円滑な運営と適正な経理を行うことを目的と して設置されている。「熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特 別会計条例」に基づくものである。
- (2) 「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」の扱う事業内容の概要
 - (ア) この特別会計に関する条例は、平成12年3月23日条例21号において公布され、 平成12年4月1日から施行されている。これは、平成12年2月8日に閣議了解された「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」に対応するものである。従来存在した以下4つの特別会計が1つに集約されたものとなっている。
 - ▶「熊本県水俣湾等堆積汚泥処理事業特別会計条例」
 - ▶「熊本県のチッソ株式会社に対する貸付資金特別会計条例」
 - 「熊本県の財団法人水俣・芦北地域振興基金に対する貸付資金特別会計条例」
 - ▶「熊本県の財団法人水俣病問題解決支援財団に対する出資金特別会計条例」

(イ) 水俣病の経緯

昭和31年水俣病が公式確認され、昭和48年熊本地方裁判所はチッソ株式会社の責任を認める判決を下した。以後、原因企業としてのチッソ株式会社、行政責任者として国、熊本県が問われている。

- (ウ) 「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」の概要 「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」-抜粋-
 - ① チッソ株式会社は、自らの徹底的な経営合理化と関係金融機関の適切な協力等を 得て年間 53 億円を上回る経常利益を確保する。
 - ② 熊本県は、チッソ株式会社が経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲内で熊本県への貸付金返済を行い得るよう、各年度、所要の支払い猶予を行う。
 - ③ 国は、チッソ株式会社が経常利益の中から患者への補償金を優先的に支払っていくことを支援する。具体的には、熊本県が上記②の措置を講ずる場合に県債償還に支障をきたさぬよう、国は支払猶予等相当額を一般会計からの補助金及び地方財政措置により手当てする。

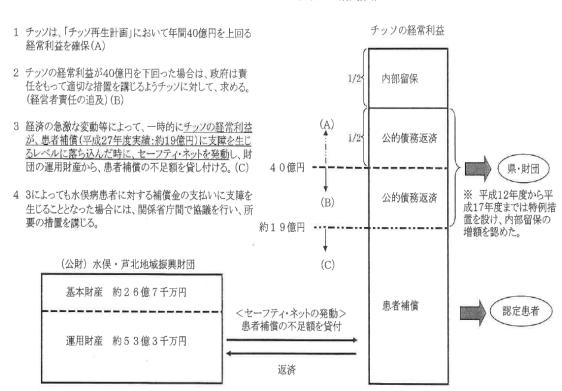
④ これまでのチッソ株式会社に対する金融支援措置に関して、万一不測の事態が発生しチッソ株式会社からの地方債の元利償還財源の確保が困難になった場合には、従来の閣議決定に基づき、国において「万全の措置」を講ずるものとする。

(エ) 支援体制の概略図

熊本県は、チッソ貸付資金(患者県債、ヘドロ立替債、特別県債)及び公益財団法人水俣・芦北地域振興財団を経由したチッソ貸付資金(設備県債、H7 一時金県債、H22一時金県債)により資金を調達してチッソに貸付し、その県債の償還については、原則チッソ株式会社からの利益返済をもって充てる。公益財団法人水俣・芦北地域振興財団を経由する理由は、患者に対する一時金支払等業務を機動的に実行するためである。

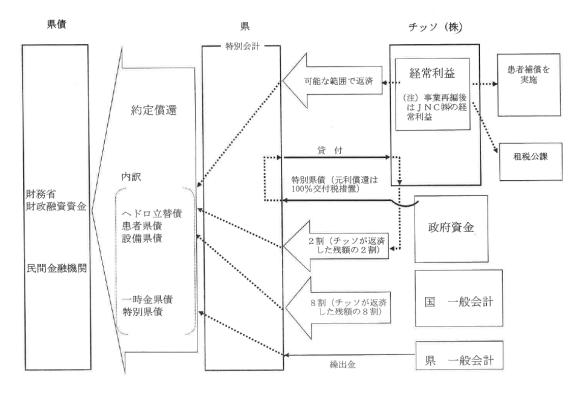
<「チッソ株式会社に対する金融支援措置」についての経緯>(平成28年4月)より

セーフティ・ネットの仕組み (概略図)



※経常利益については、民間金融機関の無利子化相当額13億円(常に内部留保)を除く。

チッソ支援抜本策の仕組み(概略図)



- (オ) 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の概要
 - ① 当財団の所在地 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号(熊本県環境生活部環境政策課内)
 - ② 当財団の行う事業
 - 地域振興事業
 - もやい直しセンター運営費助成事業
 - 環境技術研究開発事業
 - 市町福祉対策特別助成事業
 - ・ 設備投資貸付事業・ 一時金支払資金貸付事業
 - ③ 当財団の総資産等(平成27年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	134	流動負債	60
固定資産	105, 223	固定負債	9, 461
基本財産	2, 656	正味財産	95, 836
特定財産	93, 095		
その他固定資産	9, 471		
資産合計	105, 357	負債及び正味財産合計	105, 357

(カ) チッソ株式会社に係る県債の償還状況 (平成28年3月31日現在) (単位: 百万円)

		元金	利子	計	償還条件
	償還予定総額	89, 631	73, 678	163, 309	30 年償還 5 年
 患 者 県 債	償還累計額	71, 425	72, 437	143, 862	据置
	償還予定額 (未償還額)	18, 206	1, 241	19, 447	半年賦元利均 等払
	償還予定総額	10, 000	2, 047	12,047	10 年償還3年
設備県債	償還累計額	10, 000	2, 047	12,047	据置
	償還予定額 (未償還額)	0	0	0	半年賦元利均 等払
	償還予定総額	29, 742	39, 057	68, 799	30 年償還 5 年
ヘドロ立替債	償還累計額	28, 378	38, 954	67, 332	据置
	償 還 予 定 額 (未償還額)	1, 364	103	1, 467	半年賦元利均 等払
	償還予定総額	5, 070	2, 893	7, 963	30 年償還 5 年
H7 一時金県債	償還累計額	2, 781	2, 510	5, 291	据置
	償 還 予 定 額 (未償還額)	2, 289	383	2, 672	半年賦元利均 等払
	償還予定総額	18, 490	3, 088	21, 578	20 年償還3年
特別 県 債	償還累計額	6, 967	2, 121	9, 088	据置 半年賦元利均
	償 還 予 定 額 (未償還額)	11, 523	967	12, 490	等払
	償還予定総額	12, 501	1, 887	14, 388	20 年償還3年
H22 一時金県債	償還累計額	2, 253	776	3, 029	据置
	償 還 予 定 額 (未償還額)	10, 248	1, 111	11, 359	半年賦元利均 等払
	償還予定総額	165, 434	122, 650	288, 084	
合 計	償還累計額	121, 804	118, 845	240, 649	
	償還予定額(未償還額)	43, 630	3, 805	47, 435	

(キ) チッソ株式会社に対する貸付状況 (平成28年3月31日現在) (単位:百万円)

	元金	利子	計	償還条件	
認定患者補償金貸付金 (患者県債)	償還予定総額	89, 631	73, 678	163, 309	30 年償還
	償還累計額	26, 777	68, 689	95, 466	50 平頂 ^図 5 年据置 半年賦元利
	償 還 予 定 額 (未償還額)	62, 854	4, 989	67, 843	均等払
設備投資資金貸付金	償還予定総額	10,000	2, 047	12, 047	10 年償還
(設備県債)	償還累計額	1, 374	1, 212	2, 586	3年据置 半年賦元利

	償還予定額	8, 626	835	9, 461	均等払
	(未償還額)	0,020	000	3, 101	
	償還予定総額	29, 742	39, 057	68, 799	30 年償還
公害防止事業負担金 (ヘドロ立替債)	償還累計額	13, 674	37, 418	51, 092	5年据置 半年賦元利
	償還予定額 (未償還額)	16, 068	1, 639	17, 707	均等払
	償還予定総額	7, 965	4, 069	12, 034	50 年償還 22 年据置 (22 年間は) (21 年間は
H7 一時金支払貸付金	償還累計額	0	0	0	単利とし、 利払いも猶 予)
(H7 一時金県債)	償 還 予 定 額 (未償還額)	7, 965	4, 069	12, 034	23 年目に 22 年目ま での利子を 元金化し、 半年賦元利 均等払
特 別 貸 付 金	償還予定総額	18, 490	0	18, 490	20 年償還 3年据置 半年賦元金 均等払(無 利子)
	償還累計額	0	0	0	
(特別県債)	償 還 予 定 額 (未償還額)	18, 490	0	18, 490	
	償還予定総額	83, 908	15, 356	99, 264	30 年償還 5 年据置 (5年間は
H22 一時金支払貸付金	償還累計額	0	0	0	単利とし、 利払いも猶 予) 償還期間及 び据置期間
(H22 一 時 金 県 債)	償 還 予 定 額 (未償還額)	83, 908	15, 356	99, 264	を 4 年 の 年 の 年 の 年 日 の 年 目 ま を 半 の 年 目 ま を 半 出 知 生 紙
	償還予定総額	239, 736	134, 207	373, 943	
合計	償還累計額	41, 825	107, 319	149, 144	
	償 還 予 定 額 (未償還額)	197, 911	26, 888	224, 799	

(ク) 県債償還残高とチッソ株式会社に対する貸付金残高(平成 28 年 3 月 31 日現在) チッソ株式会社に対する貸付資金県債残高・・・・・・ 474 億 35 百万円 チッソ株式会社に対する貸付金残高(未収利息含む)・ 2,247 億 99 百万円 (公益財団法人水俣・芦北地域振興財団を経由したチッソ貸付含む)

(3) 「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」の直近5ヶ年の歳入 歳出推移

(単位:千円)

	(TE-114)				
款目\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
水俣湾堆積汚泥処 理事業費	1, 976, 557	512, 544	954, 484	980, 131	877, 114
チッソ貸付費	5, 490, 581	3, 210, 301	2, 764, 714	3, 138, 150	3, 423, 268
水俣病問題解決 支援団体出資費	276, 266	276, 266	276, 266	276, 266	276, 266
支援措置費	1, 083, 938	5, 831, 747	5, 406, 980	4, 633, 160	4, 007, 279
一時金支払関係 支援費	15, 638, 419	20, 403, 743	354, 536	7, 635, 196	703, 571
歳入合計	24, 465, 763	30, 234, 603	9, 756, 982	16, 662, 906	9, 287, 500
水俣湾堆積汚泥処 理事業費	1, 976, 557	1, 976, 557	1, 586, 793	1, 347, 866	1, 008, 705
チッソ貸付費	5, 645, 018	5, 645, 014	5, 645, 030	5, 645, 020	5, 645, 027
水俣病問題解決 支援財団出資費	276, 266	276, 266	276, 266	276, 266	276, 266
支援措置費	929, 501	1, 933, 021	1, 894, 355	1, 758, 556	1, 653, 929
一時金支払関係 支援費	15, 638, 419	20, 403, 743	354, 536	7, 635, 196	703, 571
歳出合計	24, 465, 763	30, 234, 603	9, 756, 982	16, 662, 906	9, 287, 500
翌年度繰越額	0	0	0	0	0

不納欠損額	_	-	-	-	_
収入未済額	_	ı	ı	I	_

(4) 「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」に対する監査結果

(ア) 実施した監査手続

当該特別会計の管理状況を監査するために、以下のような手続を実施した。

- ▶ 当該特別会計の根拠となる当該特別会計条例、当該特別会計歳入歳出整理表、経済環境常任委員会議事録等入手し、関係書類をレビューした。
- ▶ 特別会計における支出内容を確認するため、平成23年度~平成27年度の5年間の歳入歳出決算書、歳出の内容を確認するとともに、重要なものについては決裁文書の内容を確認した。
- ▶ 熊本県議会の常任委員会議事録を閲覧し、当該特別会計についてどのような議論がなされているか、内容を確認した。

(イ) 結果の概要

当該特別会計は、水俣病患者に対する補償金の支払に支障が生じないようにする ことに伴い、チッソ株式会社へ資金の貸付のために起こした県債等の償還等の円滑 な運営と適正な経理を行うことを目的として設定されたものである。

平成 28 年 3 月 31 日現在県債残高とチッソ株式会社に対する貸付金残高は次の様である。

チッソ株式会社に対する貸付資金県債残高・・・・・・ 474 億 35 百万円 チッソ株式会社に対する貸付金残高(未収利息含む)・ 2,247 億 99 百万円 上記県債残高と貸付残高との間の差額は、主にチッソ株式会社が資金不足から返済 が遅れている部分である。

尚、チッソ株式会社に対する貸付金残高(未収利息含む)2,247 億 99 百万円は、 平成 12 年 3 月 31 日付けで返済免除された 303 億 21 百万円(未収利息 33 億 48 百万円含む)を控除した後の残高である。

(ウ) 結論

上記の手続きの結果、今後早急に改善が求められる指摘事項が1件、今後検討をしてはどうかと考える事項2件を意見として記載する。

- (5) 「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」に対する指摘事項
 - (ア) 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の資産管理について

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団は、県が37.5%出資する財団である。その財団が出資する株式会社水俣環境技術開発センターの概要は下記のとおりである。

- 設立年月日: 平成10年2月16日
- 発行株式総数:1,000株(資本金:5,000万円)
- 株主及び所有株式数

JNC 株式会社 (チッソ株式会社子会社) 800 株 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団 200 株

● 会社の目的: 化学製品の研究開発及び研究開発の受託、これに附帯関連する技術の売買、指導及びコンサルタント他

株式会社水俣環境技術開発センターの事業報告によれば、少なくとも平成22年4月より営業収入はなく、実質休眠会社となっている。この状況をみれば、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団を通じてJNC株式会社へ無利子の貸付を行っているのと同じ経済効果である。公益財団法人水俣・芦北地域振興財団を監督する立場にある環境政策課としては、同財団に今後の対応を検討するよう指示すべきである。

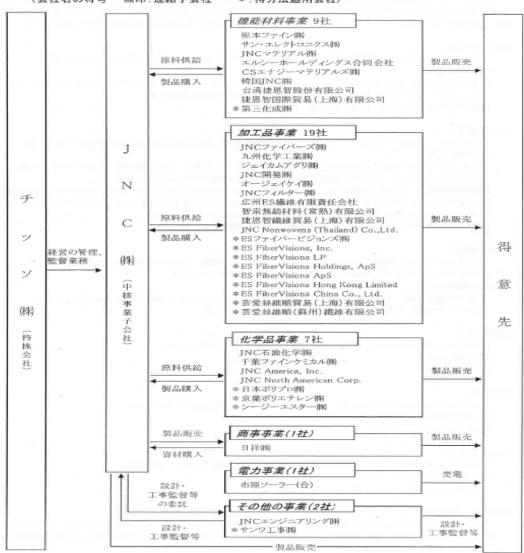
(6) 「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」に対する意見

(ア) チッソ株式会社の返済原資の確認について

「チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計」は、チッソ株式会社 に対して行った補償金の支払に係る資金の貸付のために起こした県債等の償還等特 定の収支を他と区分する為の会計である。

(チッソ株式会社有価証券報告書より)

事業の系統図 当社の事業を系統図によって示すと、次の通りです。 (会社名の符号 無印:連結子会社 *:持分法適用会社)



平成12年2月8日に閣議了解された「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」に基づき、水俣病患者に対する補償金の支払に支障が生じないようにすることに伴い、熊本県は県債発行により資金を調達しチッソ株式会社に貸付を行う。

一方、チッソ株式会社の経常利益を財源に同社から貸付金を回収する。

但し、チッソ株式会社は平成23年1月100%子会社JNC株式会社(本社:東京都千代田区)を設立し、同年3月にチッソ株式会社の事業をJNC株式会社に譲渡している(チッソ株式会社グループ事業系統図参照~平成28年3月期決算短信より)。従って、平成24年3月期より平成28年3月期までチッソ株式会社の売上高はゼロであり、水俣病患者に対する補償金の支払、熊本県からの借入及び公益財団法人水俣・芦北地域振興財団からの借入返済資金は、JNC株式会社からの受取配当金に依存している。

平成12年2月チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議が設けられ、連絡会議の運営について構成員を助けるため連絡会議に幹事を置くこととなった。ここで、チッソ株式会社の経営状況を基に、その年度の補償金額及び借入返済額が決められるという事であったが、非公開会議という事でその議事録は提示されなかった。

連絡会議及び幹事会の構成員(平成28年3月	31	日現在)
---	----	------

構成員	連絡会議	幹事会		
内閣官房	内閣審議官	内閣参事官		
総務省	自治財政局長	自治財政局調整課長		
財務省	大臣官房審議官	大臣官房総合政策課政策推進室長		
経済産業省	製造産業局長	製造産業局化学課長		
環境省	総合環境政策局長	総合環境政策局総務課長		
		" 環境保健部企画課長		
熊本県	副知事	環境生活部長		

国の主導でチッソ株式会社に対する支援措置が政策的に行われていることは理解 できるが、

- ▶ 平成12年3月チッソ株式会社に対する債務免除額303億21百万円実施していること
- ▶ その後もチッソ株式会社の経営状況により貸付金の回収が遅れていること
- ➤ これ以外に水俣病関係では認定業務(平成27年度決算額72百万円、平成26年度決算額36百万円)、総合対策医療事業等(平成27年度決算額89億91百万円、平成26年度決算額89億36百万円)で国民が相当の費用負担をしていること

これらを鑑みると国、県は、チッソ株式会社に対する支援措置をもっと丁寧に国民 に説明すべきであり、情報を公開すべきである。

(イ) 水俣病問題に関する情報発信・ディスクローズの評価について

熊本県は、認定業務、水俣病総合対策事業等を実施する一方で、環境生活部水俣病 保健課において水俣病関連情報発信事業及び水俣病関連情報発信支援事業を予算化

している。

施策	平成 26	年度	平成 27 年度	
水俣病関連情報発信事業	予算額	121, 559	予算額	126, 789
水俣病関連情報発信支援事業	決算額	30, 306	決算額	122, 331

- 水俣病関連情報発信事業として水俣病に対する県民の理解促進を図り、地域全体で水俣病被害者等を支える環境づくりを進めるとともに、水俣病に関する情報・教訓を広く正しく発信する事業を行っている。
 - ▶ 小・中学校及び高校を訪問して児童生徒への水俣病及び環境学習の実施
 - ▶ 教職員を対象とした啓発の実施
 - ▶ 国際会議等での情報発信の実施
 - ▶ 啓発用リーフレットの作成、教育機関や関係機関への配布
 - ▶ くまもと県民交流館パレアに水俣病学習コーナーを設置
- 水俣病関連情報発信支援事業として水俣病発生地域の市町が水俣病に関する 情報、教訓を広く正しく発信する活動に対し、補助を行っている。
 - ▶ 水俣病資料館の展示改修、みなまた環境大学事業及び水俣病解説員養成 講座等の実施(水俣市)
 - ▶ うたせ船で水俣病を学ぶ講座の実施(芦北町)

2度と起こしてはならない水俣病に類する公害について熊本県が積極的に水俣病 関連に関する情報発信予算を設定し、取り組んでいることは評価できる。